

平成22年7月15日（木）開催

行財政改革・道州制等特別委員会会議順序

開議時刻 午後 1 時
会議室 第一特別委員会室

○ 開 会

○ 付 託 事 件

1 新おかやま夢づくりプランに関する調査

(1) 夢づくり政策評価（案）について

2 道州制に関する調査

(1) 地域主権戦略大綱について

3 行財政改革に関する調査

(1) 全国知事会行政改革プロジェクトチーム中間報告について

○ 次回の委員会

平成22年8月31日（火）10:00～

○ 閉 会

夢づくり政策評価(案)について

新おかやま夢づくりプランの平成21年度実績について、次のとおり夢づくり政策評価(案)を取りまとめた。

評価(案)は、プランに掲げる各戦略プログラムに設定した夢づくり協働指標の数値目標の達成度や施策・事業の実施状況等を踏まえ、総合的に判断して作成した。

基本戦略	達成レベル別プログラム数					平均
	レベル5	レベル4	レベル3	レベル2	レベル1	
教育と人づくり	0	7	3	0	0	3.7
安全・安心	0	5	5	0	0	3.5
産業と交流	0	3	6	1	0	3.2
計	0	15	14	1	0	3.5

1 評価(案)の概要

詳細は別紙「夢づくり政策評価(案)シート一覧」のとおり

2 今後のスケジュール

7月16日から8月15日までの間、おかやま県民提案制度(パブリック・コメント)を行い、その後評価を決定する。

(参考) プログラムの達成レベル(5段階)

- レベル5 …… 目標水準を大きく上回った
- レベル4 …… 目標水準を上回った
- レベル3 …… おおむね目標水準
- レベル2 …… 目標水準を下回った
- レベル1 …… 目標水準を大きく下回った

夢づくり政策評価(案)一覧表

基本戦略	戦略プログラム	H19 達成レベル	H20 達成レベル	H21 達成レベル	所管部局
「教育と人づくりの岡山」の創造 (H21平均 3.7)	1 子育て支援プログラム	4	4	4	保健福祉部
	2 子ども教育プログラム	3	3	3	教育庁
	3 青少年プログラム	3	4	3	県民生活部
	4 生涯学習プログラム	4	4	4	教育庁
	5 人権プログラム	3	4	4	県民生活部
	6 男女共同参画プログラム	3	3	3	県民生活部
	7 文化プログラム	3	3	4	環境文化部
	8 国民文化祭プログラム	4	3	4	環境文化部
	9 スポーツプログラム	4	4	4	環境文化部
	10 パートナーシッププログラム	4	4	4	県民生活部
「安全・安心の岡山」の創造 (H21平均 3.5)	1 安全・安心まちづくりプログラム	4	4	4	県民生活部
	2 暮らしと交通の安全プログラム	4	4	4	警察本部
	3 災害対策・危機管理プログラム	3	3	3	危機管理監
	4 自主防災プログラム	3	3	3	危機管理監
	5 健康・医療プログラム	4	4	4	保健福祉部
	6 福祉プログラム	3	3	3	保健福祉部
	7 ユニバーサルデザインプログラム	3	3	3	県民生活部
	8 水と緑プログラム	3	3	3	環境文化部
	9 地球環境プログラム	3	3	4	環境文化部
	10 都市・農村景観プログラム	3	3	4	環境文化部
「産業と交流の岡山」の創造 (H21平均 3.2)	1 地域産業プログラム	4	3	3	産業労働部
	2 新産業プログラム	3	3	3	産業労働部
	3 戦略的企業立地プログラム	4	2	2	産業労働部
	4 観光プログラム	3	3	3	産業労働部
	5 農林水産業プログラム	4	4	4	農林水産部
	6 就労プログラム	3	4	3	産業労働部
	7 交通基盤プログラム	3	3	3	土木部
	8 ユビキタス実感プログラム	4	4	4	県民生活部
	9 まち・むら活性化プログラム	3	3	3	県民生活部
	10 国際化プログラム	4	4	4	県民生活部

夢づくり政策評価（案）シート一覧

平成22年7月

新おかやま夢づくりプランの3年目となる平成21年度実績について、各戦略プログラムごとに達成レベルを5段階に分けて評価を行い案を作成しました。

評価は、夢づくり協働指標の数値目標の達成度や代表的な取組の実施状況や成果等を踏まえ総合的に判断して行っています。

1 評価対象

- 「教育と人づくりの岡山」の創造 (10プログラム)
- 「安全・安心の岡山」の創造 (10プログラム)
- 「産業と交流の岡山」の創造 (10プログラム)

2 プログラムの達成レベル (5段階)

- レベル5 …… 目標水準を大きく上回った
- レベル4 …… 目標水準を上回った
- レベル3 …… おおむね目標水準
- レベル2 …… 目標水準を下回った
- レベル1 …… 目標水準を大きく下回った

3 「夢づくり協働指標の進捗(達成)状況」表

プラン改訂時(平成21年9月)の追加指標には★を付しており、現況値は改訂時(H20実績)の数値を記入しています。

上記以外の指標の現況値は改訂前(平成19年3月)の数値を記入しています。

また、改訂時に目標値を変更したものについては、改訂前の目標値を()内に示しています。

基本戦略	戦略プログラム			所管部局	頁		
		H19 達成レベル	H20 達成レベル			H21 達成レベル	
「教育と人づくり の岡山」の創造	1	子育て支援プログラム	4	4	4	保健福祉部	1
	2	子ども教育プログラム	3	3	3	教育庁	3
	3	青少年プログラム	3	4	3	県民生活部	5
	4	生涯学習プログラム	4	4	4	教育庁	7
	5	人権プログラム	3	4	4	県民生活部	9
	6	男女共同参画プログラム	3	3	3	県民生活部	11
	7	文化プログラム	3	3	4	環境文化部	13
	8	国民文化祭プログラム	4	3	4	環境文化部	15
	9	スポーツプログラム	4	4	4	環境文化部	17
	10	パートナーシッププログラム	4	4	4	県民生活部	19
「安全・安心の 岡山」の創造	1	安全・安心まちづくりプログラム	4	4	4	県民生活部	21
	2	暮らしと交通の安全プログラム	4	4	4	警察本部	23
	3	災害対策・危機管理プログラム	3	3	3	危機管理監	25
	4	自主防災プログラム	3	3	3	危機管理監	27
	5	健康・医療プログラム	4	4	4	保健福祉部	29
	6	福祉プログラム	3	3	3	保健福祉部	31
	7	ユニバーサルデザインプログラム	3	3	3	県民生活部	33
	8	水と緑プログラム	3	3	3	環境文化部	35
	9	地球環境プログラム	3	3	4	環境文化部	37
	10	都市・農村景観プログラム	3	3	4	環境文化部	39
「産業と交流の 岡山」の創造	1	地域産業プログラム	4	3	3	産業労働部	41
	2	新産業プログラム	3	3	3	産業労働部	43
	3	戦略的企業立地プログラム	4	2	2	産業労働部	45
	4	観光プログラム	3	3	3	産業労働部	47
	5	農林水産業プログラム	4	4	4	農林水産部	49
	6	就労プログラム	3	4	3	産業労働部	51
	7	交通基盤プログラム	3	3	3	土木部	53
	8	ユビキタス実感プログラム	4	4	4	県民生活部	55
	9	まち・むら活性化プログラム	3	3	3	県民生活部	57
	10	国際化プログラム	4	4	4	県民生活部	59

夢づくり政策評価シート

整理番号	101
担当部局	保健福祉部

1 施策の概要

基本戦略	「教育と人づくりの岡山」の創造
戦略プログラム	子育て支援プログラム
プログラムの概要	少子化の流れを変え、次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに生活できるよう、母子保健・医療の充実や子育て支援の推進など、安心して子どもを生み育てる環境づくりに取り組みます。

2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					全国順位	
				H19	H20	H21	H22	H23		
地域子育て支援拠点数	箇所	73	110	86	90	95			—	
(指標の説明)子育て中の親子が集まって情報交換や交流をしたり育児相談ができる地域の子育て支援拠点の数を表すもの										
延長保育実施箇所数	箇所	278	310	278	287	296			—	
(指標の説明)開所時間を延長し、保護者の就労時間、通勤時間など実情に応じた延長保育を実施している保育所数を表すもの										
放課後児童クラブ設置数	クラブ	289	380 (330)	315	338	364			—	
(指標の説明)児童館・児童センター、保育所や学校の空き教室等地域住民に最も身近な社会資源を利用して、昼間保護者のいない小学校低学年児童に対し、育成・指導・遊びによる発達助長などのサービスを行う児童クラブの設置数を表すもの										
★ももっカード(おかやま子育て家庭応援カード)協賛店舗数	箇所	1,710	2,100	1,333	1,710	1,884			—	
(指標の説明)妊娠中の者及び小学校6年までの児童を持つ家庭を対象に、カードを交付し、そのカードを協賛企業等に提示することにより、協賛企業独自の子育て支援サービスが受けられる制度で、その協賛店舗数を表すもの										
★「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数	箇所	156	400	50	156	176			—	
(指標の説明)雇用する従業員の子育てや地域の子育てを応援することなどを宣言し県が登録した企業の数を表すもの										

3 代表的な取組(I)

■地域ぐるみの子育て支援の推進

平成21年度から、大学等が有する知的資源、人的資源やそのネットワーク、施設等を活用した産・学・官・民の協働による地域ぐるみの取組を、「おかやま子育てカレッジ」として指定し、取組を促進するための支援を行った。

〈協働の成果〉

大学等、地域の子育て支援サービスの提供者、市町村、町内会、小中学校、県等で実行委員会を組織し、次のサービスを協働して実施することができた。

〔サービス〕

- ・大学生等が参加して実施する親子交流等
- ・地域の子育て支援サービスの提供者に対する質的向上の取組
- ・子育て等に関する相談の実施、情報発信
- ・地域の子育て支援関係者の情報交換 他



【就実子育てアカデミー】

(参考数値)

おかやま子育てカレッジの指定数	H20	H21	増減
	0	8	8

3 代表的な取組(Ⅱ)

■「岡山いきいき子どもプラン」の策定

平成22年3月に、次代を担うすべての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを総合的・計画的に推進するための指針として「岡山いきいき子育てプラン2010」を策定した。

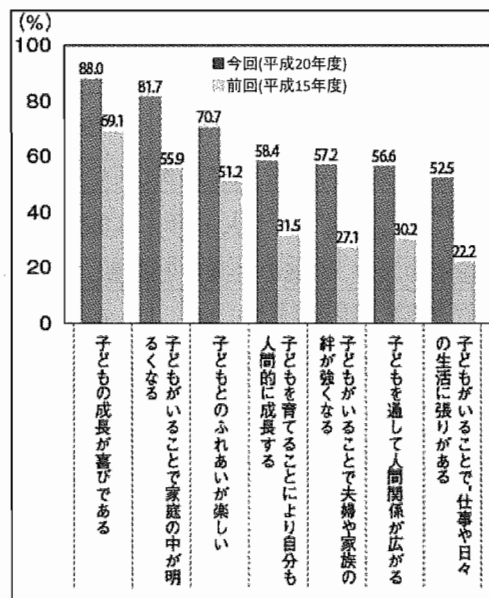
- (基本理念) 子育て支援は岡山の未来づくり
- (基本目標) I 子どもの心と体をはぐむ家庭づくり
- II 子どもが健やかに育つ地域・社会づくり
- III 子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり
- IV 子どもをまもり支援する体制づくり
- (計画期間) 平成22年度～平成26年度



〈協働の成果〉

- 県民意識調査結果の県立大学による解析
- 意見等の聴取
 - ・「岡山県子どもを健やかに生み育てるための環境づくり推進協議会」からの意見書
 - ・県内3県民局で「意見を聴く会」を開催
 - ・倉敷、津山、真庭の各市で開催された「はぐくみ岡山・おぎやっと21」会場内にご意見提案コーナーを設置
 - ・おかやま県民提案制度(パブリックコメント)を実施

「岡山いきいき子どもプラン2010」HP
http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=58050



【県民意識調査結果】

4 取り組むべき課題と対応方針

○児童虐待防止対策の強化

市町村職員等の専門性の向上が重要であり、児童福祉司任用資格講習会や研修会を実施するなど、さらなる支援強化を図るとともに、被措置児童等の虐待防止等について、被措置児童等虐待対応ガイドライン等を活用して、児童養護施設等の関係者へ周知・徹底する。

○周産期医療体制の整備

安心して妊娠・出産できる環境を整備することが課題となっており、周産期母子医療センターと地域産科医療機関との連携強化や産科オープン病院化の推進など、周産期医療のさらなる体制整備を進める。

5 総合評価

家庭や地域、学校、企業、関係機関などとの連携により、社会全体で子育てを支援する気運の醸成を図るとともに、地域ぐるみの子育て支援を推進するなど、子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりに総合的に取り組んだ。 今後も「岡山いきいき子どもプラン2010」に基づき、子どもの幸せの視点に立ち、総合的・計画的な子育て支援施策を着実に進めていく。	プログラム達成レベル				
	H19	H20	H21	H22	H23
	4	4	4		
	5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った				

夢づくり政策評価シート

整理番号	102
担当部局	教育庁

1 施策の概要

基本戦略	「教育と人づくりの岡山」の創造
戦略プログラム	子ども教育プログラム
プログラムの概要	子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた個性や能力の伸長、優れた教員の育成に努めるとともに、市町村や学校の自主性・自立性を高めつつ、創意工夫を生かした特色ある教育活動に取り組みます。

2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					全国順位	
				H19	H20	H21	H22	H23		
学校生活に満足している生徒の割合	%	79	83 (80)	79	81	81			—	
(指標の説明)学校生活に満足している高校生の増加を目指すもの										
★ 公立高等学校(全日制)におけるインターンシップ参加生徒数	人/年	3,928	4,500	3,637	3,928	4,026			—	
(指標の説明)地域の企業等と連携して、生徒の勤労観、職業観の育成を目指すもの										
中高一貫教育・総合学科等の新しい形態の学校数	校	24	29	27	27	27			—	
(指標の説明)学校教育における子どもの選択肢の拡大を目指すもの										
県立学校の授業等を支援している外部人材の数	人/年	1,548	2,200 (1,650)	1,777	1,963	2,252			—	
(指標の説明)地域の人材を活用して、学校の授業等の支援の拡大を目指すもの										
特別支援学校※教諭の専門免許取得率	%	52.1	70 (60)	66.6	66.8	68.5			30位 (H21)	
(指標の説明)特別支援学校教諭の該当領域の教員免許の取得率向上により、専門性の高い教育を目指すもの ※特別支援学校は、盲・聾・養護学校から名称変更されたもの(H19.4～)										

3 代表的な取組(I)

子どもたちの確かな学力の育成と教職員の指導力の向上
 全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、教員の意識改革と指導力の向上、子どもたちの学習意欲の喚起と確かな学力の向上を図るために、「岡山県学力向上アクションプラン」を実施した。

岡山県学力向上検討委員会 (県教委・市町村教委・大学教官・民間人等で組織)
 ○小～高を見通した学力向上の方向性検討 ○「岡山県学力向上アクションプラン」等の検証

岡山県学力向上アクションプラン

(1) 授業改革支援事業(小・中学校対象)
 ○授業改革協力員の指定
 ○算数・数学アドバイザーによる授業支援、学校力向上支援スタッフ(退職校長)による学校運営等への助言
 ○小・中の連携による授業改革 等

(2) 学習到達度確認テストの作成・活用(小・中学校対象)
 ○算数・数学テストや読解力テストの問題作成・活用 等

(3) 教科指導パワーアップ事業(高等学校対象)
 ○教科指導力向上に取り組む研究校の指定(国・数・英) 等

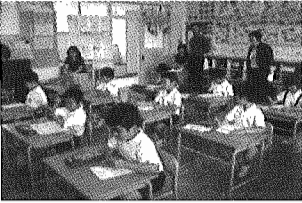
「おかやまっ子の確かな学びをつくる10のメッセージ」として
学校・家庭・地域に発信

「確かな学力」を向上する上で重要な4つの視点
○おちついた生活 ○かんがえ、伝える力の育成 ○やる気の向上 ○まなびの定着

H22.2
提言

岡山県教育庁指導課ホームページ
http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=146

<協働の成果>
 大学教員など専門性の高い有識者や退職教員による指導・助言を通じて各学校での授業改善や教員の指導力の向上を図るとともに、幅広い分野の外部人材の活用を通じて児童生徒の学習意欲を喚起することができた。



算数・数学アドバイザーによる授業参観の様子

3 代表的な取組(Ⅱ)

■特別支援教育の推進

(1)小・中・高等学校等における校内支援体制の整備

- 校内委員会の設置
 - 特別支援教育コーディネーターの指名
- } 小・中・高等学校の平成21年度設置・指名率100%

(2)発達障害児への対応

- 巡回相談員(特別支援学校教員等)や専門家チーム(大学教員等)の学校等への派遣
指導内容、方法等に関する指導、助言
- 「発達障害支援推進校」の指定(高等学校11校)
校内支援体制の整備の推進や適切な指導・支援の充実を図ることができるよう、特別支援教育コーディネーターやミドルリーダーを中心とした研修会等を実施
- 小・中・高等学校等における個別の教育支援計画の作成と活用

(3)特別支援学校の整備

- 岡山瀬戸高等支援学校の開校(H21.4)
- 倉敷琴浦高等支援学校の開校に向けての準備(H22.4開校)

(4)教育環境の整備

- 岡山東支援学校(~H21)、誕生寺支援学校(~H22)、岡山瀬戸高等支援学校(~H21)、倉敷琴浦高等支援学校(~H23)、西備支援学校(~H22)、東備支援学校(~H22)の校舎等整備

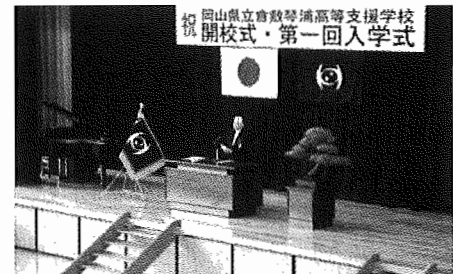
岡山県教育庁特別支援教育課ホームページ http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=147

<協働の成果>

大学や医療機関等との連携により、大学教授、医師、臨床心理士等で構成された専門家チームを学校へ派遣するなど、幅広く地域の人材を活用することができた。

(参考数値)

	H20	H21	増減
個別の教育支援計画を作成している高等学校の割合(%)	1.5	13.6	12.1



倉敷琴浦高等支援学校 開校式・第一回入学式

4 取り組むべき課題と対応方針

○子どもたちの確かな学力の向上

全国学力・学習状況調査の結果から、習熟度別指導の充実や学習習慣の確立等に関し課題が見られる。これらを踏まえ、引き続き習熟度別指導に重点を置く取組を進め、効果的な指導方法や教材の工夫改善を図るとともに、教員の授業力の向上に努める。また、子どもたちが家庭で落ち着いて学習に取り組める環境づくりを総合的に推進する。

○特別支援教育の推進

教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒が近年増加傾向にある中で、特別支援教育については、全県的視野に立った教育体制の整備や、就労による社会自立を目指した職業教育の充実、発達障害児へのきめ細かな対応などが求められており、平成21年3月に策定した「岡山県特別支援教育推進プラン」に基づき、一層取組を進める。

5 総合評価

夢づくり協働指標の進捗状況は概ね順調で、目標の達成が十分見込まれる水準にあると考えられる。

子どもたちの確かな学力の向上に向けて、引き続き教員の授業力の向上や子どもたちの学習意欲の喚起を図る。また、特別支援教育の推進に向けては、校内支援体制はもとより教育環境等の整備を進めており、今後も一層進める。

本年2月に策定した岡山県教育振興基本計画においても、これらを重点施策に位置付けたところであり、今後も着実に取組を進めていく。

プログラム達成レベル

H19	H20	H21	H22	H23
3	3	3		

- 5 目標水準を大きく上回った
- 4 目標水準を上回った
- 3 概ね目標水準
- 2 目標水準を下回った
- 1 目標水準を大きく下回った

夢づくり政策評価シート

整理番号	103
担当部局	県民生活部

1 施策の概要

基本戦略	「教育と人づくりの岡山」の創造
戦略プログラム	青少年プログラム
プログラムの概要	子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、道徳教育や体験活動等を推進し、家庭や地域社会の教育力の向上等を図るとともに、子どもの健康増進と体力づくりに努めます。

2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					全国順位
				H19	H20	H21	H22	H23	
毎日朝食を食べている子どもの割合	%	81	88 (86)	81	84	84			—
(指標の説明)子どもたちの望ましい食習慣の確立を目指すもの									
★情報モラル等を指導できる教員の割合	%	60	95	58.4	60.1	62.3			36位 (H21)
(指標の説明)ICT活用指導力に関する調査において「わりにはできる」又は「ややできる」と答えた教員の割合を示すもの									
様々な体験学習に参加した青少年の数	人/年	102,205	130,000 (112,000)	110,736	121,593	123,466			—
(指標の説明)子どもたちの豊かな心や健やかな成長の促進を目指すもの									
家庭教育相談員の養成数	人	474	780	658	690	724			—
(指標の説明)家庭教育の在り方について、様々な場面で相談に乗ることができる人材の育成を目指すもの									
非行率	人/年	14.4	9.0 (11.5)	11.8	11.3	11.8			43位 (H21)
(指標の説明) 刑法犯で検挙・補導される少年の減少を目指すもの									
小・中学校の給食における県産農林水産物の使用割合	%	34.0	47.0 (40.0)	41.0	44.7	48.7			※ 3位 (H20)
(指標の説明)学校給食への地場産物の活用を通して、子どもの食育の推進を目指すもの									

※実績値は県の調査による数値であるが、全国順位は国の調査による数値の順位を参考として掲載している。国は抽出調査であるのに対し、県は全数調査であることなどから、双方の調査結果における数値自体は異なる。

3 代表的な取組(Ⅰ)

■地域社会の教育力の向上

○学校支援地域本部事業

原則として中学校区に「学校支援地域本部」を設置し、地域住民による学校支援ボランティアが学校教育活動を支援する取組を進め、地域全体で学校教育を支援する体制を整備した。

生涯学習課HP http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=149



ボランティアによるミシン学習補助

■豊かな人間性・社会性の育成

○チャレンジワーク14

中学生が地域の事業所などで3日間程度の職場体験活動を経験する中で、地域の様々な人とふれあい、共に生きる心や感謝する心をはぐくむとともに、望ましい職業観や勤労観を持ち、自らの将来の生き方を考えるなど、豊かな心の育成が推進された。



食品売り場での職場体験

<協働の成果>

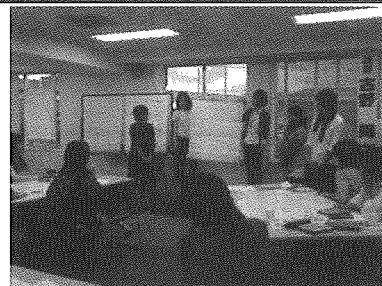
様々な事業を地域と協働で取り組み、社会全体で子どもをはぐくむ気運の醸成が図られた。

3 代表的な取組(Ⅱ)

■ケータイ・ネット対策の強化

ケータイ・ネット問題に詳しいアドバイザーを小・中学校等に派遣し、学校と家庭、行政が連携を強化しながら、青少年をインターネット上の有害情報から守るための取り組みを進めた。

また、NPO法人との協働により、地域で啓発活動を実施するインストラクターを養成するとともに、インターネット上のいじめや誹謗中傷等の早期発見・早期対応のためのネットパトロール事業に取り組んだ。



インストラクター養成講座

■「心と命の教育活動」の推進等

NPO法人等との協働により、犯罪被害者遺族等が自らの体験を語りかけて「命の尊さ」と「人を思いやる心の大切さ」を訴える講演会を開催するなど、子どもを犯罪の被害者にも加害者にもしないための「心と命の教育活動」を推進し、少年の規範意識の向上を図った。



「心と命の教育活動」講演

(参考数値)

	H20	H21
心と命の教育活動実施回数	1,331	1,238

〈協働の成果〉

NPO法人や青少年育成団体などとの協働により、ケータイ・ネット問題の周知や青少年の規範意識の向上を図るとともに、命の大切さへの理解を深めることができた。

4 取り組むべき課題と対応方針

○多様化する青少年問題への対応

多様化する青少年問題に対応した施策を推進するため、「青少年問題を考え、行動する100人委員会」などと協働して、青少年の体験活動や地域貢献活動の拡大を図るなど、社会的に自立した青少年の育成に向け、家庭・学校・地域が連携して青少年対策を総合的に推進する。

○ケータイ・ネット問題への対応

出会い系サイトや「ネットいじめ」等、青少年を取り巻くケータイ・ネット環境は多くの問題があり、保護者や青少年自身が、その危険性等についての理解を深めることが重要である。このため、青少年や保護者を対象とした啓発活動や、学校での情報モラル教育の一層の充実などに取り組む。

5 総合評価

夢づくり協働指標については、一部に低調なものがある。一方で、ケータイ・ネット問題への取組など、知事部局、教育委員会、警察本部が連携を強化するとともに、様々な事業を多様な主体と協働して実施し、一定の成果を上げている。

プログラム達成レベル				
H19	H20	H21	H22	H23
3	4	3		
5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った				

夢づくり政策評価シート

整理番号	105
担当部局	教育庁

1 施策の概要

基本戦略	「教育と人づくりの岡山」の創造
戦略プログラム	生涯学習プログラム
プログラムの概要	誰もが生涯にわたって、いつでも、どこでも自由に学習でき、成果を生かすことができるよう、学習機会の充実を図るとともに、全国生涯学習フェスティバルの成果を生かしながら、生涯学習による地域社会づくりを推進します。

2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					全国順位
				H19	H20	H21	H22	H23	
生涯学習の講師・ボランティアとして登録している者の数	人	2,950	3,800	3,055	3,525	3,492			—
(指標の説明)学習機会の充実などの環境づくりがどの程度広がりをを見せているか表すもの									
公的な生涯学習講座への参加者数	人/年	1,098,873	1,300,000	1,147,676 (フェス811,000)	1,227,795	1,274,851			—
(指標の説明)多様な学習活動への参加者が、増加することを目指すもの									
県民が1年間に公立図書館から借りた本の数	万冊/年	987	1,200	1,105	1,124	1,176			15位 (H21)
(指標の説明)学習拠点としての公立図書館の、県民利用者の増加を目指すもの									

3 代表的な取組(I)

■「第3次岡山県生涯学習推進基本計画」の策定

生涯学習推進本部会議において、これまでの本県における生涯学習推進の取組、踏まえるべき社会情勢の変化を的確にとらえ、本県が今後取り組むべき課題及び推進方向を明らかにし、平成22年2月、第3次岡山県生涯学習推進基本計画(平成22～26年度)を策定した。

【計画の概要】

○基本目標

豊かな学びと「地域力」の形成が循環する「生涯学習社会☆おかやま」の実現

○推進方向と施策の展開

方向① 人がつながり地域社会に生かす「学び」 —地域社会へ参加・参画する学習活動の促進—

- ・ 地域に対する理解を深める学習機会の充実
- ・ 地域におけるつながりや支え合いを創り出す場・組織の充実
- ・ 地域に参加・参画するプログラムの充実
- ・ 生涯学習コーディネーターの育成
- ・ 学習相談、情報提供機能の充実

〈方向①の土台 たくましく未来を切り拓く「学び」〉

- ・ 青少年のキャリア形成への支援
- ・ キャリアアップ、再チャレンジ等生涯を通じたキャリア形成への支援

〈方向①の土台 個々が輝く「学び」〉

- ・ 学習機会のユニバーサルデザイン化の推進
- ・ 多様な個性、能力の伸長の支援

方向② 多様な主体の連携・協働が創り出す「学び」

—社会を構成する多様な主体との連携・協働による取組の充実—

- ・ 多様な主体の連携、協働による取組の推進
- ・ 生涯学習推進体制の充実
- ・ 生涯学習関連施設の機能充実

第3次岡山県生涯学習推進基本計画ホームページ

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=35488



生涯学習推進本部会議の様子

〈協働の成果〉

本計画の策定に当たっては、NPO団体や教育関係団体の代表者など幅広い分野の方々で構成する県生涯学習審議会において議論を重ね、課題の把握や有益な助言・提言をいただくことができた。

3 代表的な取組(Ⅱ)

■県立図書館機能の充実

平成16年に開館した県立図書館は、開館5年目で入館者数が500万人を突破するなど好調な利用状況であるが、さらに県民に親しまれる図書館となるよう、機能の充実を図る取組を行っている。平成21年度は、開館5周年を迎え、記念事業を行った。これまで、4年連続で入館者数・貸出数とも全国の都道府県立図書館の中でトップを保っている。

また、県内図書館の中核的機能を持たせるため、幅広い資料の収集や全県域を対象にしたサービスを充実させたほか、図書館ボランティアの養成を図るなど、県民の学習活動支援に取り組んだ。

○資料搬送システムの充実等利便性向上の取組

- ・県内高等学校等への搬送事業実施 105校(14校増)
- ・県内図書館との相互貸借の増加 県立図書館からの貸出 43,040冊(2,653冊増)
- ・インターネット予約冊数の増加 84,324冊(10,455冊増)

○資料等の充実

- ・蔵書冊数の増加 1,055,691冊(57,573冊増)
- ・郷土情報ネットワーク登録件数 81,922件(3,575件増)
- ・レファレンステータベース登録件数 3,585件(371件増)

[注] ()内は、前年度比

全国の都道府県立図書館でのトップレベル項目

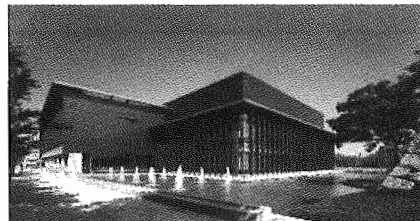
- ・購入冊数 **45,934冊**
- ・来館者数 **1,034,033人**
- ・個人貸出冊数 **1,355,709冊**
(H21年度実績)

<協働の成果>

図書館における読み聞かせなどのボランティアの養成、研修を行い、協働で図書館機能の充実を図ることができた。

岡山県立図書館ホームページ

<http://www.libnet.pref.okayama.jp/>



県立図書館全景



館内の様子

(参考数値)

	H20	H21	増減
県立図書館 個人貸出冊数	1,305,891	1,355,709	49,818

4 取り組むべき課題と対応方針

○協働による生涯学習の推進を通じた地域社会づくり

「第3次岡山県生涯学習推進基本計画」の推進方向に示された多様な主体の連携・協働が創り出す「学び」の充実を図り、企業やNPOの民間団体等、社会を構成する多様な主体との連携・協働により、より多くの県民が地域社会づくりに参加・参画し、共に支え合う自立した地域社会の形成を目指す生涯学習を推進する。

○講師・ボランティア登録者数

県生涯学習センター主催講座や生涯学習大学において講師登録の呼び掛けを強化するとともに、NPセンターや社会福祉協議会、大学、ボランティア団体と積極的に連携しながら、生涯学習にかかわる講師・ボランティアとして活躍している人に岡山県生涯学習情報提供システム「ぱるネット岡山」登録を呼び掛ける。これらを通じて、学習の成果を積極的に生かすことのできる環境整備の一層の充実を図る。

5 総合評価

夢づくり協働指標の進捗状況は概ね順調で、目標の達成が十分見込まれる水準にあると考えられる。

また、推進基本計画の策定に当たっては、現在の生涯学習の抱える課題や、今後目指すべき方向を明らかにすることができた。さらに、県民が1年間に公立図書館から借りた本の数や図書館間の相互貸借冊数、県内の学校への図書搬送の利用状況は増加しており、県民の学習拠点としての県立図書館の役割は大きい。

今後も目標の達成に向け、着実な取組を進めていく。

プログラム達成レベル

	H19	H20	H21	H22	H23
	4	4	4		

- 5 目標水準を大きく上回った
- 4 目標水準を上回った
- 3 概ね目標水準
- 2 目標水準を下回った
- 1 目標水準を大きく下回った

夢づくり政策評価シート

整理番号	105
担当部局	県民生活部

1 施策の概要

基本戦略	「教育と人づくりの岡山」の創造
戦略プログラム	人権プログラム
プログラムの概要	すべての人々が差別意識を持たず、社会の一員としてお互いに尊重し、支え合う地域社会づくりを目指して、県民の人権意識の高揚を図るとともに、人権尊重の視点であらゆる行政施策の推進に努めます。

2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					全国順位
				H19	H20	H21	H22	H23	
★人権啓発研修会の受講者数	人/年	3,800	5,000	3,700	3,800	4,200			-
(指標の説明)様々な人権課題をテーマにした人権啓発研修会や講演会等の受講者数より人権に関する意識の高揚が図られることを目指すもの									
人権啓発・教育リーダー数	人	115	300	219	258	290			-
(指標の説明)人権啓発・教育活動を一層推進するため、講師、助言者等として人権啓発・教育活動に取り組むリーダーの養成を目指すもの									

3 代表的な取組(Ⅰ)

■人権啓発の充実

・人権啓発研修会・講演会等の開催

県や市町村、民間団体が実施した様々な人権課題をテーマにした人権啓発研修会等により、人権意識の高揚を図った。研修会では、講師の紹介や研修資料の提供など積極的に支援を行った。

・人権週間を中心とした啓発事業

コンサートや映画上映などの人権啓発イベント(ハートフルフェスタ2009)の開催、さらには様々な人権課題を担当する人権啓発マトリックス各課においては人権週間協賛事業等を実施した。



ハートフルフェスタ2009
児童生徒人権啓発ポスター等表彰式

・市町村や民間団体等との協働による啓発事業

市町村が主催する人権啓発講演会等に対し、県では後援や共催、啓発資材の提供を行うとともに、NPO法人が行う人権啓発事業(6件)に対し補助金の交付により支援を行った。

〈協働の成果〉

市町村や民間団体との連携・協働が一層促進されたことにより、それぞれの人権課題を深く掘り下げることができたり、参加者同士のネットワークが構築されたりするなど、人権意識の高揚が図られた。

・人権施策推進課(人権情報コーナー)

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=14352

・ハートフルネットおかやま

<http://www.pref.okayama.jp/sangvo/iinken/net/index.html>

3 代表的な取組(Ⅱ)

■人権教育の推進

・人権教育・啓発指導者養成講座

性同一性障害やハンセン病、同和問題等の現代社会を取り巻く様々な人権課題を中心に
に取り上げ、講義、現地研修、交流、ワークショップ等の手法により講座を開催した(6回)。
また、前年度までの修了者を対象にしたフォローアップの講座を開催した。(1回)

○テーマの例

- ・性同一性障害当事者の現状と問題
- ・多文化共生社会の実現をめざして
- ・ファシリテーター(進行役)になるために 等

(受講者の声)

- ・性同一性障害については、言葉のみしか知らなかったが、詳細を知ることができた。
- ・専門の立場から話を聞くことができ、大変勉強になった。
- ・実体験に基づいた具体的な内容で、多文化共生の大切さがよく理解できた。



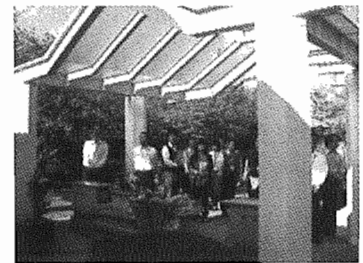
講義

○現地研修

- ・「国立療養所邑久光明園」において、講話、入所者との交流及びフィールドワークの実施
- ・洗染一揆関係地の視察、資料館の見学ほか

<協働の成果>

NPO法人から新たな人権課題についての講師を招くなど、
協働により養成講座を行うことができた。



邑久光明園現地研修

(参考数値)

	H20	H21	増減
人権啓発・教育リーダー数(累計)	258	290	32

・教育庁人権教育課

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=153

4 取り組むべき課題と対応方針

○人権啓発の充実

人権問題が多様化・複雑化していることから、関係部・課が連携を図るとともに、国や市町村、民間団体との一層の連携・協働を推進し、人権啓発を総合的、効果的に進める。

○人権教育の推進

家庭、学校、地域等様々な場を通じて、一人ひとりの人権尊重の意識を高める必要があるため、市町村やNPO団体等と連携した効果的な取組を推進する。

5 総合評価

	プログラム達成レベル				
	H19	H20	H21	H22	H23
人権啓発・教育リーダー養成数は目標に対し着実に推移しており、近く目標達成が見込まれる。 また、市町村や民間団体等と密接に連携・協働した人権教育・啓発事業の積極的な取り組みにより、人権意識の高揚が図られた。	3	4	4		
	5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った				

夢づくり政策評価シート

整理番号	106
担当部局	県民生活部

1 施策の概要

基本戦略	「教育と人づくりの岡山」の創造
戦略プログラム	男女共同参画プログラム
プログラムの概要	男女が対等な社会の構成員として、様々な社会活動に参画する男女共同参画社会の実現を目指して、男女の意識改革を促進するとともに、女性のチャレンジ支援、男女共同参画推進センター(ウィズセンター)の充実などを進めます。

2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					全国順位
				H19	H20	H21	H22	H23	
管理職に占める女性の割合<民間企業>	%	15.5	25	16.3	16.3	14.9			—
(指標の説明) 係長職以上に就いている女性の割合を増やし、企業の方針等の決定過程への参画促進を目指すもの									
<一般職公務員>	%	6.7	10	6.1	7.1	7.9			—
(指標の説明) 県と市町村の一般職公務員で管理職に就いている女性の割合を増やし、行政分野の政策等決定過程への参画促進を目指すもの									
<教育職公務員>	%	21.5	25	21.9	22.4	23.0			7位 (H21)
(指標の説明) 校長職等に就いている女性の割合を増やし、教育方針等決定過程への参画促進を目指すもの									
男性の育児休業取得率	%	0.2	2.5	0.4	0.4	0.7			—
(指標の説明) 子育てと仕事が両立でき、男女がともに出産・子育てがしやすい職場づくりを目指すもの									
配偶者等からの暴力防止啓発講座等受講者数	人	1,069	4,700	2,509	3,007	3,975			—
(指標の説明) 重大な人権侵害であるDVへの認識を広め、暴力を許さない環境づくりを目指すもの									

3 代表的な取組(I)

■男女共同参画推進月間の実施

毎年11月の「男女共同参画推進月間」に、ウィズセンターを中心に、県内各地でイベントや啓発事業などを実施し、男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めた。

○ウィズフェスティバル2009の開催

ウィズセンター利用者団体等からなる実行委員会による記念イベントを開催するとともに、NPO法人による講演やワークショップ等を実施した。

○路面電車を活用した啓発

路面電車「MOMO」の車体側面を活用して、月間をPRした。

<協働の成果>

- ・県、市町村、NPO法人等で、月間中に様々な行事を行い、気運の盛り上げを図ることができた。
- ・実行委員会形式でウィズフェスティバルを開催し、多様な視点を取り入れたイベントとなった。また、NPO法人等と協働することにより、共通意識や連帯感が深まった。



3 代表的な取組(Ⅱ)

■配偶者等からの暴力(DV)防止対策の推進

DVを許さない社会環境づくりに向け、各種広報媒体を通じた普及啓発や研修等を実施した。

また、交際相手からの暴力(いわゆる「デートDV」)防止のための講演会の開催など、予防教育に取り組んだ。



JR車内への中吊りポスター掲出

○医療関係者を対象とした研修会の開催

日常業務の中でDV被害者を発見しやすい立場にある医療関係者を対象に、DVについての基礎知識や期待される役割、DV被害者発見のための問診や相談窓口の紹介方法等についての研修会を県内各地で開催した。

○大学でのデートDV防止講演会等の開催

県立大学やNPO法人との協働により、学生等を対象にデートDVの起こる背景や、お互いを尊重する関係の築き方を学ぶための講演会や、デートDV防止啓発パネル展を開催した。



DV防止啓発パネル展(県立大学)

<協働の成果>

- ・医療現場におけるDV被害者支援に関して、県医師会、病院協会、看護協会との協働が図られた。
- ・大学等との協働により、若い世代に対して、デートDV防止についての意識啓発を行うことができた。

4 取り組むべき課題と対応方針

○政策・方針決定過程への女性の参画促進

政策や方針の決定過程に女性の参画が十分に進んでいないことから、女性の登用が一層積極的に行われるよう、国等と連携して、企業や団体等に対して広く働きかける。

○配偶者等からの暴力防止対策等

配偶者等からの暴力(DV)の根絶が十分に進んでいないことから、暴力の発生を防ぐ環境づくりを推進するとともに、相談体制を強化し、被害者を支援する体制の充実に一層努める。

5 総合評価

	プログラム達成レベル				
	H19	H20	H21	H22	H23
民間企業における管理職に占める女性の割合など、一部の指標について低調なものもある。 その一方で、男女共同参画社会の実現に向けて、ウイズセンターが実施する講演会等を通じた意識改革、政策・方針決定過程への女性の参画、NPO法人等と協働してのDV対策等が進んだ。	3	3	3		
	5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った				

夢づくり政策評価シート

整理番号	107
担当部局	環境文化部

1 施策の概要

基本戦略	「教育と人づくりの岡山」の創造
戦略プログラム	文化プログラム
プログラムの概要	心豊かな地域社会の実現を図るため、県民が優れた芸術や豊かな伝統文化を享受し、文化活動が活発に行われる仕組みづくりに取り組むとともに、個性豊かな地域文化の継承や新しい文化の創造に努めます。

2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					全国順位
				H19	H20	H21	H22	H23	
県内の文化団体数	団体	945	1,030	936	936	936			—
(指標の説明) 県民の主体的な文化活動が活発に行われていることを示す一つの指標として、文化団体の団体数の増加を目指すもの									
公募による展覧会への応募作品数	点/年	3,215	3,750	3,223	3,237	3,328			—
(指標の説明) 県民が自ら芸術文化の創造に活発に取り組んでいることを示す一つの指標として、県内最大の公募展である岡山県美術展覧会への応募作品数の増加を目指すもの									
登録文化財の登録件数	件	112	250 (200)	167	208	232			12位 (H22.6現在)
(指標の説明) 後世に幅広く継承する文化財建造物等の件数の増加を目指すもの									

3 代表的な取組(Ⅰ)

県民協働による文化の振興を促進するため、岡山県文化連盟を通じて、市町村文化協会が他の文化協会やNPO、文化団体等と行う事業を支援した。

- ・先人顕彰会・井原や井原市文化協会等による「内山完造先生没後50周年記念事業」、津山市文化協会による国民文化祭・おかやま2010気運醸成事業「津山文化の輝き」等地域のNPO等他団体を巻き込んだ文化による地域づくりイベントの開催を助成した。
- ・岡山県文化連盟が行う、文化人材バンク事業(希望する市町村の文化協会や小中学校等へ分野別の文化団体構成員が講師として出向き、次代を担うアーティストの養成に資する事業)への支援を行った。

文化振興課HP http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=23

<協働の成果>

岡山県文化連盟と協働して、文化団体間の交流促進、地域の文化力向上、文化団体の活性化を図った。



<文化団体支援事業>
岡山県民謡民舞連盟民謡講習会



<地域文化力強化協働推進事業>
内山完造先生没後50周年記念事業



<文化人材バンク事業>
日本の伝統工芸体験(木工)

3 代表的な取組(Ⅱ)

■「ルネスホール」魅力アップの推進

○ 若い世代を対象とした公開レッスン等の「教育プログラム」や、岡山カルチャーゾーン内の文化施設等と連携した「カルチャーゾーンミュージックフェスティバル」の企画運営、公文庫カフェのギャラリー機能の充実などにより、文化芸術の創造拠点としての役割強化を図った。

ルネスホールHP <http://www.renaiss.or.jp/>



〈教育プログラム(歌唱レッスン)〉



〈OkayamaオヤジMusicParade〉

(参考数値)

	H20	H21	増減
教育プログラムの実施回数	3	3	0

〈協働の成果〉

学校の文化芸術活動や関係団体、近隣施設と連携した企画イベントを多数開催した。

4 取り組むべき課題と対応方針

○県民の文化活動の一層の活性化

地域文化団体の交流促進や文化連盟の機能充実を図ったり、文化施設の魅力アップを推進することにより、多彩で個性豊かな県民の文化活動の活発化を図る。

○国民文化祭開催による成果の継続・発展

国民文化祭で培われる県民が文化を創造し享受する力を次世代に継承し、文化による生き生きとした地域づくりにつなげる必要があるとあり、国民文化祭に向け連携、協力してきた文化団体、芸術家、企業、市町村などの多様なネットワークや県民の文化への関心の高まりを活かし、一層の文化の振興を図る。

5 総合評価

夢づくり協働指標の進捗状況は概ね順調で、文化団体やNPO等と協働で地域文化の活性化を図っており、また、小中高校生を対象に次世代の文化の担い手の育成のためのプログラムを組むなど、多くの県民に文化芸術に触れる機会を提供できた。

さらに、県立美術館では魅力ある企画を打ち出してより多くの入館者に利用された(入館者数27万人)。また、天神山文化プラザでは自主企画事業に積極的に取り組んだほか、県民の芸術文化活動の拠点施設としての機能を十分に発揮した(展示室利用率96.5%)。

また、岡山ゆかりの次世代を担う若手美術作家の活動を支援することができた。

今後も目標の達成に向け、着実な取組を進めていく。

プログラム達成レベル

H19	H20	H21	H22	H23
3	3	4		

- 5 目標水準を大きく上回った
- 4 目標水準を上回った
- 3 概ね目標水準
- 2 目標水準を下回った
- 1 目標水準を大きく下回った

夢づくり政策評価シート

整理番号	108
担当部局	環境文化部

1 施策の概要

基本戦略	「教育と人づくりの岡山」の創造
戦略プログラム	国民文化祭プログラム
プログラムの概要	国民文化祭の開催を契機として、県民の文化力向上、全国に向けた文化発信、県内外の文化交流を進め、本県の一層の文化振興を図ります。

2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					全国順位
				H19	H20	H21	H22	H23	
県民文化祭参加者数	人/年	271,830	300,000	305,114	346,616	233,259			—
(指標の説明) 国民文化祭に向けて、県民文化祭への参加者を広げ、一層の気運の醸成を目指すもの									
国民文化祭参加者数	人	—	1,600,000	—	—	—			—
(指標の説明) 県民総参加の国民文化祭を目指すもの									

3 代表的な取組(I)

■県民文化祭の開催

おかやま県民文化祭HP <http://www.pref.okayama.jp/seikatsu/bunkasin/bunkasai/04/index.html>

- ・主催事業及び協賛事業合わせて175事業が県内各地で開催された。
※主催事業: アートがまちを創る「倉敷ジャム」、分野別フェスティバル、県美術展覧会 ほか
- ・あつ晴れ! おかやま国文祭応援事業に61事業、約12万人の参加があった。
- ・国民文化祭の盛り上げを図るため、昨年に引き続き、県民文化祭のテーマを国民文化祭と共通の「晴れの国おかやま文化回廊」とした。

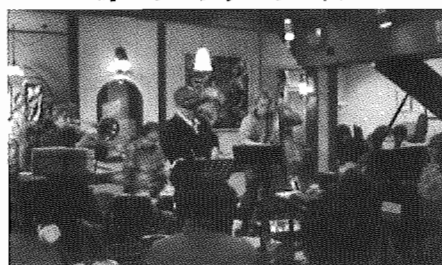
<協働の成果>

アートがまちを創る「倉敷ジャム」事業では、文化団体や文化施設等との協働により地域の文化活動の活性化を図る様々な事業を展開した。

「倉敷ジャム」



<オープニングパレード>



<ジャズストリート>



<ビッグバンドジャズ公演>

3 代表的な取組(Ⅱ)

■ 第25回国民文化祭の開催準備

あっ晴れ！おかやま国文祭HP <http://okayama-kokubunsai.jp/>

○ 事業別実施計画の策定

・ 県主催事業

県実行委員会企画委員会、事業別の専門部会において、県事業の詳細について検討を重ね、オープニングフェスティバル、生活文化・暮らしと味わい総合フェスティバル、シンポジウム等の実施内容を具体化するとともに、県民提案事業の募集及び採択を行った。



<オープニングフェスティバル制作発表>

・ 市町村主催事業

市町村分野別企画委員会を中心に、地域の特色を生かした詳細な事業実施計画を作成した。また、音楽、舞台事業は、県内外からの出演団体を内定し、文芸祭、美術展等の作品募集要項を作成し、配付した。



<路面電車「ももっち号」>

○ 広報活動の展開

・ 広報資材等を活用した広報活動

キャンペーンスタッフとももっち、また、得意なパフォーマンスで国民文化祭を応援する盛り上げ隊15組が、各種イベント等に出向きステージで国民文化祭をPRした。さらに、イメージソングの作成及び同合唱譜の配付、総合ポスター及びリーフレットの作成配付をはじめカウントダウンボードの設置、マスメディアを活用した広報宣伝、路面電車「ももっち号」の運行のほか、手ぬぐい、手提げ袋、メモ用紙等の広報資材を作成配付して周知宣伝を図った。



<開催1年前イベント>

< 協働の成果 >

市町村や文化団体等関係機関と連携を図り、民間企業からの支援も得て、開催準備を進めた。とりわけ、県民提案事業については、地域の文化団体との協働による文化事業の実施に向けて協議を進めた。

4 取り組むべき課題と対応方針

○ 第25回国民文化祭の開催準備

本県の魅力を最大限に発揮するとともに、文化の一層の振興につながる文化の祭典となるよう、市町村や文化関係者等と連携して開催準備に万全を期する。また、開催気運の盛り上げを図るため、マスメディアや様々な広報資材を活用するなど、あらゆる機会を捉え、効果的な広報に努める。

○ 県民文化祭の充実

新たな文化の創造、地域の文化活動の活性化を図り、国民文化祭の成果も活かしながら、レベルの高い、また、多くの県民により身近な文化の祭典としていく。

5 総合評価

県民文化祭については、総合フェスティバルの休止などにより参加者数が減っているが、アートがまちを創る「倉敷ジャム」事業など、文化団体や文化施設等との協働により地域の文化活動の活性化を図る様々な事業を展開した。

国民文化祭については、応援事業に61事業・12万人を超える参加があったほか、広報資材等を活用して各種イベント等で積極的なPR活動を展開するなど、開催気運の醸成を図るとともに、市町村や文化団体等との連携を密にしながら、着々と開催準備を進めている。

プログラム達成レベル

	H19	H20	H21	H22	H23
	4	3	4		
	5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った				

夢づくり政策評価シート

整理番号	109
担当部局	環境文化部

1 施策の概要

基本戦略	「教育と人づくりの岡山」の創造
戦略プログラム	スポーツプログラム
プログラムの概要	世界へ羽ばたくトップアスリートの養成など、競技スポーツの振興に取り組むとともに、県内各地で県民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりを進め、ライフステージにあったスポーツ活動の推進に努めます。

2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					全国順位
				H19	H20	H21	H22	H23	
国際大会への日本代表選手のうち本県関係者数	人/年	15	250 (100) (5年間)	57	120	197			—
(指標の説明)国際大会へ出場する日本代表選手のうち、本県関係者を5年間で250人輩出することを目指すもの									
総合型地域スポーツクラブ会員数	人	6,176	10,000	7,092	7,870	8,196			—
(指標の説明)気軽にスポーツを楽しむことのできる総合型地域スポーツクラブの会員数の増加を目指すもの									
スポーツリーダーバンク登録人数	人	147	300 (240)	204	277	286			—
(指標の説明)スポーツ振興を図るため、専門資格を持つ指導者等のバンクへの登録者数の増加を目指すもの									

3 代表的な取組(I)

■夢アスリート発掘事業

「2007・2008おかやま夢アスリート(小学校4年生～6年生)」43名に対し、月2回の割合で基本的な動きの習得等、体をコントロールする能力を高める身体能力開発プログラムと、コミュニケーション能力やストレスのコントロール能力を高める知的能力開発プログラムなどを実施するとともに、保護者や指導者を対象に、アスリートを支える立場からのサポートについて様々な情報提供を行った。また、能力開発プログラムで実施しているコーディネーショントレーニングは、神経系への刺激を与え、小学生の身体能力の発達に効果的であることから、小学校期の指導者に夢サポートスタッフとしてプログラムへ参加してもらい、研修を重ねた。

スポーツ振興課HP http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=24

○能力開発プログラムを受けるおかやま夢アスリート



〈協働の成果〉

夢アスリート発掘事業では、日本オリンピック委員会や国立スポーツ科学センター、学識経験者、県内競技団体等と連携し、夢アスリートの指導を行うとともに、プログラム内容の充実を図った。

3 代表的な取組(Ⅱ)

■総合型地域スポーツクラブの設立支援

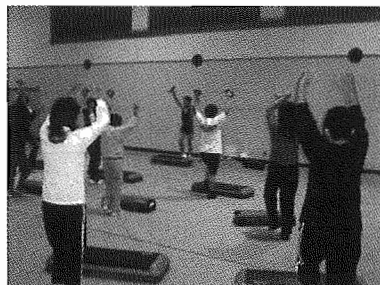
体力・年齢・技術・目的に応じて、いつでも、どこでも、だれでもスポーツに親しむことができる総合型地域スポーツクラブを各市町村に少なくとも1つは設立することを目標に取り組んでおり、平成21年度には新たに1町がクラブを設立した。

○新たにクラブを設置した市町村(1町)
・鏡野町

○新たに設置されたクラブ(2クラブ)
・英賀スポーツクラブ(真庭市)
・かがみのスポーツクラブ(鏡野町)

〈協働の成果〉

設立準備団体である市町村、市町村体育協会、体育指導員等と密接な連携を図りながら、クラブ設立に取り組んだ。



(参考数値)

	H20	H21	増減
総合型地域スポーツクラブ数	36 (16)	38 (17)	2 (1)

総合型地域スポーツクラブ関連HP

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=1095

※()は市町村数

4 取り組むべき課題と対応方針

○トップアスリートの養成

夢アスリート発掘事業において、各年代に応じた身体能力及び知的能力開発プログラムを継続的に提供し、将来のトップアスリートとして活躍するための基礎づくりを行うとともに、中学校進学を控え、望ましい競技選択に向けて、オーディションを含む競技体験会の充実を図る。併せて、各競技団体に技術レベルを向上させるにあたり、一貫指導カリキュラムの効果的な運用や体制の強化が不可欠であることから、競技力向上支援の充実に向けた取組をさらに強化する必要がある。

○総合型地域スポーツクラブの設立支援

当該クラブは、市町村が、地域の実情に応じて設立する必要があるため、市町村や地域住民の理解の促進を図ることを目的に、当該クラブに係るフォーラムやセミナーへの参加、研修会等の開催などに取り組むよう、働きかけを行うとともに、県体育協会を通じた支援を行う。

5 総合評価

夢づくり協働指標の達成状況では、すべての項目において目標の達成に向け概ね順調に推移している。また、第64回国民体育大会において男女総合第12位と優秀な成績を収めたほか、全国都道府県対抗女子駅伝での優勝など、岡山県関係者の活躍が光った。今後も引き続き、生涯スポーツの振興と競技力の向上のため、各種施策を推進していくこととしている。

また、冬季オリンピック、パラリンピックでの郷土出身選手のメダル獲得は、県民に大きな感動と勇気を与えてくれた。

プログラム達成レベル

H19	H20	H21	H22	H23
4	4	4		

- 5 目標水準を大きく上回った
- 4 目標水準を上回った
- 3 概ね目標水準
- 2 目標水準を下回った
- 1 目標水準を大きく下回った

夢づくり政策評価シート

整理番号	110
担当部局	県民生活部

1 施策の概要

基本戦略	「教育と人づくりの岡山」の創造
戦略プログラム	パートナーシッププログラム
プログラムの概要	ボランティアやNPOの活動が活発に行われ、多様な主体がいきいきとした地域社会づくりに取り組めるよう、人材育成、情報提供、少子・高齢化時代に対応した各種活動の促進、活動支援拠点の充実などを進めます。

2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					全国順位
				H19	H20	H21	H22	H23	
ボランティア数	人	94,930	120,000 (108,000)	115,191	117,439	118,717			—
(指標の説明)ボランティア活動がどの程度多くの人に担われているかを表し、ボランティア活動実践者の増加を目指すもの									
NPO法人の認証数	団体	329	630	446	481	537			18位 (H22)
(指標の説明)地域づくりの主体としてパートナー社会の構築に大きな役割を持っているNPO法人の認証数の増加を目指すもの									

3 代表的な取組(I)

■ 人材育成

- ・「ふるさとづくりももたろう塾」の運営
個性と魅力にあふれる活力ある地域づくり・人づくりを進めるために、地域づくり団体や市民活動グループなどで中核として活躍できるリーダーを育成した。



(参考数値)

ふるさとづくりももたろう塾卒塾生(人)	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	合計
	37	35	37	35	30	26	30	25	34	38	33	33	29	422

(ももたろう塾HP) http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=5267

- ・「シニア・アクティブ・ライフ講座」の開催



定年後のシニア世代等を対象として、座学・現場実習・実践活動からなる4日間のプログラムを2会場(岡山市・新見市)で実施し、団塊世代の地域参加への関心を高めた。

(参考数値)

講座受講延人員(人)	H19	H20	H21	増減
	71	81	127	46

<協働の成果>

地域づくりリーダーの養成により、県内各地において様々な実践活動に取り組む人材を送り出した。また、公募選定したNPOと連携し、団塊世代をターゲットにした実践的な講座を企画運営することで社会参加を促進した。

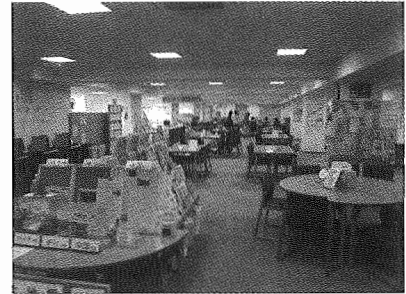
3 代表的な取組(Ⅱ)

■ 活動支援

・「ゆうあいセンター」の機能充実

民間の指定管理者による自由な発想を取り入れた施設運営(利用者数:57,016人)の他、NPO法人の設立・運営相談や出前セミナーの開催(参加者112人、開催地:井原市・勝央町)等により、ボランティア・NPO活動への参加促進と活性化に努めた。

(ゆうあいセンターHP)<http://www.youi-c.com/>



ゆうあいセンター オープンスペース

■ 活動促進

・コミュニティ活動の推進



島根県中山間地域研修センター視察

県内のコミュニティ活動を推進するため、県民局毎に研修会(備前・備中県民局)や先進地視察(美作県民局)を実施し、地域コミュニティの活性化を図った。

<協働の成果>

ゆうあいセンター指定管理者との協働の下、市民活動実践者等で構成する運営委員会の意見等を運営に反映するなど、利用者ニーズに適応したセンター機能の充実・強化が図られた。また、コミュニティ組織相互の情報交換や研修等の実施により、地域づくりへの参加意欲を高めた。

4 取り組むべき課題と対応方針

○ボランティア・NPO活動支援拠点整備の促進

県内全域でのボランティア・NPO活動の活性化には、身近な地域での活動支援拠点が必要であるため、市町村の取組を支援するとともに、全県ネットワークの構築に取り組む。

○コミュニティ活動の推進

住民のニーズが多様化する中、コミュニティに期待される役割も拡大してきていることから、コミュニティ組織相互の広域的な情報交換及び連携強化を支援するとともに、引き続き、各地の実情に沿った活力ある地域づくりができるリーダー育成を推進する。

5 総合評価

地域づくりリーダーの育成や団塊の世代の市民活動参加促進、NPO法人設立促進など、着実な成果を上げることができた。

また、多様な主体が各県民局などの協働事業における「新しい形の公共」の担い手となり、行政との協働による活力ある地域づくりが進展している。

プログラム達成レベル				
H19	H20	H21	H22	H23
4	4	4		
5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った				

夢づくり政策評価シート

整理番号	201
担当部局	県民生活部

1 施策の概要

基本戦略	「安全・安心の岡山」の創造
戦略プログラム	安全・安心まちづくりプログラム
プログラムの概要	犯罪のない安全で安心な社会の実現を目指して、小学校を中心とする自主防犯活動の推進をはじめ、市町村、県民、自治会等、ボランティア・NPO及び事業者との連携・協働による安全・安心なまちづくりを進めます。

2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					全国順位
				H19	H20	H21	H22	H23	
自主パトロール活動等実践組織数	団体	438	700	589	643	686			—
(指標の説明) 活動団体がいない160小学校区の解消に加え、100団体の増加を目指すもの。									
地域安全マップ作成小学校の割合	%	57.4	100	48.0	60.8	66.6			—
(指標の説明) 子どもたちが犯罪被害に遭わないよう、全小学校で地域安全マップの作成を目指すもの。									
防犯責任者設置事業所数	事業所	0	2,000	620	1,262	1,398			—
(指標の説明) 金融機関、コンビニエンスストアを中心に各事業所ごとの防犯責任者設置を目指すもの。									

3 代表的な取組(Ⅰ)

■「小学校を中心とする自主防犯活動の推進」

自主防犯活動団体のリーダー等を養成する講座や、団体相互の情報交換会を開催し、自主防犯活動等の一層の活発化・定着化を図った。

活動団体が息の長い活動を安定的に実施していくため、支援自動販売機の設置に係る橋渡しなどの取組を進めた。

青色防犯パトロール実施団体に対し、車載アンプ・スピーカー等広報用資機材を貸与し、広報活動も併せ持った、より効果的な活動の推進を図った。

<協働の成果>

県、市町村、自主防犯活動団体が連携しながら、それぞれの役割分担に基づき、安全・安心まちづくりの実現に向けた取組を展開している。

くらし安全安心課HP <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec sec1=22>

リーダー・コーディネーター養成講座HP <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif id=15996>

(参考数値)

	H20	H21	増減
養成講座への参加人数(累計)	451	598	147

(参考数値)

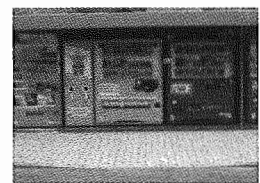
	H20	H21	増減
広報用資機材貸与団体数(累計)	59	65	6



養成講座



情報交換会



支援自動販売機

3 代表的な取組(Ⅱ)

■「犯罪に遭わないための教育等の推進」

子どもの危険予測能力、危険回避能力を向上させる効果がある「地域安全マップづくり」の指導者養成講座、及び実際に指導にあたる教員等を対象とした普及講座を開催した。

「地域安全マップづくり」を誰もが正しく指導できるよう、実用的な「地域安全マップの手引き」と「指導用リーフレット」を作製し、全小学校に配布した。

地域安全マップ作製と同様の効果がある児童参加型防犯教室等も積極的に実施して教育の充実を図った。

〈協働の成果〉

講座には教育関係者だけでなく、地域ボランティアの方々も参加しており、「地域安全マップづくり」は、地域全体の取組として進めるべきものであるという認識が広がりつつある。

地域安全マップ指導者養成講座HP

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=22291

(参考数値)

	H20	H21	増減
講座への参加人数(累計)	917	1,193	276



指導者養成講座

地域安全マップの手引き



平成22年4月
岡山県防犯庁保健体育課
岡山県安全・安心まちづくり推進室

地域安全マップの手引き

4 取り組むべき課題と対応方針

○ 自主防犯活動団体への支援

支援自動販売機の設置に係る橋渡しなどの取組を継続するとともに、子どもの安全・安心見守りモデル事業を活用した活動団体への支援など地域との協働の取組を推進する。

○ 地域安全マップづくりの促進

地域安全マップに対する理解を深めるため、指導者養成講座及び普及講座への参加を促し、子どもの危険予測・回避能力の育成を図る取組を促進する。

5 総合評価

夢づくり協働指標は順調に推移しており、自主防犯活動団体等と連携した安全・安心まちづくりの実現に向けた取組を積極的に推進した。

プログラム達成レベル

H19	H20	H21	H22	H23
4	4	4		

- 5 目標水準を大きく上回った
 4 目標水準を上回った
 3 概ね目標水準
 2 目標水準を下回った
 1 目標水準を大きく下回った

夢づくり政策評価シート

整理番号	202
担当部局	警察本部

1 施策の概要

基本戦略	「安全・安心の岡山」の創造
戦略プログラム	暮らしと交通の安全プログラム
プログラムの概要	県民生活に危険を及ぼす犯罪・事故等を未然に防止するため、身近な犯罪や凶悪化・組織化・国際化する犯罪への対応、少年非行防止対策を強化するとともに、交通安全対策を推進します。また、犯罪被害者等への支援や日々の生活における消費者被害の撲滅を進めます。

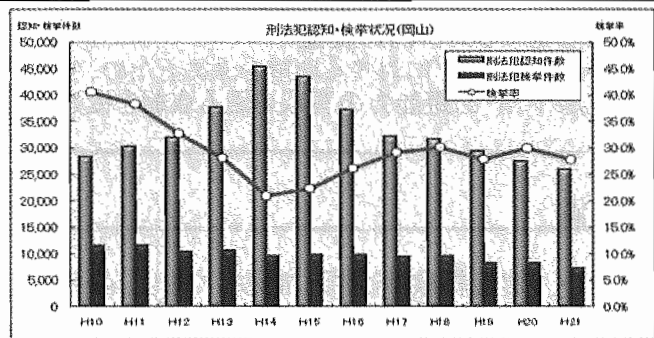
2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					全国順位
				H19	H20	H21	H22	H23	
刑法犯認知件数	件/年	32,102	26,000 (27,000)	29,257	27,357	25,862			35位 (H21) (人口10万人当たり)
(指標の説明)犯罪対策等の推進により、県内の刑法犯罪の減少を目指すもの									
交通事故死者数	人/年	148	110 (115)	115	114	107			32位 (H21) (人口10万人当たり)
(指標の説明)交通安全対策等の推進により、交通事故で亡くなる方の減少を目指すもの									
交通事故負傷者数	人/年	26,968	20,000 (21,000)	24,579	22,412	21,715			41位 (H21) (人口10万人当たり)
(指標の説明)交通安全対策等の推進により、交通事故で負傷される方の減少を目指すもの									

(注)「全国順位」は、人口10万人当たりの数値を少ないものから順番に並べた順位

3 代表的な取組(I)

■ 街頭犯罪等抑止総合対策の推進
 犯罪情勢の分析結果をもとに、犯罪の多発地域や時間帯に重点を置いたパトロールを行い、抑止・検挙対策を推進した。また、インターネットや電子メール等を活用した犯罪発生情報の提供、自主パトロール隊等の結成を促進するなど、地域住民の防犯意識の醸成に努め、県民と協働した犯罪抑止対策を推進した。



(参考数値)自主パトロール隊結成数

区分	年	H20	H21	増減
組織数		640	685	+45
人員(人)		50,020	51,300	+1,280

- ・ 街頭犯罪等抑止総合対策 <http://www.pref.okayama.jp/kenkei/seian/seiki/yokusi/yokusi/hasei/index01.html>
- ・ 暮らしの安全Web Map <http://www.machi-info.jp/machikado/op-webmap/toppage.html>
- ・ ももくん安心メール http://www.pref.okayama.jp/kenkei/seian/seiki/fushinsha_pc/fushinsha.html

■ 高齢者交通安全対策の推進

ボランティアによる高齢者宅への訪問指導、交通安全体験車を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、高齢者運転免許証自主返納支援事業(おかやま愛カード)の運用を開始し、一部公共機関の運賃割引を始めとした様々な生活支援を行うことにより、運転免許証の自主返納を促進した。

- ・ 高齢者交通安全対策 <http://www.pref.okayama.jp/kenkei/koutu/koki/news/koureinews/koureinews.html>

3 代表的な取組(Ⅱ)

■ 子どもや女性を性犯罪等の被害から守るための対策の推進

「岡山県警察子ども・女性安全対策隊」を設置し、性犯罪等の前兆とみられる声かけ、つきまとい等について、検挙又は指導・警告措置を講じる先制・予防的活動や被害防止対策の指導を行うことにより、子どもや女性に対する性犯罪等の未然防止に努めた。

〈協働の成果〉

「不審者からの声かけ事案」を想定して、犯人役に扮した警察官が、声かけをしながら周回し、参加者に不審者の人相や服装、車のナンバープレート等視覚・聴覚による記憶をテストするなど体験型教室を実施した。

(参考数値) H21.4~H22.3

不審者情報等に 係る行為者	検 挙	23件	24人
	指導・警告	9件	10人



(女性を対象とした犯罪被害防止講習)

■ 迅速的確な初動警察活動の推進

全国に先駆けて、PITシステム(位置情報通知機能、写真送受信機能、緊急発信機能等を搭載したモバイル端末を活用した通信システム)の運用を開始した。

なお、現場警察活動だけでなく、必要と見られる被害者に貸与するなどして被害者対策としても活用している。



(PIT端末を操作する警察官)

〈協働の成果〉

PIT端末の機能は、犯罪抑止の観点から重要度が増している自主防犯パトロール活動にも活用できることから、平成21年11月から、試験的に、防犯ボランティア等にも貸出している。

4 取り組むべき課題と対応方針

○犯罪が起きにくい社会の構築

刑法犯認知件数の減少傾向を定着させるためには、街頭犯罪等抑止総合対策に加え、地域社会の連帯感の醸成・規範意識の向上や自治体、事業者及び県民との協働による犯罪が起きにくい環境の構築に向けた諸施策を一層推進していく必要がある。

○迅速的確な初動警察活動の推進

依然として、凶悪犯罪や社会的弱者を狙った犯罪等県民が不安を強く感じる犯罪の発生が後を絶たないことから、機動警察力による街頭活動を更に強化するとともに、事件発生時の初動捜査において客観的証拠の収集を徹底するなど、迅速的確な初動警察活動を一層推進していく必要がある。

○高齢者交通事故防止対策の推進

交通事故死者数は減少傾向が続いているものの、死者全体に占める高齢者の割合は過去最悪の水準となっていることから、「高齢者を交通事故の被害者にも加害者にもしない」ため、関係機関・団体と協働した訪問形式による交通安全教育の推進や高齢運転者に対する運転免許証返納支援事業の拡大推進等、総合的な対策を推進する必要がある。

5 総合評価

刑法犯認知件数、交通事故死者数、交通事故負傷者数の夢づくり協働指標は、刑法犯認知件数と交通事故死者数が最終年度目標を上回るなど、各種の取組みによって順調に推移している。しかしながら、交通事故死者に占める高齢者の割合が56.1%と過去最悪となるなど改善していくべき課題も認められる。

子どもと女性を犯罪被害から守るための対策や街頭犯罪等抑止総合対策等の施策も着実に実施されている。さらに、犯罪被害防止に向けた自主防犯パトロール団体や金融機関との連携も機能しており、その成果が認められるところである。

プログラム達成レベル				
H19	H20	H21	H22	H23
4	4	4		
5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った				

夢づくり政策評価シート

整理番号	203
担当部局	危機管理監

1 施策の概要

基本戦略	「安全・安心の岡山」の創造
戦略プログラム	災害対策・危機管理プログラム
プログラムの概要	風水害、地震等の自然災害や大規模な事故、さらにはテロ等の危機への十分な備えを講ずるため、災害に強い地域づくりとともに、生活物資等の供給体制、的確な情報提供等の危機管理体制の整備を進めます。

2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					全国順位	
				H19	H20	H21	H22	H23		
ITを活用した緊急防災情報提供システムの加入者数	人	0	40,000	4,557	6,115	10,078			—	
(指標の説明) 防災情報を県民の携帯電話などにメール配信し、災害への適切な対応を目指すもの										
堤防等の整備により高潮被害が解消された戸数	戸	9,559	18,500	13,315	17,851	18,003			—	
(指標の説明) 高潮対策事業の進展により高潮被害が解消される戸数の増加を示すもの										
耐震化した重要橋梁の割合	%	28	100	67	75	86			—	
(指標の説明) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化を目指すもの										
県立学校の耐震化率	%	48.2	65.0	55.4	58.4	62.4			—	
(指標の説明) 生徒等の安全・安心の確保、災害発生時の地域住民の避難場所として、安全性の向上を目指すもの										
★ 県内消防防災ヘリの運航不能日数の削減	日/年	91	10	—	91	9.3 (※)			—	
(指標の説明) 定期検査等により生じる運行不能日を減少させることにより、消防・防災体制の整備をはかるもの										
住宅の耐震化率	%	67	75	69	70	71			—	
(指標の説明) 地震による人的被害及び経済的被害の軽減を目指すもの										
河川改修により洪水被害が解消された戸数	戸	46,000	58,800	48,800	50,000	51,200			—	
(指標の説明) 河川改修により洪水被害の解消される戸数の増加を目指すもの										
区域指定等により土砂災害の避難体制が整った箇所数	箇所	—	5,500	1,781	2,866	4,264			—	
(指標の説明) 土砂災害発生の恐れのある箇所を明らかにし、市町村による避難体制の整備を促進するもの										

(※) 県消防防災ヘリ本格運航(平成21年10月26日)後の実績を年ベースに換算

3 代表的な取組(Ⅰ)

■ わかりやすい防災情報の提供

- ・「防災情報メール配信サービス」の普及啓発・PRを行い、加入者の拡大に努めた。

メール配信サービス → <http://www.bousai.pref.okayama.jp/bousai/>

- ・浸水想定区域図の作成が完了し、これをもとに市町村が洪水ハザードマップを作成した。
- ・現地で水位の状況を容易に確認できるよう、はん濫注意水位等を表示したわかりやすい量水標を設置した(6箇所)。

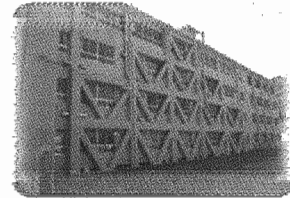
3 代表的な取組(Ⅱ)

■ 県立学校施設の耐震化

学校施設は児童生徒の豊かな人間性を育むための学習・生活の場であるとともに、災害時には地域の方々の応急避難場所としての役割を果たすことから、その安全性を確保するため、最重要課題として耐震化に取り組んでいる。

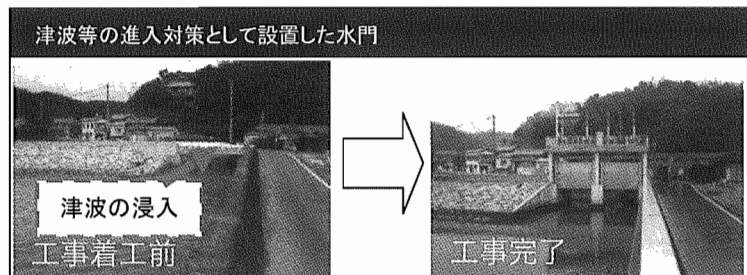
平成21年度実績

- ・耐震診断 25校42棟
- ・耐震補強工事等 14校18棟(うち耐震化完了:10校14棟)



■ 洪水・土砂災害・高潮対策の推進

- ・水害や土砂災害を防止するため、河川改修や土砂災害防止施設等の整備を推進した。
- ・地震津波や高潮対策として、河口部への水門の設置や、海岸保全施設等の整備を促進した。



■ 消防防災ヘリの活用による防災力の強化

平成21年10月から本格運航を開始し、ヘリコプターの高速性や機動性を生かした救急搬送や火災消火、負傷者救助などの航空消防防災活動を実施した。

また、市町村防災訓練等への参加、自隊訓練の実施のほか、一般行政活動を行った。

平成21年度出動実績

① 緊急運航 15件

火災防御活動	救急活動	救助活動	その他の活動	合計
3件	9件	2件	1件	15件

② 市町村防災訓練等 15件

③ 一般行政活動(産業廃棄物不法投棄の監視等) 13件



4 取り組むべき課題と対応方針

○ 防災情報の提供

防災情報メール配信サービスについて、情報の整理やわかりやすい表示に努めるなど、改善・工夫を行うとともに、防災情報の重要性や、メールの利便性をわかりやすく説明することなどを通じ、利用のさらなる拡大に取り組む。

○ 防災対策の推進

河川改修や土砂災害防止施設等について、緊急性の高い箇所から、計画的に整備を推進する。

また、建築物の耐震化が計画的に進むよう、支援制度の普及啓発や対象市町村の拡大に努めるとともに、学校施設の耐震化についても着実に推進する。

5 総合評価

夢づくり協働指標の進捗状況は、目標に対して概ね順調に推移している。

防災情報メール配信サービスの登録者数については、普及啓発に努めたものの、目標水準を下回っているため、利用のさらなる拡大に取り組む必要がある。

風水害や地震災害等に備えたハード整備については、順調に実施できており、引き続き計画的に推進する。

住宅や学校の耐震化についても、目標の達成に向け、着実に推進していく。

プログラム達成レベル				
H19	H20	H21	H22	H23
3	3	3		
5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った				

夢づくり政策評価シート

整理番号	204
担当部局	危機管理監

1 施策の概要

基本戦略	「安全・安心の岡山」の創造
戦略プログラム	自主防災プログラム
プログラムの概要	自分たちのまちは自分たちで守るという防災まちづくりを進めるため、様々な災害の発生に備えて、県民、ボランティア、各種団体、企業等が活動できる自主防災組織や災害ボランティアの人材育成、活動支援等を行います。

2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					全国順位
				H19	H20	H21	H22	H23	
事業所との災害時協力協定締結数	団体	119	310 (250)	241	275	315			—
(指標の説明) 県・市町村と事業所との災害時協力協定締結団体の増加を目指すもの									
自主防災組織率	%	44	70	47	48	51			43位 (H20)
(指標の説明) 地域防災の担い手である自主防災組織の増加を目指すもの									
防災士の数	人	35	430 (350)	331	354	398			31位 (H21)
(指標の説明) 地域防災力向上のための活動が期待される防災士の認定者数の増加を目指すもの									

3 代表的な取組(Ⅰ)

■ 自主防災組織の設置促進・育成

市町村が補助する町内会や自主防災組織の防災資機材の整備等を支援し、地域の共助による防災力の中核となる自主防災組織の設置促進及び活動活性化を図った。

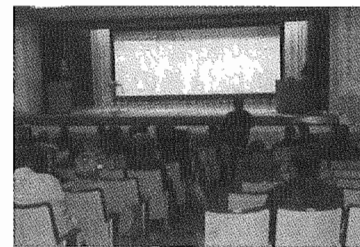
- ・自主防災組織の設置促進・活性化
新規設置自主防災組織数・・・127団体

〈協働の成果〉

自主防災組織、防災士などの地域防災リーダーを対象にした研修会等を実施し、地域における防災リーダーの育成を図った。

リーダー研修会参加者:約110人

(地域防災リーダー研修会)

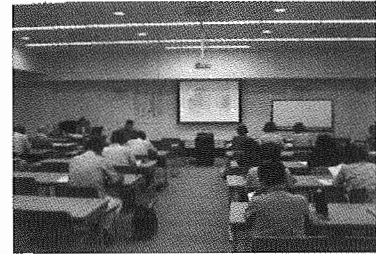


3 代表的な取組(Ⅱ)

■災害ボランティアの育成

・「岡山県災害救援専門ボランティア研修」の開催

災害時の被災者支援活動の円滑化を図るため、岡山県災害救援専門ボランティアを対象に、ボランティア意識の向上及び専門的な技術のレベルアップのための研修事業を実施した。
(研修回数:6回、参加者172人)



・「岡山県災害救援専門ボランティア」の登録

災害ボランティアコーディネーターをはじめ、介護、手話通訳、外国語通訳・翻訳など専門的な知識や技術を持つボランティアを、災害救援専門ボランティアとして登録するとともに、新たな登録者数の増を図った。

<協働の成果>

登録ボランティアの増員により、災害発生時の危機管理体制の向上が図られた。

(参考数値)

災害救援専門ボランティア登録者数	H19	H20	H21	前年からの増減
	1,201人	1,306人	1,344人	+38人

岡山県災害救援専門ボランティア登録制度

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=2823

(H22.3.31 現在)

種類	登録者数
災害ボランティア・コーディネーター	120人
介護ボランティア	27人
手話通訳ボランティア	60人
外国語通訳・翻訳ボランティア(11の言語)	71人
建築物応急危険度判定ボランティア	1,066人

4 取り組むべき課題と対応方針

○自主防災組織の設置促進・育成

地域の防災活動に大きな役割を果たす自主防災組織の設置促進や活性化を図るため、その防災資機材の整備や防災士の資格取得等に助成する市町村に対して支援を行う。特に、自主防災組織率の低い市町村に対し、働きかけを強化し自主防災組織の設置促進を図る。

○災害ボランティアの育成

災害発生時の対応を強化するため、災害救援専門ボランティアの登録数をさらに増やす必要がある。特に、災害時にボランティアの受入拠点や活動拠点等で、各地から集まる災害ボランティアや救援物資等を効果的に配置する役割を担う災害ボランティア・コーディネーターを養成する必要がある。また、登録した災害救援専門ボランティアのレベルアップや意識の向上を図っていく必要がある。

5 総合評価

災害ボランティアを1,344人登録し、研修等を通じて被災者支援に役立つ専門的な知識や技術を持つボランティアの養成が推進できた。

各種研修会の開催や市町村等への支援を行い、地域防災力の強化に取り組んだ結果、防災士や災害時協力協定事業所が増加した。

自主防災組織は127団体増えたものの、組織率は51%となっており、防災意識の普及啓発等をより一層効果的に実施するとともに、特に市町村への働きかけを強化するなどして、組織率向上に取り組んでいく。

プログラム達成レベル				
H19	H20	H21	H22	H23
3	3	3		
5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った				

夢づくり政策評価シート

整理番号	205
担当部局	保健福祉部

1 施策の概要

基本戦略	「安全・安心の岡山」の創造
戦略プログラム	健康・医療プログラム
プログラムの概要	県民が健康でいきいきとした生活を送れるよう、健康づくりの支援等を行うとともに、質の高い医療サービスが受けられるよう、患者への情報提供や医療機関の連携等を進めます。さらに、食の安全・安心の確保及び食育を推進します。

2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					全国順位	
				H19	H20	H21	H22	H23		
★ 三大死因による75歳未満の年齢調整死亡率(人口10万対)	人口10万対	119.4	113.9	123.8	119.4	121.6			—	
(指標の説明)高齢化の影響を補正した、がん、心疾患、脳血管疾患による死亡率であり、県民の健康づくりがどの程度進んでいるかを表すもの										
★ 卒業後に県内の地域医療を担う医学部学生の数	人/年	17	27	—	17	24			—	
(指標の説明)卒業後に一定期間、地域医療を担うことが約定されている医学部の学生数を表すもの										
患者からの医療安全相談等に応じる体制を備えた病院の割合	%	74	100	78	84	85			—	
(指標の説明)県内の病院が、自主的かつ積極的に医療の安全と安心の構築に取り組む一環として、設置を進めるもの										
栄養成分表示の店登録施設数	施設	543	1,020(700)	695	913	970			—	
(指標の説明)県民の健康づくりの意識(特に栄養・食生活分野)がどの程度進んでいるかを表すもの										
禁煙・完全分煙実施施設認定数	施設	730	1,600(900)	1,119	1,497	1,799			—	
(指標の説明)県民の健康づくりの意識(特にたばこ分野)がどの程度進んでいるかを表すもの										

3 代表的な取組(I)

■ 新型インフルエンザ対策

豚インフルエンザを由来とする新型インフルエンザが発生し、世界的に感染が拡大し、国内でも9月以降流行したが、年明け以降は終息に向かった。

本県では、十分な量の抗インフルエンザウィルス薬を備蓄し、早期に全ての医療機関で受診することが可能な医療体制を取り、流行期においては、重症患者の受入体制の整備を行うなど、県民の安心・安全の確保に努めた。また、新型インフルエンザ対策行動計画を改定するとともに、ワクチン接種の円滑な実施に努めた。

〈協働の成果〉

医療関係団体や医療機関等との連携により、早期に全ての医療機関で受診することが可能な医療体制を取ることができた。

岡山県の抗インフルエンザウィルス薬備蓄(単位:人分)

	H18~19	H20	H21	計
タミフル	162,000	0	201,400	363,400
リレンザ	0	0	20,300	20,300
計	162,000	0	221,700	383,700



新型インフルエンザ対策HP http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=35024

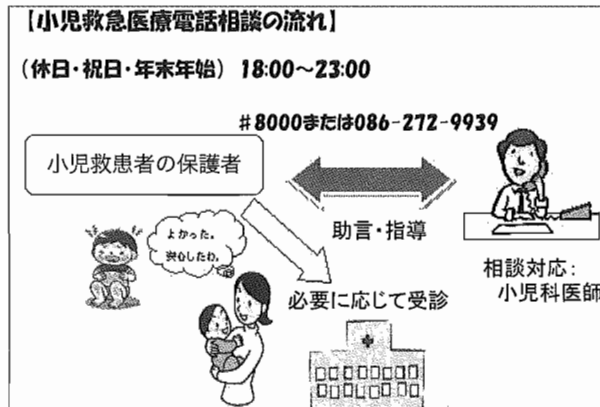
3 代表的な取組(Ⅱ)

■ 医療提供体制の整備

本県の医療従事者や病院病床数は全国平均を上回っているが、県北部の医療圏では全国平均を大きく下回るなど地域や診療科による偏在があるため、関係機関と連携を図りながら、医師確保と医療提供体制の整備を目指した対策に取り組んだ。

〈協働の成果〉

- ・ 大学や関係機関と連携を図り、岡山大学(7名)と広島大学(2名)に地域枠の入学定員を設定し、卒業後に県が定める医療機関に勤務する医師を確保した。
- ・ 地域における医療課題の解決を図るため、関係機関等からの意見を踏まえ、二次医療圏単位での医療機能の強化、医師確保等の取組その他の施策について盛り込んだ岡山県地域医療再生計画を策定した。
- ・ 医師会と連携し、小児科医師や看護師等の協力を得て、小児救急医療電話相談事業の円滑な実施が図られている。



(参考数値)

	内訳	H20	H21	増減
小児救急医療 電話相談件数	休日	2,005	3,489	1,484
	平日	2,477	3,943	1,466
	計	4,482	7,432	2,950

小児救急医療電話相談HP

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=7000

4 取り組むべき課題と対応方針

○ 自殺予防対策

年間400人前後で推移している本県の自殺者を減少させるため、県や市町村が地域自殺対策緊急強化事業を実施し、自殺対策基本計画の策定や相談機関相互の連携を強化した自殺予防情報センター(仮称)の設立を進める。

○ 医療提供体制の整備促進

救急医療、へき地医療、小児医療体制の整備や中山間地域における医師確保対策などの課題について、関係機関と連携しながら解決に取り組むとともに、地域医療再生計画に基づいて、地域の実情に応じた効率的な医療提供体制の整備充実を着実に進める。

5 総合評価

栄養成分表示の店登録施設数が順調に増加し、禁煙・分煙実施施設認定数が目標を上回るなど、健康づくりの環境整備が進んでいる。また、新型インフルエンザ対策については、関係団体や医療機関等との連携により、健康被害や混乱を最小限に抑えることができた。

医療提供体制の整備については、引き続き、地域医療再生計画に基づき、医師確保対策等、計画的な事業実施を進めていく。

プログラム達成レベル

	H19	H20	H21	H22	H23
	4	4	4		
	5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った				

夢づくり政策評価シート

整理番号	206
担当部局	保健福祉部

1 施策の概要

基本戦略	「安全・安心の岡山」の創造
戦略プログラム	福祉プログラム
プログラムの概要	障害のある人が、安心して生活できる社会を目指し、ボランティアの育成や自立した地域生活を支える基盤の充実等を図るとともに、高齢者が健康でいきいきと活躍でき、家庭や地域で、安心・安全に自立した生活ができる環境整備に取り組みます。

2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					全国順位	
				H19	H20	H21	H22	H23		
グループホーム・ケアホーム数(障害のある人)	箇所	137	290	172	197	200			—	
(指標の説明)障害のある人が、施設入院・入所から地域へ移行していくための受け皿の充足度を表すもの										
小規模多機能型居宅介護事業所の数	箇所	10	140	42	61	72			—	
(指標の説明)認知症などの介護を要する高齢者が可能な限り自宅や地域で暮らすことができるよう支援するサービスがどの程度整備されているかを表すもの										

3 代表的な取組(I)

■発達障害のある子ども(人)の支援

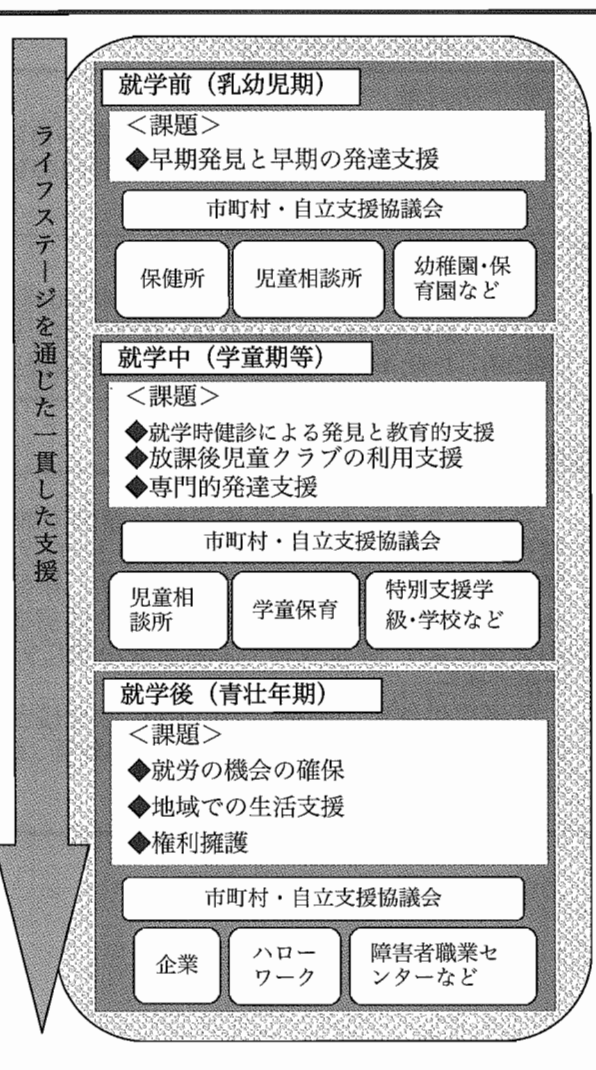
発達障害のある子ども(人)に対し、発達障害者支援センターを拠点として、専門的な相談支援や療育サービス等に取り組んでいる。また、支援コーディネーターを配置し関係機関とのネットワークを構築する事業に取り組む市町村を援助する(*1)とともに、市町村での取組状況を調査し、平成21年度から支援を希望する市町村へサポートコーチを派遣する(*2)など、住民に身近な市町村での支援体制の整備を推進している。

〈協働の成果〉

発達障害のある子ども(人)への支援体制等を協議する検討委員会や発達障害者支援センターの機関コンサルテーション等を通じて、福祉・医療・保健・教育・労働分野等の幅広い関係機関が連携・協働して、効果的な施策や個別ケアの調整・推進を行い、ライフステージを通じた支援の充実を図っている。

(参考数値)

支援体制整備事業実施市町村数(*1)	H20	H21	増減
	4	6	2
支援体制サポート事業対象市町村数(*2)	H20	H21	増減
	—	5	5



3 代表的な取組(Ⅱ)

■福祉・介護人材の確保

- ・ 需要が増大する福祉人材を安定的に確保するため、「福祉就職総合フェア」の開催や、福祉人材センターにおける無料職業紹介の実施により、求人者と求職者双方のマッチングの場を提供し、福祉職への理解を深めてもらうための広報啓発を図ることができた。
- ・ また、新たに、福祉職員が自らの体験をもとに職場を紹介する「福祉職場への就活セミナー」の開催、キャリア支援専門員による個々の求職者に応じた福祉職場の開拓、さらに、弁護士などの専門相談員による、働きやすい職場環境づくりについての指導・助言などにより、福祉職場における人材確保を支援した。
- ・ さらに、緊急雇用創出事業として、失業者等が介護周辺業務に従事する福祉・介護人材創出事業や、介護施設等で働きながらホームヘルパー等の資格取得を目指す介護雇用プログラムを実施したことにより、福祉人材の雇用促進が図られた。



【福祉就職総合フェア】

〈協働の成果〉

ハローワークや、介護福祉士会・社会福祉士会等の職能団体などと連携を図ることにより、「福祉就職総合フェア」においては、求人情報や、就職にあたって必要な資格など、求職者が求める最新の福祉関連情報を提供することができた。

(参考数値)

福祉人材センターの無料職業紹介を利用した求職者のうちの就職者数(人)	H20	H21	増減
	70	78	8

4 取り組むべき課題と対応方針

○障害のある人の地域生活の支援

「第2期障害福祉計画」に基づき、地域生活への移行に係る障害福祉サービスの充実等を図るとともに、発達障害児(者)支援体制の充実など地域の実情や障害のある子ども(人)一人ひとりに応じた細かな支援を行うことができる体制の整備促進に努める。

○認知症高齢者支援の充実

早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい理解に基づく本人や家族への支援を通じて、地域での総合的かつ継続的な支援体制を確立する必要があるため、認知症介護研修や早期診断の推進、市町村への技術支援、家族支援・啓発、地域支援体制の構築等に取り組む。

5 総合評価

福祉・介護人材確保の緊急的な支援事業等の実施により、雇用促進が図られるとともに、発達障害のある子ども(人)へのライフステージを通じた支援体制整備の推進や、障害のある人や高齢者の自立した地域生活を支える環境整備の推進が図られており、一定の水準は確保できていると考える。	プログラム達成レベル				
	H19	H20	H21	H22	H23
	3	3	3		
	5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った				

夢づくり政策評価シート

整理番号	207
担当部局	県民生活部

1 施策の概要

基本戦略	「安全・安心の岡山」の創造
戦略プログラム	ユニバーサルデザイン(UD)プログラム
プログラムの概要	年齢、性別、能力、国籍等にかかわらず、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指して、ユニバーサルデザインの考え方を県全域へ浸透させるとともに、すべての人が、安全・安心で生活しやすく、活動しやすい快適なまちづくりを進めます。

2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					全国順位
				H19	H20	H21	H22	H23	
UDサポーターの数	人	8,700	28,000 (16,000)	15,300	20,900	28,000			—
(指標の説明)UDの考え方に賛同し、UD推進に主体的に参加する人の増加を目指すもの									
UDに配慮した駅の数	駅	13	18	13	14	14			—
(指標の説明)利用者が5,000人/日以上全ての駅をUD化することを目指すもの									
バリアフリー化された公共的施設の数	施設	993	2,000	1,364	1,458	1,524			—
(指標の説明)福祉のまちづくり条例に基づく届出・協議により、バリアフリー化された公共的施設の増加を目指すもの									

3 代表的な取組(I)

■「UDマインドの定着化」

全庁的なUD推進体制のもとで、セミナー、出前講座の開催、UD啓発ワゴンサービスや体験事業等、各種の普及啓発事業を展開して県内全域へのUDマインドの浸透に努めた。



UDほっとステーションおかやま
(岡山市北区石関町)



UD啓発ワゴンサービス

<協働の成果>

NPOと協働して、「UDほっとステーションおかやま」を運営したほか、県内各地を訪問する「UD啓発ワゴンサービス」などを展開し、「UDサポーター」を多数養成することができた。

(参考数値)

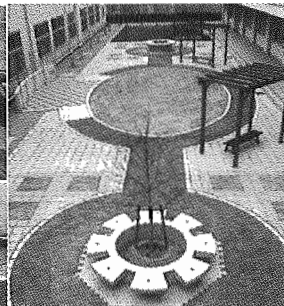
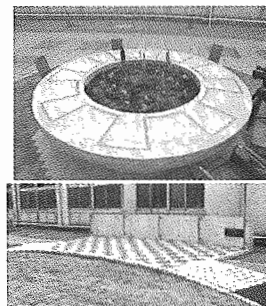
「UDほっとステーションおかやま」の利用者数(人)	H20	H21	増減
	4,220	4,012	▲208

UDほっとステーションおかやま
<http://www.udhot.jp/>

3 代表的な取組(Ⅱ)

■「UDマインドあふれるまちづくりの推進」

UDに配慮した建築物を対象にコンテストを行い、UD建築の普及・啓発を図った。
また、県立高校整備において、生徒自らの企画・提案による県産材やエコ製品を活用したUD整備を行い、誰もが憩える快適な空間づくりに取り組んだ。



第2回 おかやまUDコンテスト
-わがまちのみんなのたてもの2009- 最優秀作品

高校生「エコ広場」UD整備事業

<協働の成果>

建築士会やNPO等と連携し、UDに配慮した建築の普及・啓発を行い、UDの浸透を推進した。
また、学校と連携し、生徒にUDの観点に立った学校整備の企画・提案と、設計から完成まで参画させることで、UDへの理解を促進した。

第2回 おかやまUDコンテスト -わがまちのみんなのたてもの2009- 受賞作品

<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif id=46989>

4 取り組むべき課題と対応方針

○ UDマインドの定着化

NPO等と協働して、引き続きUD啓発ワゴンサービスや出前講座、セミナー等の啓発事業に積極的に取り組む。

また、新たに宿泊施設UD調査事業を行い、県内宿泊施設のUD情報を発信するとともに、宿泊事業者のUD意識の高揚に取り組む。

○ 誰もが暮らしやすいUD社会の実現

誰にとっても便利で使いやすいまちづくり、もの(製品)づくりや情報・サービスの提供に取り組み、「すべての人にとって暮らしやすいおかやまづくり」を目指す。

5 総合評価

各重点施策や事業の取組により、ユニバーサルデザインの浸透・定着が着実に図られており、一定の水
準は確保できていると考える。

プログラム達成レベル

H19	H20	H21	H22	H23
3	3	3		

- 5 目標水準を大きく上回った
- 4 目標水準を上回った
- 3 概ね目標水準
- 2 目標水準を下回った
- 1 目標水準を大きく下回った

夢づくり政策評価シート

整理番号	208
担当部局	環境文化部

1 施策の概要

基本戦略	「安全・安心の岡山」の創造
戦略プログラム	水と緑プログラム
プログラムの概要	ふるさと岡山の美しい水と緑をかけがえのない財産として次代に引き継いでいくため、清流保全活動、児島湖の再生、瀬戸内海的环境保全等に取り組むとともに、多様で健全な森林整備、里山等の保全と活用を進めます。

2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					全国順位	
				H19	H20	H21	H22	H23		
ホテルの生息地箇所数	箇所	208	270 (240)	236	249	249			—	
(指標の説明)川の清流保全を推進することにより、ホテルの生息地箇所の増加を目指すもの										
★森づくり活動への参加企業数	社	5	10	—	5	10			—	
(指標の説明)企業の森林保全活動への参画を促進するもの										
環境保全を活動目的とするNPO法人数	団体	103	190	132	144	159			—	
(指標の説明)活動目的に環境保全を挙げているNPO法人の認証数の増加を目指すもの										
児島湖の水質(COD)	mg/l	8.3	7.3	7.9	8.1	7.5			—	
(指標の説明)児島湖の再生を推進することにより、代表的な水質である化学的酸素要求量の改善を目指すもの										
下水道や浄化槽等により生活排水処理ができる人口割合	%	63.3	75	68.7	71.1	72.0			—	
(指標の説明)下水道、集落排水、合併処理浄化槽により生活排水処理できる人口割合の増加を目指すもの										
海のゆりかご(藻場)の面積	ha	930	1,000	937.5	959.1	963.1			—	
(指標の説明)水産資源の回復や海域環境の改善のため、魚介類の育成や水質の浄化にとって重要な海のゆりかご(藻場)の回復を目指すもの										

3 代表的な取組(I)

■児島湖再生の推進

9月を「児島湖流域環境保全推進月間」と定め、官民一体となり、県民運動として各種行事を実施している。また、水辺環境保全の意識啓発を行い、児島湖再生の気運醸成に努めた。

- ① 児島湖流域清掃大作戦:10箇所において一斉清掃を行い、計33.5tのごみを回収した。
- ② ポスターコンクール:流域の小学3年生～中学生からポスターを募集、1,046点の応募があった。
- ③ 児島湖ふれあい環境フェア:環境保全啓発キャンペーン、ポスター・パネル展等を行った。
- ④ 児島湖水辺環境啓発事業:児島湖及びその流域に棲息する魚介類の水槽展示(児島湖移動水族館)や、生物等を紹介したホームページを作成し公開した。

「児島湖と児島湖流域の生物」HP <http://www.kojimako-okayama.jp/>

- ⑤ 児島湖畔ヨシ群落保全事業:水質浄化に役立つヨシ群落を保全するため、約42,000㎡の約62tのヨシを刈り取り、クレマチス切り花栽培などに再利用した。

<協働の成果>

引き続き各種行事に多数の参加が得られており、児島湖の環境保全についての意識と関心が得られている。

(参考数値)

児島湖流域清掃大作戦の参加者	H20	H21	増減
	5,670人	6,048人	378人



<児島湖移動水族館>

3 代表的な取組(Ⅱ)

■里山ふれあいの森づくり

・企業と協働の森づくり

社会貢献活動の一環として森林保全活動に取り組もうとする企業の要請に対応して、活動森林の状況、支援内容等に関する情報の提供や受け入れ体制の整備等を行い、参画を促進しており、平成21年度は、4企業1団体の参画があった。



<企業と協働の森づくり>

■生物多様性の確保

・希少野生動植物の保護

県内に生息・生育する希少野生動植物を保護するため、希少野生動植物保護条例による指定希少野生動植物6種について、保護専門員及び保護巡視員などを中心に、地域住民等と協働して保護に向けた取組を進めた。また、県内で絶滅のおそれのある野生動植物の現状を明らかにし、保護の重要性の周知していくため、平成15年に作成した「岡山県版レッドデータブック」の改訂を行った。さらに絶滅危惧種の淡水魚を保護するため、オオクチバスやブルーギル等の外来魚の防除を行い生息環境の整備に努めた。

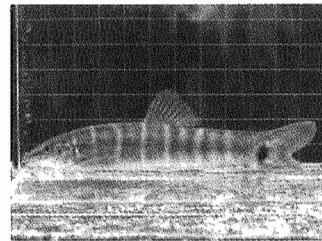
希少野生動植物の保護に関するHP http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=9583

<協働の成果>

希少野生動植物については、指定6種それぞれを対象とした保護巡視員を委嘱し、専門家の助言をもとに地域住民等と協働して保護に向けた取組みをすすめた。

(参考数値)

岡山県希少野生動植物保護巡視員の数	H20	H21	増減
	58	66	8



<アユモドキ>

4 取り組むべき課題と対応方針

○児島湖の水質保全対策

児島湖の水質指標は長期的には緩やかな改善傾向にあるが、目標値を上回っているリンについては、引き続き児島湖底泥の実態調査・溶出調査や施肥等の使用状況調査を行い、そのメカニズムの解明を図る必要がある。

○生物多様性の確保

今後、「岡山県版レッドデータブック」について内容を分かりやすくまとめた概要版を作成し、絶滅のおそれのある野生動植物の保護について県民の理解を深めるとともに、県民等との協働のもと、地域における野生動植物の保護活動を推進し、生物多様性の確保に努める。

5 総合評価

	プログラム達成レベル				
	H19	H20	H21	H22	H23
<p>夢づくり協働指標の達成状況については、一部を除き概ね順調に推移している。</p> <p>瀬戸内海の再生・活用、清流保全の取組やクリーンライフ100構想に沿った効率的な下水処理施設の整備、里山ふれあいの森づくりの推進や希少野生動物の保護活動、自然環境学習の推進など、重点施策・事業への取組についても一定の水準は確保できていると考える。</p>	3	3	3		
	<p>5 目標水準を大きく上回った</p> <p>4 目標水準を上回った</p> <p>3 概ね目標水準</p> <p>2 目標水準を下回った</p> <p>1 目標水準を大きく下回った</p>				

夢づくり政策評価シート

整理番号	209
担当部局	環境文化部

1 施策の概要

基本戦略	「安全・安心の岡山」の創造
戦略プログラム	地球環境プログラム
プログラムの概要	地球環境問題に対する身近な取組として、省エネ・省資源、グリーン購入等、県民の自主的な環境保全活動等を促進するとともに、循環型産業システムの構築、クリーンなエネルギーの導入、温室効果ガスの吸収源対策等を進めます。

2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					全国順位
				H19	H20	H21	H22	H23	
一人あたりゴミの排出量	g/日	1,119	1,066	1,091	1,091	1,053			27位
(指標の説明) 各家庭や事業所から排出される一般廃棄物の削減を目指すもの									
アースキーパーメンバーシップ登録会員数	人・団体	5,042	10,000	6,972	7,592	9,793			—
(指標の説明) 地球温暖化防止のため、自ら環境への影響を減らす取組を継続的に行う人たちの会員登録数の増加を目指すもの									
産業廃棄物のリサイクル率	%	38.1	39.1	35.8	33.5	33.1			—
(指標の説明) 循環型社会の形成のため、産業廃棄物のリサイクル率の向上を目指すもの									
★住宅用太陽光発電設備の普及率	%	1.66	2.5	1.50	1.66	※ 1.99			—
(指標の説明) 住宅用太陽光発電設備の普及率の向上を目指すもの									
公共施設及び民間事業所における太陽光発電による総出力電力	kW	3,488	10,000 (7,000)	5,980	6,492	8,464			—
(指標の説明) 県内の公共施設及び民間事業所に設置された太陽光発電設備(10kW以上)の出力電力の増加を目指すもの									
★電気自動車の導入台数	台	9	300	—	9	78			—
(指標の説明) 電気自動車の導入台数の増加を目指すもの									
★自動車保有台数に占める低公害車の割合	%	34	50	29	34	40			—
(指標の説明) 環境に配慮した低公害車の割合の向上を目指すもの									
岡山エコ事業所の認定件数	件	189	250	218	243	267			—
(指標の説明) グリーン調達やゼロエミッションに積極的に取り組む環境にやさしい県内事業者の増加を目指すもの									
★間伐面積	ha	6,000	24,000	—	6,029	13,234			—
(指標の説明) 「地球温暖化防止間伐推進5カ年計画(H20~24)」に基づき間伐面積の増加を目指すもの									

※ 暫定値(岡山県試算による)

3 代表的な取組(Ⅰ)

■ 地球温暖化防止対策の推進 [地球温暖化対策室HP http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=28](http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=28)

- ・地球温暖化防止活動推進員(H22.4.1現在85名)等と協働で、イベントの開催、地球温暖化防止の普及啓発資料を作成・配付等を行い、県民への普及啓発を図った。
- ・アースキーパーメンバーシップ制度により、県民・事業者それぞれの立場で、主体的取組を促進した。(H22.3.31現在会員数 9,793)
- ・夏季の「クールビズ県民運動」、冬季の「ウォームビズ県民運動」を通じ、事業所や家庭での温暖化防止の取組を推進し、特に、クールビズ県民運動では、経済団体などに積極的な協力を要請するとともに、クールビズの実践を219企業・団体が宣言するなど、取組の促進を図った。

■太陽光発電の導入促進

・住宅用太陽光発電整備に関する補助制度の創設等により導入促進を図った。
(県補助制度実績 住宅用:3,052件 12,186kW、事業所等:12件 294kW)

■電気自動車の普及推進

・メーカー、経済団体、学識経験者、行政等で組織する「岡山県電気自動車等普及推進協議会」の設置、電気自動車の県公用車への率先導入(平成21年度 20台導入)、急速充電器の県施設への整備、EVサポートメンバー岡山(充電設備を提供)の募集等により普及を推進した。



<電気自動車納車式>

■温室効果ガス吸収源対策の推進

・企業等が整備した森林について、岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証制度により、二酸化炭素吸収量を認証した。(平成21年度 3企業、1団体を認証)

<協働の成果>

地球温暖化防止のため、県民・事業者による主体的取組が着実に広がっている。

3 代表的な取組(Ⅱ)

■循環型社会の形成推進

循環型社会推進課HP http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=30

・「おかやま・もったいない運動」の推進

推進フォーラムの開催や小学生チャレンジコンテスト、ポスターコンクールなどを通じて、もったいない精神を普及し、県民の循環型社会へ向けたライフスタイルの変革を図った。

・再生品使用促進・環境にやさしい企業づくり

岡山県エコ製品の認定・普及により、再生品の使用促進を図るとともに岡山エコ事業所の認定・普及による環境にやさしい企業づくりを進めた。

・レジ袋削減の推進

「レジ袋削減検討会」を設け、県内主要スーパー、関係市町を参集し、レジ袋の削減に向けた協議を行った。また、昨年度に引き続きスーパー等での「レジ袋ご入り用ですか」声かけ運動やマイバッグ持参率等アンケート調査などを実施した。



(参考数値)

	H20	H21	増減
岡山エコ事業所認定数	243	267	24

<協働の成果>

<おかやまもったいないフォーラム>

「おかやま・もったいない運動」の各事業については、事業者・NPO・各種団体等で構成する「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議」と協働で実施しており、県民各層に「もったいない精神」が浸透しつつある。

4 取り組むべき課題と対応方針

○温室効果ガス算定・報告・公表制度の推進

本制度の適切な運営を図り、事業者の温室効果ガス排出削減に向けた自主的な取組を推進することが課題である。まずは、22年8月の第1回計画書提出に向け、制度の周知に努める。

○事業者の資源循環の取組の推進

産業廃棄物のリサイクル率は、再利用が困難な汚泥の全体の排出量に占める割合が高くなってきていることなどから、向上していない。引き続き、産業廃棄物の排出抑制、資源の有効利用等を進めることが課題であり、更なる企業の意識向上、CSRの普及を図るとともに、資源循環に取り組む事業者への支援、未利用資源の有効利用を図るための情報提供等を行う。

5 総合評価

夢づくり協働指標の達成状況では、一部低調なものがあるものの、進捗(達成)率は順調に推移している。重点施策の取組については、企業や地域での地球温暖化対策の一層の推進を図るとともに、太陽光発電や電気自動車の普及に努めたほか、エコドライブの推進によるCO2削減、有害化学物質やアスベスト対策などにより、環境保全の推進を図った。また、「おかやま・もったいない運動」等の各種取組により、県民生活や事業活動の中での3Rの推進を図った。県民・事業者等との協働により、全県的に環境に配慮した取組が広がっている。

プログラム達成レベル

H19	H20	H21	H22	H23
3	3	4		

- 5 目標水準を大きく上回った
- 4 目標水準を上回った
- 3 概ね目標水準
- 2 目標水準を下回った
- 1 目標水準を大きく下回った

夢づくり政策評価シート

整理番号	210
担当部局	環境文化部

1 施策の概要

基本戦略	「安全・安心の岡山」の創造
戦略プログラム	都市・農村景観プログラム
プログラムの概要	潤いのある生活空間や優れた景観の創出と個性を生かしたまちづくりを推進するとともに、全国都市緑化おかやまフェアを平成21年に開催します。また、中山間地域等の美しい田園景観の保全など、自然と調和した農山漁村づくりに努めます。

2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					全国順位
				H19	H20	H21	H22	H23	
景観形成に重点的に取り組んでいる地区等の数	箇所	7	15	8	10	14			—
(指標の説明) 県、市町村が景観形成に重点的に取り組む地区を景観計画等に位置づけ、施策を推進するもの									
おかやまアダプト参加人数	人/年	27,000	40,000	33,980	35,751	36,330			—
(指標の説明) 県管理の道路、河川等の定期的な清掃、緑化活動等を行う「おかやまアダプト事業」への参加者数の増加を目指すもの									

3 代表的な取組(I)

■「晴れの国おかやま景観百選」

県民・市町村から良好な景観を募集し、県環境審議会景観部会での審査結果に基づき選定した。選定した景観百選は、県ホームページへの掲載、冊子の関係先への配布、パネル展示(県庁、美作県民局、備中県民局)により、普及に努めた。

晴れの国おかやま景観百選HP

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=34105



<景観百選:城東地区(津山市)>

■ 市町村の景観行政団体移行、景観計画策定を支援
景観行政団体移行、景観計画策定に取り組む市町村(真庭市、津山市、高梁市)に対し、技術的支援(景観計画策定委員会への出席・助言など)を行った。

<協働の成果>

県、岡山市、倉敷市、瀬戸内市及び早島町がそれぞれ景観計画を策定し、建築物の新築等の事前届出・審査などを通じて景観形成に取り組んでいる。

(参考数値)

景観計画策定済み団体数	H20	H21	増減
	4	5	1



<景観百選:渋川海岸(玉野市)>

3 代表的な取組(Ⅱ)

■ 全国都市緑化おかやまフェアの開催

平成21年3月20日から5月24日まで「第26回全国都市緑化おかやまフェア」を開催し、目標の80万人を大きく上回る92万人の来場があった。期間中に行ったアンケートでは、9割以上の方がフェアの開催を機に花緑への関心が高まったと回答しており、緑豊かな環境に優しい暮らしの取り組みや潤いのあるまちづくりなど岡山の魅力を広く発信することができた。

〈協働の成果〉

- ・ 167の企業・団体による庭園出展や、県民によるハンギングバスケット、生け花などの展示や出展、県民参加のイベントや体験教室など、多くの方々が様々な形でフェアに参加した。また、800人を超えるボランティアが、花の手入れや清掃、会場案内などの業務を担ったほか、桃太郎大通りや西大寺の街中などで、地域や事業所の方々がプランターの設置や維持管理を行った。
- ・ フェア終了後も引き続き西大寺緑化公園(フェアのメイン会場跡地)や西川緑道公園等でメモリアルイベントが開催されているほか、桃太郎大通り等において、市民によるプランターの管理が行われるなど、花緑への関心の輪が広がっている。



〈ボランティアによる会場案内〉



〈メモリアルイベント「花・緑ハーモニーフェスタin西川」〉

4 取り組むべき課題と対応方針

○市町村景観計画の策定支援

市町村が景観行政団体となって景観計画を策定し、地域特性を生かした独自の景観施策推進に取り組めるよう、制度や他市町村の状況を情報提供する等の方法で支援していく。

○緑豊かな潤いあるまちづくり

「第26回全国都市緑化おかやまフェア」の開催を契機に培われた県民との協働の取組を生かし、市町村と連携しながら、緑豊かな潤いのあるまちづくりを推進する。

5 総合評価

夢づくり協働指標の達成状況では、順調に推移している。「景観形成に重点的に取り組んでいる地区等の数」については、真庭市が今年度景観計画を策定予定であることから、今後の増加も見込まれる。また、「第26回全国都市緑化おかやまフェア」には、目標人数を大幅に上回る来場があり、大きな成果を上げたほか、おかやまアダプトの推進、農村景観保全の推進など、重点施策等への取組も概ね目標水準であると考える。

プログラム達成レベル

	H19	H20	H21	H22	H23
	3	3	4		
	5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った				

夢づくり政策評価シート

整理番号	301
担当部局	産業労働部

1 施策の概要

基本戦略	「産業と交流の岡山」の創造
戦略プログラム	地域産業プログラム
プログラムの概要	活力ある本県産業の形成に向けて、元気な中小企業やオンリーワン企業を支援します。また、地域の特性に応じた地場産業の活性化、水島コンビナートの国際競争力強化とともに、産業人材の育成に関係機関と連携して取り組みます。

2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					全国順位
				H19	H20	H21	H22	H23	
経営革新に取り組む中小企業数(累計)	社	117 (H18.3)	500 (600)	143	265	315			13位 (H21)
(指標の説明) 新商品や新サービスの開発等を行う経営革新計画の策定を行った中小企業の数									
製造品出荷額等	億円/年	66,837 (H16.12)	75,000	82,973 (H18.12)	82,539 (H19.12)	87,163 (H20.12)			13位 (H20.12)
(指標の説明) 県内製造業の出荷額等の状況									

3 代表的な取組(I)

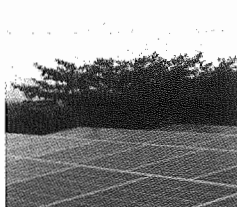
■経営革新による企業活力の向上及び建設業の新分野進出支援

意欲ある中小企業が自らの創意・工夫を生かして行う経営革新の取組について、県が企業の経営革新計画を承認し、低利融資、税制の特例等の活用に結びつけ、積極的な支援を行った。また、公共投資の縮減等により厳しい経営環境にある建設業者を支援するため、各種施策を「建設業支援パッケージ」として取りまとめ、支援機関・団体と連携し、特に新分野進出支援について相談窓口の設置やトータルサポーターによる継続的指導、新分野進出時の経費助成による支援を行った。

<協働の成果>

中小企業、関係団体等の支援機関、県が協働し計画策定支援及びフォローアップを推進し、建設業の新分野への確実な進出を支援した。

建設業新分野進出の例



太陽光発電システム販売



ウェディング事業

(参考数値)

建設業の新分野進出計画承認件数	H20	H21	増減
	18	14	▲4

経営革新計画承認企業の内訳業種別割合

業種	企業数(社)	割合(%)
製造	18	36.0
建設	7	14.0
運輸・通信	5	10.0
卸売・小売	6	12.0
飲食・宿泊	4	8.0
サービス	1	2.0
その他産業	9	18.0
合計	50	100.0

3 代表的な取組(Ⅱ)

■ 広域受注開拓の支援

県内外の企業の受発注情報を元に、下請取引のあっせんに2,022件実施した。(あっせん申込に対応)

また、広域受注開拓のため、県内受注企業と協働の下、県内外の企業を対象とした「広域商談会」を開催するとともに、県外において県外発注企業と県内受注企業のマッチングを行う「現地取引商談会」を3回開催した。また、大手発注企業との個別商談会を3回開催した。

○ 広域商談会

平成21年7月24日 岡山市内にて開催

平成22年2月19日 岡山市内にて開催

○ 現地取引商談会

平成21年 9月3日 大阪市内にて開催

平成21年12月2日 京都市内にて開催

平成22年 3月2日 福岡市内にて開催

○ 個別商談会

平成21年 8月 6日 岡山市内にて開催

平成21年10月27-28日 倉敷市内にて開催

平成21年12月 9日 東京都内にて開催



H21.7.24第1回広域商談会(岡山市)

< 協働の成果 >

商談会では、県内受注企業と連携し、取引の拡大に取り組んだ。

(参考数値)

	H20	H21	増減
下請け取引引きあわせ件数	2,064	2,022	▲ 42

	H20	H21	増減
商談会の開催回数	5	8	3

4 取り組むべき課題と対応方針

○ 中小企業の支援

経営の安定化については、資金繰り対策セミナーの開催や中小企業診断士などの専門家派遣を実施する。

新分野への進出については、国の公募型事業への積極的な応募や産業振興財団に設けた「きらめき岡山創成ファンド」等の活用により、地域の強みを活かした付加価値の高い新商品の開発を促進する。

また、販路開拓については、業績が好調な業種等の県外企業を対象としたキャラバン展示商談会の開催や県内外での商談会の開催等に積極的に取り組み、新たな受注先開拓など、ビジネスマッチングが進むよう引き続き支援していく。

特に建設業者に対しては、岡山県建設業経営・職業相談センターに配置している現地相談員による直接訪問を実施し、よりきめの細かい相談ニーズの把握や新分野進出情報の収集を行う。

○ 地域産業の活性化と産業人材の育成

本県経済を支える水島工業地帯の競争力強化に向けて、企業間・産学官の連携による取組を進めるとともに、ものづくり技術の高度化や新製品の開発、人材の育成、繊維産業におけるブランド化等を通じた販路開拓などを推進する。

5 総合評価

平成21年度は、新商品・新技術開発や新分野進出に取り組む経営革新計画の承認件数は、厳しい経済情勢による投資意欲の減退などから低調であった。一方、県内製造品出荷額等は、目標額を上回った。地域産業の活性化のために、関係機関との協働により、県内外で商談会等を開催したり、新技術の開発や販路開拓等の支援に努めた結果、一定の成果を上げた。

また、「きらめき岡山創成ファンド支援事業」31件等の助成により、県内企業の新商品開発が促進された。

特に建設業については、新分野進出計画の策定や新事業具体化に向けた補助金により新分野への確実な進出を支援した。

プログラム達成レベル				
H19	H20	H21	H22	H23
4	3	3		
5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った				

夢づくり政策評価シート

整理番号	302
担当部局	産業労働部

1 施策の概要

基本戦略	「産業と交流の岡山」の創造
戦略プログラム	新産業プログラム
プログラムの概要	本県経済を支える新しい産業基軸の構築を目指し、ものづくり重点4分野(超精密生産技術、バイオ、医療・福祉・健康、環境)を中心に、産学官連携により岡山版産業クラスターの形成を一層推進するとともに、ベンチャー企業の育成に取り組みます。

2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					備考
				H19	H20	H21	H22	H23	
岡山版産業クラスターで開発された製品の数	件	90	235	129	150	171			—
(指標の説明)産学官連携組織(産業クラスター)で開発された新製品・新技術の数									
大学発ベンチャー企業数	社	23	42 (35)	32	33	36			—
(指標の説明)ベンチャー企業の県内大学・高専の研究成果や特許等に基づく起業、又は大学等教職員・学生の人材移転による起業を行ったベンチャー企業の数									

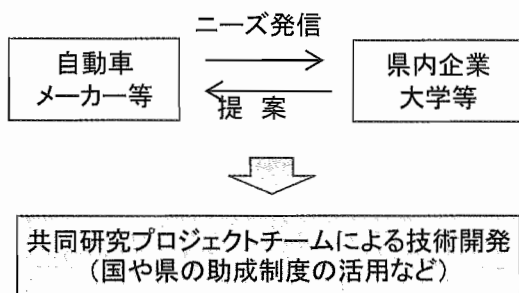
3 代表的な取組(1)

■マイクロものづくり産業クラスターの形成

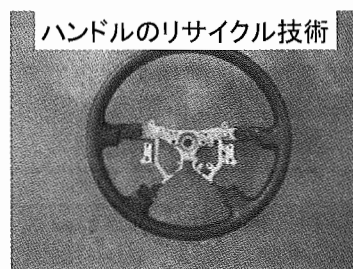
マイクロものづくり産業クラスターの形成に向けて、企業・大学・工業技術センター等の産学官連携による共同研究を強力に進めている。特に、平成21年度においては、今後成長が見込まれる「次世代自動車分野」や「ロボット分野」をターゲットに、川下企業ニーズの事業化を目指す県内企業等の取組を支援した。

また、大規模展示会への出展等により「マイクロものづくり岡山」のブランド形成に取り組んだ結果、「マイクロものづくり岡山」の認知度が高まってきている。

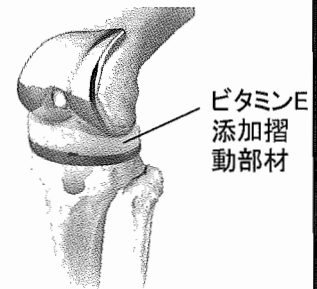
○岡山県次世代自動車関連技術研究会 (H20.7設立)



○岡山版産業クラスターで実用化された技術



マグネシウム合金と有機物との分離技術の開発



人工関節

<協働の成果>

技術の高度化や技能伝承を図るため、県内企業と協働でテーマを設定しながら、大学等の協力を得て、研修やセミナー(マイクロものづくり大学)を開催するとともに、平成21年度から出前講座を開催し、多くの企業から参加を得た。

(参考数値)	マイクロものづくり大学・出前講座参加者数	H20	H21	増減
		880	1,120	240

・マイクロものづくり岡山
<http://www.optic.or.jp/micro/>

3 代表的な取組(Ⅱ)

■ベンチャーの発掘・育成

○インキュベーション施設等による育成
岡山リサーチパークインキュベーションセンターにおいて、情報通信やものづくりの分野を中心に新規創業や新製品開発を目指すベンチャー企業等に対し、専属のインキュベーションマネージャー等がきめ細かい支援を行っており、リサーチパーク内に新たに研究施設を設けようとする企業や、高度な技術力や将来性により注目を集める企業が生まれている。

創業 & フォローセミナー



大規模商談会等への出展支援



○起業家の発掘・育成
ベンチャービジネスプランコンテストを通じて、新たな起業家の発掘を行うとともに、起業予定者等を対象に、経営ノウハウ習得のための研修会などを行った。

○メディカルベンチャーの創出
本県の優れた医療系シーズの事業化を担うベンチャーの創出を図るため、平成20年度に設立したメディカルベンチャー・ネットにおいて、ビジネスモデルの確立や国の競争的資金の獲得支援などを行った。

<協働の成果>

産業振興財団をはじめとするベンチャー支援機関や県内インキュベーション施設、大学等で情報を共有化するなど、協働しながら効果的に創業促進・育成施策を実施した。

(参考数値)

	H20	H21	増減
ORIC 延べ入居企業数	74	82	8

・ORIC(岡山リサーチパークインキュベーションセンター)
<http://www.oric.ne.jp/~oric/index.html>
・(財)岡山県産業振興財団
<http://www.optic.or.jp/modules/zaidan03/>

(参考数値)

	H20	H21	増減
メディカルベンチャー・ ネット会員数	12	16	4

4 取り組むべき課題と対応方針

○岡山版産業クラスターの推進

企業とのマッチング等により、大学等の研究シーズを具体的な製品開発や創業に結びつける必要がある。研究開発や技術開発等の支援を強力に推進するとともに、開発された製品の販路開拓支援などに積極的に取り組む。

○ベンチャーの育成

より多くのベンチャー企業を創出するため、起業シーズ発掘の取組を強化する。特に、岡山の強みを生かしたメディカルベンチャーの創出に向けた取組を進める。また、大学等と連携して大学発ベンチャーの創出を支援するとともに、創業者支援機関等と連携して販路拡大や資金調達等の支援などベンチャー企業の育成に向けた総合的な取組を進める。

5 総合評価

開発された製品数は、目標とする水準を下回ったが、マイクロものづくり関連の自動車やロボット分野における研究開発グループの創出など、今後の製品開発に結びつく取組が前進した。そのほか、「おかやま食品産業クラスター協議会」「セルロース系バイオマス超微粉技術研究会」等の産学官連携組織における技術開発も着実に進んだ。また、産学官連携によりベンチャーの発掘・育成に取り組んだ結果、大学発ベンチャーの企業数が伸びている。

プログラム達成レベル

H19	H20	H21	H22	H23
3	3	3		

5 目標水準を大きく上回った
4 目標水準を上回った
3 概ね目標水準
2 目標水準を下回った
1 目標水準を大きく下回った

夢づくり政策評価シート

整理番号	303
担当部局	産業労働部

1 施策の概要

基本戦略	「産業と交流の岡山」の創造
戦略プログラム	戦略的企業立地プログラム
プログラムの概要	陸海空の広域交通ネットワークの整備を推進するとともに、ミクロものづくり分野をはじめとする企業をターゲットとして、戦略的な誘致活動を進めます。

2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					全国順位
				H19	H20	H21	H22	H23	
企業立地件数	件	24	150 (5年間で)	35	55	65			—
(指標の説明) 県内への企業立地促進を目指すもの(累計) (H19からの累計値を記載)									
国際航空貨物量	トン/年	471	2,000 (5,000)	1,679	243	1,395			—
(指標の説明) 物流拠点としての岡山空港の利用促進を目指すもの									

3 代表的な取組(I)

■ 産学官の連携による誘致活動の推進

岡山県企業誘致推進協議会や企業誘致アドバイザーと連携し、そのノウハウや人的ネットワークを活用しながら、ターゲットとする分野の企業における設備投資情報等の収集を図るとともに、収集した情報を生かし、産学官の協働による企業誘致活動を展開した。
岡山県の優位性をPRするために企業立地セミナーを大阪で開催した。

<協働の成果>

経済団体、金融機関、学術研究機関等22団体で構成する岡山県企業誘致推進協議会を設けるとともに、各会員団体から企業誘致アドバイザーの推薦を受け(157名)、産学官連携のもとに、企業情報の収集や誘致の働きかけを行った。

企業立地セミナーには、43社から81名の参加があり、その後、立地に向け交渉中の案件もある。

(参考数値)

	H20	H21	増減
企業誘致アドバイザーの数	161名	157名	▲ 4

	H20	H21	増減
企業誘致アドバイザーからの情報提供	71件	96件	25



企業誘致推進協議会



企業立地セミナー

3 代表的な取組(Ⅱ)

■ 分譲用地の確保

県南部は企業用地が逼迫していることから、市町村等と連携し、分譲可能な民有地情報を集め、東京事務所・大阪事務所等を通じて、進出意欲のある企業に提供するとともに、浅口市の「先端的ものづくり集積団地」や赤磐市の「山陽総合流通センター」の整備促進を支援した。

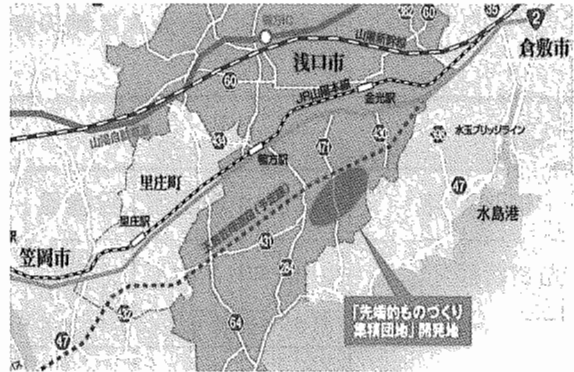
〈協働の成果〉

- 1 市町村との連携を密にし、民間の遊休地、工場跡地等の情報を収集し、企業に対して提供した。

民有地情報 73件

(うち公表可能な27件をホームページに掲載)

- 2 先端的ミクロものづくり集積団地構想を推進するため、浅口市に対して、技術職員の派遣や各種手続等の支援を行うとともに、企業訪問時や企業立地セミナー開催時などの機会に団地のPRに努めた。



・晴れの国おかやま産業立地ガイド

<http://www.pref.okayama.jp/sangyo/kiritsu/vouchi/index.html>

4 取り組むべき課題と対応方針

○大型企業誘致の実現

昨年度は世界的不況の影響を受け、県内への企業立地は10件に留まった。また、懸案となっている大型企業誘致は実現しなかった。今後とも、成長が見込める分野にターゲットを絞り、企業の設備投資計画に係る情報収集力の強化等に努め、引き続き玉島ハーバーアイランドに大型企業誘致を目指す。

○企業用地の確保

用地が逼迫している県南部においては、市町村等と連携して民有地情報を収集し、進出意欲のある企業に対して積極的な提供を行っていく。

「先端的ものづくり集積団地」の整備を進めている浅口市やその他工業団地整備に取り組む市町村に対して支援を引き続き行う。

5 総合評価

産学官連携のもと、ターゲットを絞って企業誘致活動を推進してきた。世界的な不況により、企業の投資意欲が減退する中で、県内の企業立地件数は10件となった。

なお、本県の企業立地件数の落ち込み幅は、中国地方の中では比較的小さかった。

プログラム達成レベル

	H19	H20	H21	H22	H23
	4	2	2		

- | | |
|---|--------------|
| 5 | 目標水準を大きく上回った |
| 4 | 目標水準を上回った |
| 3 | 概ね目標水準 |
| 2 | 目標水準を下回った |
| 1 | 目標水準を大きく下回った |

夢づくり政策評価シート

整理番号	304
担当部局	産業労働部

1 施策の概要

基本戦略	「産業と交流の岡山」の創造
戦略プログラム	観光プログラム
プログラムの概要	観光客の多様化するニーズをとらえ、地域発観光の積極的な推進や観光客入り込み数の増加、宿泊率の向上、観光消費額の増加を図るとともに、外国人旅行者に対する受入体制の整備や温かいおもてなしの推進、観光アメニティの向上に努めます。

2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					全国順位
				H19	H20	H21	H22	H23	
観光消費額	億円/年	1,416	1,560 (1,530)	1,483	1,463	1,411			—
(指標の説明)観光客が県内で消費する額の増加を目指すもの									
観光客入り込み数	万人/年	2,550	2,570 (2,710)	2,502	2,481	2,381			—
(指標の説明)観光施設等への入込客数の増加を目指すもの									
観光ボランティアガイドの数	人	560	700	628	638	720			—
(指標の説明)岡山県観光ボランティアガイド連絡会構成団体のボランティアガイド数の増加を目指すもの									
★外国人旅行者宿泊者数	人/年	62,016	96,000	60,713	62,016	55,560			—
(指標の説明)県内に宿泊する外国人旅行者の増加を目指すもの									

3 代表的な取組(Ⅰ)

■ 地域発観光の推進

自然や歴史・文化などの観光素材を活かした地域発の観光を目指し、地域の熱意ある観光関係者等が行う周遊型・滞在型旅行等の企画の取組に対し、専門的なアドバイザーを派遣し、年間5回のセミナー・ワークショップや自主的な活動を通じて、魅力ある地域発観光のルートの開発を支援した。

また、「食」を通じた恒常的な観光客誘致につなげるため、津山市等と協働して、県内をはじめ全国のB級グルメ等が一堂に会する食の祭典「おかやまB級グルメフェスタin津山」を開催した。

<協働の成果>

「周遊型・滞在型旅行」企画支援事業では、旅館組合、観光協会、ボランティアガイドなどの地域の観光関係者等が主体となった研究会の取組を県が支援し、県下5地域において魅力ある観光ルート案が企画され、そのルートの商品化を図るため、旅行社・マスコミ等を招いた成果発表会を開催した。

また、「おかやまB級グルメフェスタin津山」では、県内のB級グルメ推進団体や津山市観光協会等と連携し、食ブームを的確に捉えたイベントを大々的に開催した。2日間で15万人の来場者があり、全国からの観光客に対し、本県の魅力をPRすることが出来た。さらに、このイベントがきっかけとなり、県内各地の「ご当地グルメ」の取組が促進された。



・観光課HP

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=46

<おかやまB級グルメフェスタin津山>

3 代表的な取組(Ⅱ)

■ 外国人旅行者の誘致

韓国、中国、台湾など東アジア地域をターゲットに、現地の旅行業者等を招請して視察旅行や商談会を行い、旅行商品の造成を働きかけるとともに、韓国ソウルに観光PRデスクを設置し継続的な情報発信を行うなど、国により異なる観光ニーズを踏まえた誘致活動を行った。

また、ソウル、上海、北京、台北、香港、パリでの国際観光展等へ出展し、県内観光地及び物産のPRを行った。

さらに、欧米からの個人旅行者の誘客促進を図るため、日本を紹介する代表的な外国人向け国内旅行商品に岡山ルートを組み込むとともに、ミシュラン・グリーンガイド(英語版)や訪日旅行者向けフリーペーパー(英語版)等への本県観光情報の掲載や定期観光バス案内の英語化等を推進した。

<協働の成果>

観光に携わる各種団体等で構成する「岡山県外国人観光客受入協議会」との連携により、岡山空港において、海外チャーター便等の到着時に外国人観光客に対し歓迎行事を実施したほか、協議会会員の宿泊施設や観光施設等に対し、案内標示や、料理メニューなどの外国語標記を働きかけた。また、中国や台湾からの訪日教育旅行において、県内高等学校と協働して学校交流を実施した。これらの取組により、外国人旅行者に対する利便性やおもてなしの向上や海外からのリピーター客等の誘致が図られた。



<台湾での
商談会>



<岡山空港での
歓迎行事>

・観光課HP

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=46

4 取り組むべき課題と対応方針

○地域発観光の推進

岡山県観光立県戦略の基本に据えている地域発観光を進めていくためには、旅行者ニーズを的確につかんだ「選ばれる」旅行商品の企画とターゲット層を明確にしたプロモーションを実施する必要があることから、地域が主体的に取り組む魅力的な観光ルートの開発や商品化を支援し、具体的な集客につながる情報発信を積極的に進めるとともに、岡山ならではの「おもてなし」により、リピーターの確保に努める。

○外国人旅行者の誘致

本県の国際的な認知度が低いことから、国のビジット・ジャパン地方連携事業等を活用して、近隣府県等とも連携し、海外からの誘客を促進する必要がある。とりわけ、個人観光ビザ発給要件の緩和が全土に拡大される見通しである中国については、上海事務所を通じた継続的な情報発信を行うとともに、医療観光ツアーなどの新たな旅行商品に対する取組を強化し、中国人観光客を積極的に誘致する。

5 総合評価

夢づくり協働指標の平成21年度の進捗状況は、観光ボランティアガイド数は増加しているものの、観光消費額及び観光客入り込み数については、世界的な経済情勢悪化等による個人消費の落ち込みや新型インフルエンザなどの影響により減少した。

今後も、地域の熱意ある取組を積極的に支援し協働する中で、地域の観光素材を活かした「地域発観光」を推進するとともに、中国をはじめとする東アジアや欧米圏をターゲットとした外国人旅行者の誘致に努める。

プログラム達成レベル

H19	H20	H21	H22	H23
3	3	3		

- 5 目標水準を大きく上回った
- 4 目標水準を上回った
- 3 概ね目標水準
- 2 目標水準を下回った
- 1 目標水準を大きく下回った

夢づくり政策評価シート

整理番号	305
担当部局	農林水産部

1 施策の概要

基本戦略	「産業と交流の岡山」の創造
戦略プログラム	農林水産業プログラム
プログラムの概要	農林水産業の持続的、安定的な発展のため、意欲的な新規就農者等や経営体の確保・育成、高品質な農林水産物の生産振興、「おかやまブランド」の形成、食料自給率向上対策や農商工連携の推進、耕作放棄地の解消などを目指します。

2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					全国順位	
				H19	H20	H21	H22	H23		
新規就農者の数	人/年	99	110	114	114	118			—	
(指標の説明) 担い手の減少や高齢化の進行に対処するため、新規就農者を年間110人確保するもの										
定年帰農者等の数	人/年	45	100	102	112	146			—	
(指標の説明) 担い手の減少に対処するため、定年後に農業を専従で始める定年帰農者等を年間100人確保するもの										
認定農業者等の担い手数	経営体	3,372	3,600	3,437	3,457	3,468			—	
(指標の説明) 効率的かつ安定的な農業経営体を確保するため、意欲と能力のある経営感覚に優れた認定農業者等を育成するもの										
有機無農薬農産物の生産量	トン/年	1,372	1,600	1,455	1,509	1,511			—	
(指標の説明) 土づくりを基本として、農薬、化学肥料を使用せず生産された農産物の生産量										
おかやま次世代フルーツの栽培面積	ha	24	200	45	77	101			—	
(指標の説明) 県が育成した期待の新品種である桃「おかやま夢白桃」、ぶどう「オーロラブラック」の栽培面積										
★ 県内食料自給率(カロリーベース)	%	37 (H19)	43	39 (H18)	37 (H19)	40 (H20)			28位 (H20)	
(指標の説明) 県内における食料自給率のカロリーベースの数値										
★ 農商工連携採択プロジェクトの数	件	0	10 (3年間)	—	—	6			—	
(指標の説明) 農商工連携事業として採択したプロジェクトの件数										
★ 農業上重要な地域の耕作放棄地面積	ha	3,900	0	—	3,900	2,800			—	
(指標の説明) 市町村による現地調査の結果、農業上重要な地域(農振農用地)の耕作放棄地面積										

3 代表的な取組(Ⅰ)

■ 新規就農者等の確保・育成

- ◆ 県内外で開催する就農・定住相談会や、県のホームページ等で県農業の特徴や月給制研修などの本県の充実した就農支援制度、農業法人への就職などについて情報発信するとともに、相談者に対し、就農に向けた具体的なアドバイスと情報提供を行った。
- ◆ 就農を希望する中高年齢者に対しては、地域の特色を活かして実施する地域帰農塾や農業大学校における社会人就農研修等の技術習得研修を市町村、農業団体と連携して実施している。

(農産課HP) http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=52

<協働の成果>

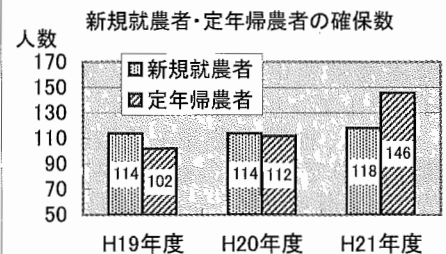
県及び地域段階に設置している「担い手育成総合支援協議会(農業団体等で構成)」などの関係団体と密接に連携した取組により、新規就農者、定年帰農者等の確保・育成が図られた。



就農相談会



各種研修



3 代表的な取組(Ⅱ)

■ 食料自給率の向上・地産地消の推進

- ◆農林水産・商工・流通・消費者関係団体や教育・行政機関(43団体)からなる「食料自給率向上対策会議」を推進母体として、食料自給率向上月間(10月)を定め、講演会や街頭PRを行った。
- ◆環境部局と合同で「おかやまエコ&フードフェア」を開催し、自給率向上の啓発や県産の新鮮で安全・安心な農林水産物のPRと消費拡大に向けた地産地消の普及・定着を進めた。
- ◆地場産食材を使った弁当コンクールや地産地消協力店登録制度等の実施により地場産食材の利用促進を図った。

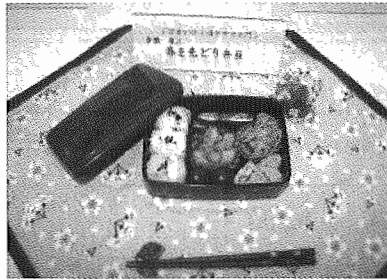
(農政企画課HP) http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=49

<協働の成果>

スーパー等事業者との協働推進の結果、地産地消のPRと販売を兼ねた地産地消常設コーナー設置店舗数が増加した。また、農林水産団体等との連携によるイベントの開催や、学校給食での取組等により、地産地消の県民への浸透が図られてきている。



<おかやまエコ&フードフェア(H21.11)>



<弁当コンクール最優秀賞>



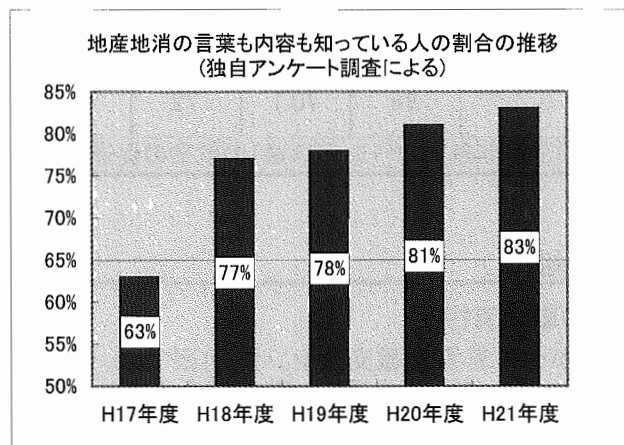
<弁当コンクール受賞者>



<スーパーの常設コーナー>

(参考数値)

	H20	H21	増減
地産地消常設コーナー設置店舗数(店)	71	94	23



4 取り組むべき課題と対応方針

○新規就農者等の確保・育成と耕作放棄地対策の推進

過疎化や高齢化の進行に伴い農林水産業における担い手不足や耕作放棄地が問題となる一方で、長らく景気の低迷により、就農相談が増加している状況にある。これをチャンスととらえ、意欲と能力のある若い担い手の確保・育成を図るとともに、さらに農地法等の改正によって農協や企業の農業参入が容易となったことから、今年度設けた新規事業の積極的な推進により、耕作放棄地の解消と併せて多様な担い手の確保・育成に努める。

○食料自給率向上対策と農商工連携の推進

食料自給率の向上は国をあげて取り組む課題とされており、食料自給率向上運動を生産と消費の両面から積極的に展開する。また、地域の資源を活用し、他産業との連携により、新商品の開発や販路の拡大を図っていくため、農商工連携による地域特産品の開発に取り組み、生産振興と併せて地域の雇用にも繋げるなど、農山漁村地域全体の活性化を図る。

5 総合評価

協働指標については、全ての項目で目標達成に向け、順調に推進が図られている。特に、担い手の確保では、定年帰農者等が146人と前年を大きく上回る成果を上げている。また、「おかやまブランド」の中核を担う果物の生産振興については、次世代フルーツとして期待される「夢白桃」、「オーロラブラック」の栽培面積も着実に拡大している。今後、新たな指標とした自給率の向上や耕作放棄地の解消に向け、積極的に取り組むこととする。

プログラム達成レベル				
H19	H20	H21	H22	H23
4	4	4		
5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った				

夢づくり政策評価シート

整理番号	306
担当部局	産業労働部

1 施策の概要

基本戦略	「産業と交流の岡山」の創造
戦略プログラム	就労プログラム
プログラムの概要	性別や年齢、障害などにとらわれず、適性に応じて働くことのできる多彩な就労環境を整備し、若者や高齢者の就労支援に積極的に取り組むとともに、雇用問題については、国の施策とも歩調を合わせながら、迅速・的確な施策の推進を図ります。

2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					全国順位
				H19	H20	H21	H22	H23	
★ 緊急雇用対策による新規雇用創出数	人	284	9,200	—	284	3,675			—
(指標の説明)雇用創出関係基金等の活用による地域における雇用創出を目指すもの(目標値はH21~23の累計)									
若者就職支援センターからの就職決定者数	人/年	535	680	685	695	600			—
(指標の説明)おかやま若者就職支援センターの就職支援による就職決定者の増加を目指すもの									
生産年齢人口の就業率	%	70.1	72	70.8	68.8	68.8			—
(指標の説明)生産年齢人口(15~64歳)の就業の促進を目指すもの									

3 代表的な取組(I)

■若者の就職支援

「おかやま若者就職支援センター」※では、若年失業者やフリーター等を対象に、カウンセリングからハローワークを通じた職業紹介までの一貫した就職支援に関するサービスを提供した。

また、ニート等の若年無業者が就職し、自立して生活を送ることができるよう、国が委託設置する「おかやま若者サポートステーション」を総合相談窓口として、県は自宅訪問による相談など、きめ細やかな支援や就労意欲を高める体験型のセミナー等を実施した。

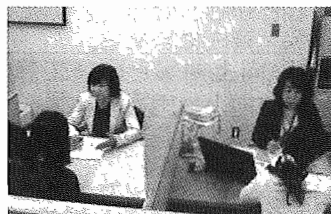
なお、新規学卒者を取り巻く厳しい就職環境を踏まえ、3回にわたり経済団体への新規学卒者の採用等に関する要請を行うとともに、11月と2月の合同就職面接会の開催、さらには学校関係者や経済団体等との連絡会議の設置など、各種の就職支援に取り組んだ。

《 おかやま若者就職支援センター利用状況 》

	来所者数	登録者数	就職決定者数	有効求人倍率
H20	10,248	1,224	695	1.03
H21	10,973	1,082	600	0.57

<平成21年度の就職決定者数の目標:620人>

《 センターでのカウンセリング風景 》



〈協働の成果〉

関係機関・団体が連携した「おかやま若者自立支援ネットワーク」を通じた個別相談会により、ニート等の若年無業者16名を、おかやま若者サポートステーションに誘導し、きめ細やかな支援につなげた。

・おかやま若者就職支援センター
<http://www.y-workokayama.jp/>

・おかやま若者サポートステーション
<http://www.ok-saposute.com/>

※ 国が策定した「若者自立・挑戦プラン」に基づき
 県が委託設置。(岡山センター、倉敷・津山相談室)

3 代表的な取組(Ⅱ)

■地域における雇用の創出

○野生鳥獣被害対策事業(ヌートリア集中捕獲事業等)《緊急雇用創出事業》

【事業概要】有害鳥獣であるヌートリアが多く生息し、地域の環境悪化、農作物被害が深刻になっているため、要望のある全市町村を対象に生息実態を調査し、その結果に基づいた捕獲を集中的に行った。

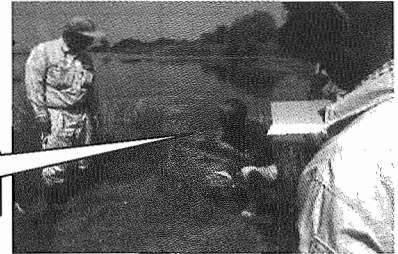
【新規雇用者数】52人

〈協働の成果〉住民や猟友会等地域と一体となった取組により、地域の環境改善が図られた。



ヌートリア

こうやって箱わなをしかけるんじゃ(地元猟友会)



○おかやま観光PR推進事業《緊急雇用創出事業》

【事業概要】観光客の誘客を図るため、県のマスコットである「ももっち」を隊長とする観光キャラバン隊を結成し、西日本をはじめとする各地域のマスコミや行政機関等を訪問するとともに、イベントやラジオへの生出演等による観光PRを行った。

【新規雇用者数】12人



4 取り組むべき課題と対応方針

○雇用対策

- ・ 厳しい雇用情勢を踏まえ、フリーターやニート等については、引き続き「おかやま若者就職支援センター」や「おかやま若者サポートステーション」において、正規雇用や職業的自立に向けたきめ細やかな支援を行う。
- ・ 新規学卒者については、「おかやま若者就職支援センター」による学校等の要請に基づく出張相談、セミナー等の開催のほか、行政、経済団体、教育機関等が連携して各種支援を行う協議会を設置するなど、県内企業への就職を促進する。また、未就職卒業者についても正規雇用へつなげる取組を行う。
- ・ 国の交付金で造成した「雇用創出関係基金」を活用し、各種事業を実施する。特に平成22年度は、新たに創設された重点分野雇用創造事業を集中的に実施し、介護、医療、農林等の今後成長が期待される分野における雇用の創出や地域のニーズに応じた人材育成を図る。

○職業訓練の推進

労働力需給のミスマッチを解消し、多様な需給ニーズに的確に応えることが必要であり、県立高等技術専門校が実施する平成22年度の職業訓練においては、IT・介護など雇用の見込まれる分野の訓練コースを拡充するとともに、就職先が決まらない新規高卒者に特化したコースを設けるなど、より柔軟で的確な訓練の実施に努める。

5 総合評価

緊急雇用対策による新規雇用創出数については、雇用創出を図る各種事業に着実に取り組むことにより、目標の達成が十分見込まれる。

また、若者就職支援センターからの就職決定者数については、マンツーマンによるきめ細かいカウンセリング等に努めたものの、厳しい雇用情勢により目標値を若干下回ることとなった。

依然として厳しい雇用情勢にあることから、国や市町村等との緊密な連携のもと、雇用機会の創出や離職者に対する支援などの各種施策をより一層推進する。

プログラム達成レベル

H19	H20	H21	H22	H23
3	4	3		

- 5 目標水準を大きく上回った
 4 目標水準を上回った
 3 概ね目標水準
 2 目標水準を下回った
 1 目標水準を大きく下回った

夢づくり政策評価シート

整理番号	307
担当部局	土木部

1 施策の概要

基本戦略	「産業と交流の岡山」の創造
戦略プログラム	交通基盤プログラム
プログラムの概要	人や物のグローバルな交流や移動を支え、国や地域相互の幅広い交流と連携、人々の日常生活や地域活動を支援するため、広域交通網等の交通基盤の整備を推進するとともに、空港や港湾等の利用促進に努めます。

2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					全国順位
				H19	H20	H21	H22	H23	
おかやまスタンダードによる国道・県道の整備割合	%	73	76	74.3	74.7	75.7			—
(指標の説明)県内の道路整備が、どの程度進んでいるかを表すもの									
主要な渋滞箇所のうち渋滞が緩和された交差点の数	箇所	14	24	17	18	19			—
(指標の説明)主要な渋滞箇所のうち交通容量拡大策の推進などによって、著しい渋滞が緩和された交差点の数									
岡山空港利用者数	千人/年	1,574	1,750	1,511	1,434	1,321			—
(指標の説明)岡山空港の国内・国際定期路線とチャーター便の利用者合計で、利用者数の増加を目指すもの									
国際コンテナ取扱量	千トン/年	1,871	2,400	2,025	2,017	1,778			—
(指標の説明)国際物流港湾として、水島港で輸出入されるコンテナ取扱量の増加を目指すもの									

3 代表的な取組(I)

■水島港の機能強化と利用促進

※港湾課HP <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec sec1=66>

水島港の機能強化による水島港及び水島コンビナートの国際競争力向上を図るため、平成20年度からは国直轄事業として新高梁川橋梁や玉島ハーバーアイランドの水深12m岸壁等の整備が進められるとともに、県としても玉島ハーバーアイランド沖出し部に浚渫土処理護岸の整備に取り組んでおり、平成21年度には、新たに玉島西航路の拡張事業に着手した。

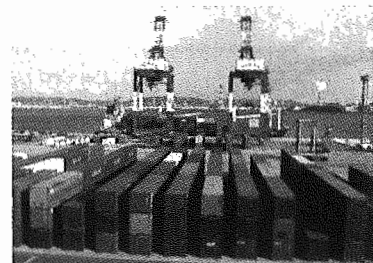
世界的な景気後退により、コンテナ取扱量は減少したが、引き続き水島港インターナショナルトレード協議会を通じて利用促進に努めた。

<協働の成果>

岡山県、倉敷市、製造業、貿易、港運等の関係者で構成する「水島港インターナショナルトレード協議会」が、官民一体のポートセールスに取り組んでいる。



韓国でのポートセールス



水島港の国際コンテナターミナル

3 代表的な取組(Ⅱ)

■ 高速道路や空港を活用した交流と連携の推進

- 中国横断自動車道姫路鳥取線の佐用JCT～大原IC間の整備が完了し、平成22年3月に供用開始した。これにより、鳥取県、兵庫県との広域的な交流と連携が推進されるとともに、美作東部地域から関西圏への交通アクセスが改善されることによる地域活性化が期待される。

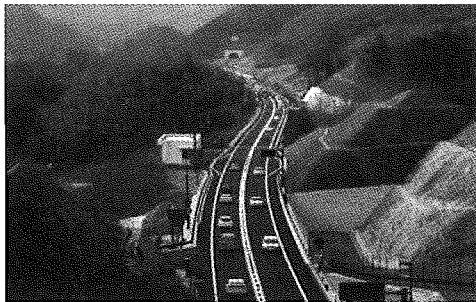
<協働の成果>

美作市をはじめ地元関係団体と連携して整備促進を働きかけるとともに、供用後の活用方策について検討を進めた。

- 空港利用者の利便性と快適性の向上を図るため、岡山空港の駐車場とターミナルビルとの間に低床の無料シャトルバスを引き続き運行するとともに、4基目の旅客搭乗橋の増設や駐機場の拡張整備に取り組んだ。

<協働の成果>

空路利用を促進する会等との連携により、様々な利用促進策を積極的に展開し、空港利用者が減少する中であっても、国際路線利用者の増加が図れた。



佐用JCT～大原IC間の開通状況



旅客搭乗橋の利用状況

※道路建設課HP http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=62

※航空企画推進課HP http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=18

4 取り組むべき課題と対応方針

○新高梁川橋梁等の早期完成

新高梁川橋梁や玉島ハーバーアイランド水深12m岸壁等の早期完成に向けて、県としても最大限の協力をを行う。

○道路や空港の整備

高速道路や空港及び、日常生活に密着した道路の効率的な整備に努め、交流と連携の促進を図る。

5 総合評価

景気の低迷によって、夢づくり協働指標の一部に実績が厳しいものがあるが、道路、港湾等の交通・物流基盤整備などの重点施策を計画的・重点的に行うことにより、県民生活の利便性の向上や安全・安心の確保につながるよう取り組んでいる。

プログラム達成レベル				
H19	H20	H21	H22	H23
3	3	3		
5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った				

夢づくり政策評価シート

整理番号	308
担当部局	県民生活部

1 施策の概要

基本戦略	「産業と交流の岡山」の創造
戦略プログラム	ユビキタス実感プログラム
プログラムの概要	教育や医療・福祉、産業等、生活のあらゆる面でITの利活用が定着し、誰もが意識することなく自在にITを使いこなしているユビキタス社会の実現を目指して、次代を見据えたネットワークの高度利用を推進します。

2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					全国順位
				H19	H20	H21	H22	H23	
高画質な映像の送受信を可能とする無線スポット数	スポット	185	600	242	262	540			—
(指標の説明)民間施設及び県施設、公民館、図書館等公共施設への設置によりおよそ400スポットの増加を目指すもの									
ICカード(非接触型)が利用できるスポット数	スポット	250	7,000(800)	2,457	3,230	4,572			—
(指標の説明)装置にかざすだけで簡単に利用することができるICカードなどが利用できるスポットのこと									

3 代表的な取組(Ⅰ)

■「新たなネットワーク構想の推進」

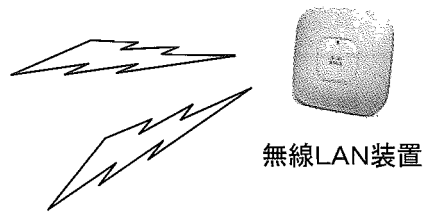
誰もが、いつでも、どこでも、インターネットを利用できるユビキタス・ネットワーク環境の創出のため、外出先でも気軽にインターネットが利用できるよう、無線LANを新たに県の4施設へ整備した。

【新たに無線LANを整備した県有施設】

国際交流センター、テレポート岡山、きらめきプラザ、県立記録資料館



無線スポット(岡山空港内)



公衆無線LANサービス利用の様子

おかやまモバイルSPOTホームページアドレス
http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=58275

<協働の成果>

駅、空港、公民館等の公共施設や大学の他にも、ホテル、飲食店等への無線スポットの設置が民間事業者により進められており、無線LANサービスが、県民により身近なものとして広く利用され、ブロードバンドの普及と相まってユビキタス・ネットワーク環境が形成されつつある。

(参考数値)

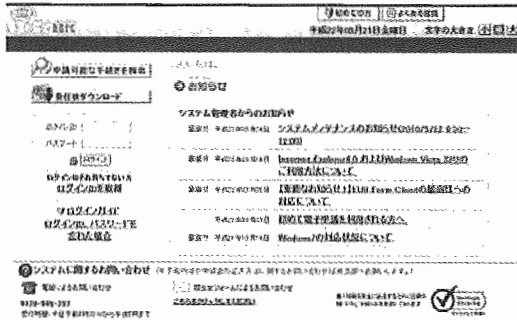
ブロードバンド カバー率	H20	H21	増減
	99.1%	99.5%	0.4ポイント
ブロードバンド 普及率	H20	H21	増減
	54.5%	57.5%	3.0ポイント

3 代表的な取組(Ⅱ)

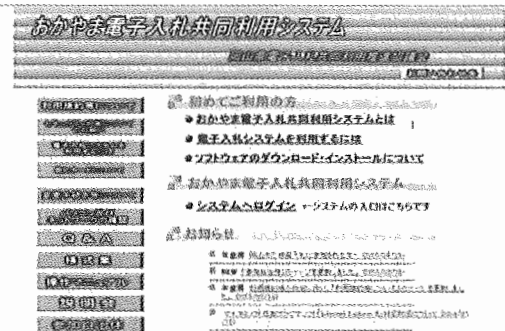
■「オンライン行政サービスの利用促進」

無線LANスポットを利用した電子申請手続の体験会の開催や、市町村と協働して対象手続の拡大のための検討会等を開催した。

また、市町村等が電子入札を共同で実施するため、平成20年2月に岡山県電子入札共同利用推進協議会を設立し、平成21年度から5市3町で電子入札を開始した。



電子申請ホームページの画面
ホームページアドレス
<http://www.enavi-okayama.jp/>



電子入札ホームページの画面
ホームページアドレス
<http://www.ebid-okayama.jp/>

<協働の成果>

電子入札システム等を市町村と共同利用することで、地域に根ざしたIT利活用を促進し、ユビキタス・ネットワーク社会を県民に実感してもらうことができた。

(参考数値)

県・市町村電子申請利用件数	H20	H21	増減
	18,939	52,907	33,968

4 取り組むべき課題と対応方針

○中山間地域等のIT基盤の整備促進

ブロードバンド・ゼロ地域は、ほぼ解消に向かいつつあるが、平成23年7月に予定されている地上放送の完全デジタル化への対応を加速するとともに、携帯電話の不感地域解消など、中山間地域を中心としたデジタル・デバイドの解消を進めるための取組を着実に推進する。

○オンライン行政サービスの利用促進

電子申請の利用件数は大きく増加しているが、更なる利用の拡大を図るため、市町村との協働により、利用者に視点に立った対象手続の拡大やシステムの機能向上、さらに、平成20年度から新たに市町村との共同運用を開始した施設予約システム等の普及・拡大に取り組む。

5 総合評価

ブロードバンド整備は概ね目標に近づきつつあり、地上デジタル放送への円滑な移行や携帯電話不感地域の解消など更に取り組むべき課題はあるが、ユビキタス社会の実現を目指した取組の成果が着実に上がっている。

プログラム達成レベル				
H19	H20	H21	H22	H23
4	4	4		
5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った				

夢づくり政策評価シート

整理番号	309
担当部局	県民生活部

1 施策の概要

基本戦略	「産業と交流の岡山」の創造
戦略プログラム	まち・むら活性化プログラム
プログラムの概要	中山間地域の活力ある発展を図るため、地域の個性や特色を生かした主体的・自立的取組や都市との交流促進を支援します。また、魅力ある街づくりに向けて、中心市街地活性化の支援、賑わい拠点の整備、快適な歩行者用空間の形成等を推進します。

2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					全国順位
				H19	H20	H21	H22	H23	
★中山間地域で集落機能の再編・強化に取り組んでいる地域数	地域	13	30	—	13	15			—
(指標の説明)中山間地域で集落機能の再編・強化等の取組がどの程度進んでいるかを表すもの									
まちやむらの活性化に取り組んでいる団体数	団体	202	260	231	242	259			3位 (H22)
(指標の説明)地域で自主的・主体的に活動する地域づくり団体の増加を目指すもの									
農山漁村交流施設の利用者数	万人/年	128	140	139	140	134			—
(指標の説明)農山漁村地域の発展、活性化のために参考となる都市と農山漁村の相互交流の促進度合いを示すもの									
宇野港寄港客船乗客数	人/年	600	5,000 (4,400)	4,167	4,990	3,650			—
(指標の説明)客船の寄港地として、宇野港を利用する客船の乗客人数の増加を目指すもの									

3 代表的な取組(I)

■「中山間地域の活性化」

○集落機能の再編・強化の支援(集落機能再編・強化モデル事業)
小規模高齢化集落など単独での集落機能の維持が困難な集落を含む9つの地域を選定し、集落機能の再編・強化に取り組んだところ、住民意識の高まりや課題解決に向けた取組がはじまるなどの成果が得られた。

※小規模高齢化集落:高齢化率50%以上で戸数19戸以下の集落

[地域の創意工夫を生かした取組事例]



地域での話し合いの様子

「高齢者生きがい対策事業」:遊休施設を活用して平時は高齢者の交流場所として、災害時は住民の避難場所となる施設の整備など、安全・安心な生活を支援する取組を行った。

○晴れの国ぐらしの魅力発信と交流・定住等の促進

官民協働による「岡山県交流・定住促進協働会議」と連携し、交流・定住フェアの開催やポータルサイト「晴れの国ぐらし」による情報発信などに取り組んだ。

また、空き家情報の提供を行うためのシステムの構築に取り組むなどUIターン希望者の受入体制の整備を図った。



おかやま交流・定住フェア2009

<協働の成果>

集落機能再編・強化モデル事業の実施、交流・定住促進協働会議の活動等を通じて、県、市町村と地元住民や民間団体との協働の取組が前進した。

おかやま晴れの国ぐらし:<http://okayama-inaka.jp/>

3 代表的な取組(Ⅱ)

■「地域づくり団体の交流促進」

○地域づくり団体等活動支援事業の活用促進

地域づくり団体について、「地域づくり団体岡山県協議会」への登録を進め、「地域づくり団体全国協議会」が実施する地域づくり団体等活動支援事業の積極的な活用を促すなど、地域づくり団体に対する活動支援を行った。



○地域づくりポータルサイト“晴れの国づくりNET”の運用

“晴れの国づくりNET”を通じて、地域づくり団体の活動状況や開催イベントの情報を発信することにより、地域づくり団体間の情報交換や交流を促進し、地域づくり団体の活動を支援した。

晴れの国づくりNET: <http://www.harenokuni.net/>

<協働の成果>

地域づくり団体の活動を支援するとともに、団体間の交流を促進させ、地域づくり活動への県民の幅広い参加を促すことにより、協働による地域づくりに取り組んだ。

(参考数値)

	H20	H21	増減
地域づくり団体数	242	259	17

4 取り組むべき課題と対応方針

○中山間地域の活性化

小規模高齢化集落など、単独での地域運営が困難となっている集落では、複数の集落で広域的に支え合うなどの取組が必要である。このため、集落機能の再編・強化に取り組む地域の拡大を図る。また、関西圏をターゲットにした情報発信や住居の確保など交流・定住促進のための官民協働の取組を強化する。

○公共交通の確保

地域の公共交通の確保は不可欠であり、乗合タクシーなど地域に適した交通手段の導入について、補助制度の活用等により市町村等の主体的な取組を促進する必要がある。

22年度は、「岡山県公共交通あり方検討会議」において、中山間地域を含め、今後の環境変化を見据えた公共交通のあるべき姿や施策を検討する。

5 総合評価

	プログラム達成レベル				
	H19	H20	H21	H22	H23
<p>夢づくり協働指標については、2指標は低調であるが、他は順調に推移している。</p> <p>また、中山間地域の活性化を図るための市町村、地元住民、民間団体等との協働による取組が進んだ。</p>	3	3	3		
	<p>5 目標水準を大きく上回った</p> <p>4 目標水準を上回った</p> <p>3 概ね目標水準</p> <p>2 目標水準を下回った</p> <p>1 目標水準を大きく下回った</p>				

夢づくり政策評価シート

整理番号	310
担当部局	県民生活部

1 施策の概要

基本戦略	「産業と交流の岡山」の創造
戦略プログラム	国際化プログラム
プログラムの概要	多様な主体による本県の特性を生かした国際貢献や様々な分野の国際交流の取組を支援するとともに、在住外国人が安心して暮らし、いきいきと活躍できる社会づくりを進めます。また、県内企業の海外事業展開の支援など経済国際化を推進します。

2 夢づくり協働指標の進捗(達成)状況

指標名	単位	現況値	目標値	実績値					全国順位
				H19	H20	H21	H22	H23	
地域共生サポーターの数	人	0	180 (120)	78	99	121			—
(指標の説明) 地域と在住外国人とのパイプ役となるボランティアの育成を目指すもの									
国際救援物資備蓄事業参加者・団体数	人・団体	927	1,600 (1,520)	1,113	1,244	1,343			—
(指標の説明) 広く県民等の協力を得て救援物資の備蓄を行うもの									
貿易額	億円/年	23,134	31,600	35,244	42,216	22,400			11位 (H21)
(指標の説明) 海外との経済活動の活発化を目指すもの									

3 代表的な取組(Ⅰ)

■「世界に開かれた国際活動の推進」

○ 友好交流提携地域等とのパートナーシップ交流の推進

平成21年10月に、韓国・慶尚南道と友好交流協定を締結して、幅広い分野の交流の基盤を整備した。また、平成22年3月には、知事や県議会議長等からなる訪問団を派遣し、「岡山県紹介のタペ」を開催して、県内の産業、観光、物産等を紹介するなど、交流を深めた。

○ 国際救援活動の推進

県民と協働して毛布など8品目の救援物資を備蓄し、フィリピン台風、ハイチ大地震、チリ大地震の被災地に、公設国際貢献大学校が設置したももたろう国際救援隊を通じて提供した。(貯水タンク800個)

〈協働の成果〉

新たな地域と友好交流協定を締結し、幅広い分野での交流の基盤を確立することができた。また、県民、NGO等と連携・協働して国際救援物資の備蓄を進め、被災地に提供することにより、岡山発の国際貢献活動の成果を上げることができた。



韓国慶尚南道との友好交流協定調印式の様子

(参考数値)

国際救援物資備蓄事業参加者・団体数	H20	H21	増減
	1,244	1,343	99
	人・団体	人・団体	人・団体

岡山県国際貢献ポータルサイトHP

<http://www.pref.okayama.jp/kikaku/kokusai/kouken/koukentop.htm>

3 代表的な取組(Ⅱ)

■「経済のグローバル化への対応」

○ 海外ビジネス展開の支援

経済発展の著しい中国で成長・拡大が続く自動車産業をターゲットに、関係団体と連携して「日系自動車部品調達販売展示会(JAPPE2009)」に出展して、県内企業の技術・製品を展示し、現地の自動車関連企業との商談の機会を提供した。

- 1 開催日 平成21年11月24日～26日
- 2 場 所 中国広東省広州市
- 3 出展企業数 10社(全出展企業数:222社)

〈協働の成果〉

展示会では、県内企業の技術力やニーズを熟知している岡山県産業振興財団と連携して岡山県共同ブースを設置し、県内企業の販路の新規開拓や拡大を支援した。



商談の様子

4 取り組むべき課題と対応方針

○ 世界に開かれた国際活動の推進

社会の様々な分野で国際化が進展し、世界の相互依存関係が深まる中、本県の特性や魅力を生かした国際活動に取り組む必要があり、NGO・NPO、民間団体や県民と連携して、国際交流や国際貢献活動に取り組むとともに、在住外国人が暮らしやすく、能力を発揮できる多文化共生社会づくりを積極的に推進する。

○ 経済のグローバル化への対応

中国をはじめとしたアジア市場の拡大を受け、県内企業の関心が高まっている国・地域や事業展開の戦略も変化しているため、企業のニーズや動向をよりの確に把握した上で、関係機関との連携を図りながら、きめ細かな支援を行う。また、海外での県産農林水産物のブランド化を推進するため、高品質な果物を核に、東アジア地域等での地位確立を目指した取組を引き続き進める。

5 総合評価

世界不況の影響で本県の貿易額は大幅な縮小を余儀なくされたものの、慶尚南道との友好交流など県民等との協働による様々な国際活動や経済のグローバル化への対応を着実に推進している。

プログラム達成レベル				
H19	H20	H21	H22	H23
4	4	4		
5 目標水準を大きく上回った 4 目標水準を上回った 3 概ね目標水準 2 目標水準を下回った 1 目標水準を大きく下回った				

地域主権戦略大綱について

平成22年6月22日に、地域主権戦略大綱が閣議決定された。（別冊のとおり）その概要は、次のとおりである。

1 全体像

- ・ 大綱は、今後おおむね2～3年を見据えた地域主権改革の諸課題の取組方針を明らかにするものとして、策定する。
- ・ 大綱の改革の取組を踏まえ、平成24年夏を目途に「地域主権推進大綱（仮称）」を策定し、地域主権改革の一層の推進を図る。

2 義務付け・枠付けの見直し

- ・ 第2次見直しとして、308項目、528条項が盛り込まれた。
（例：社会福祉施設の設備及び運営に関する基準、公共職業能力開発施設における職業訓練の実施に関する基準 等）
- ・ 平成23年通常国会に一括法案を提出する。

3 基礎自治体への権限移譲

- ・ 基礎自治体への権限移譲を行うものとして、68項目、251条項が盛り込まれた。
（例：社会福祉法人に関する定款の認可等の権限を中核市以上からすべての市へ拡大、騒音等に係る規制地域の指定及び規制基準の設定の権限を特例市以上からすべての市へ拡大 等）
- ・ 平成23年通常国会に一括法案を提出する。

4 国の出先機関の原則廃止

- ・ 国の出先機関の原則廃止の姿勢の下、ゼロベースで、見直す。
- ・ 全国一律・一斉に取り扱うのではなく、地方の発意による選択的实施による柔軟な取組を可能とする仕組みを検討・構築する。
- ・ 出先機関の事務・権限仕分けを実施した上で、地方への移譲の方針、工程やスケジュール、組織の在り方を明らかにする「アクション・プラン（仮称）」を年内目途に策定する。

5 ひも付き補助金の一括交付金化

- ・ 国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金とし、対象範囲は、最大限広くとる。
- ・ 投資に係るものの一括交付金化は、平成23年度以降、段階的に実施する。
- ・ 経常に係るものの一括交付金化は、平成24年度以降、段階的に実施する。
- ・ 国は、一括交付金化の実施状況を点検し、PDCAサイクルを通じて制度の評価・改善を図る。会計検査院の検査も活用する。
- ・ 地方の安定的な財政運営に十分配慮するとともに、効率的・効果的な財源の活用を図る。
- ・ 配分については、地方の事業ニーズを踏まえる。
- ・ 配分に当たっては、地方自治体の事業計画と客観的指標を用いる。

6 地方税財源の充実確保

- ・ 国と地方の役割分担の見直しに併せて、それぞれの役割に見合うように税財源の配分の在り方を見直す。
- ・ 地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築する。
- ・ 地方自治体の課税自主権の拡大を図るとともに、一般財源の総額の適切な確保を図る。

7 その他

- ・ 直轄事業負担金制度の廃止については、平成25年度までに結論を出す。
- ・ 地方自治体の基本構造、議会制度、監査制度、財務会計制度等地方自治法を抜本的に見直し、地方政府基本法を制定する。
- ・ 「道州制」については、市町村や都道府県相互の自発的な連携の形成に対する支援の在り方を検討した上で、検討も射程に入れていく。
- ・ 北海道のみが指定されている道州制特区については、ほかの広域自治体が広域連合などにより自主的に連携した場合には、積極的に国の事務・事業を移譲する。

地域主権戦略大綱

〔平成22年6月22日
閣議決定〕

第1 地域主権改革の全体像

1 「地域主権改革」の理念と定義

(1) 地域主権改革の意義

地域主権改革は、明治以来の中央集権体質から脱却し、この国の在り方を大きく転換する改革である。国と地方公共団体の関係を、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、国民が、地域の住民として、自らの暮らす地域の在り方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づいて、改革を推進していかなければならない。

(2) 地域主権改革の定義

「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」である。

「地域主権」は、この改革の根底をなす理念として掲げているものであり、日本国憲法が定める「地方自治の本旨」や、国と地方の役割分担に係る「補完性の原則」の考え方と相まって、「国民主権」の内容を豊かにする方向性を示すものである。

2 地域主権改革が目指す国のかたち

(1) 社会経済情勢の変化への対応

我が国は、人口減少や少子高齢化など社会構造の激しい変化や、経済のグローバル化や情報通信の高度化、さらには地球規模での厳しい環境・エネルギー・食料制約といった資源制約等の課題に直面している。時代が激動の変革期を迎えている現在、これらの課題に適切に対応し、発展し続けるためにも、地域主権改革を断行する必要がある。地方公共団体は住民に身近な行政を自主的かつ総合的に広く担い、国は国際社会における国家としての存立にかかわる事務を始めとする本来果たすべき役割を重点的に担えるようにし、あわせて、地域の様々な資源や歴史、文化、伝統等を最大限活用し、それぞれの地域において富を生み出すという考え方に基づいて活力ある地域をつくり、「依存と分配」の仕組みを「自立と創造」の仕組みに転換しなければならない。

(2) 地域主権改革が目指す国のかたち

国のかたちについては、国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、国が一方的に決めて地方に押し付けるのではなく、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働してつくっていく。

国と地方の役割分担に係る「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とし、基礎自治体が広く事務事業を担い、基礎自治体が担えない事務事業は広域自治体が担い、国は、広域自治体が担えない事務事業を担うことにより、その本来果たすべき役割を重点的に担っていく。その中でも、住民により身近な基礎自治体を重視し、基礎自治体を地域における行政の中心的な役割を担うものと位置付ける。

これを基本として、国と地方公共団体は、行政の各分野において適切に役割を分担するとともに、地方公共団体の自由度を拡大し、自主性及び自立性を高めていく。

(3) 住民による選択と責任

地域主権改革が進展すれば、おのずと地方公共団体間で行政サービスに差異が生じてくるものであり、地方公共団体の首長や議会の議員を選ぶ住民の判断と責任は極めて重大になる。地域主権改革は、単なる制度の改革ではなく、地域の住民が自らの住む地域を自らの責任でつくっていくという「責任の改革」であり、民主主義そのものの改革である。住民や首長、議会の在り方や責任も変わっていかなければならない。

3 地域主権改革の工程

地域主権戦略大綱（以下「本大綱」という。）は、地域主権改革の意義や理念等を踏まえ、憲法や国際条約との整合性にも配慮しつつ、地域主権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の諸課題に関する取組方針を明らかにするものである。地域主権改革の主な課題は、本大綱の第2以下に掲げるとおりである。

なお、今後の工程に関して、前倒しして実施できるものについては、その都度柔軟に前倒しして実施するものとする。

今後、本大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、地域主権改革の一層の推進に向けて、平成24年夏を目途に「地域主権推進大綱（仮称）」を策定し、積極的に取り組んでいくこととする。

取組に当たっては、内閣総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層政治主導で集中的かつ迅速に地域主権改革を推進する。また、適時に国と地方の協議の場を開催し、国と地方の実効ある協議を行い、地域主権改革の推進及び国と地方の政策の効果的・効率的な推進を図る。

同時に、地域主権戦略会議及び国と地方の協議の場を法制化する。

第2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

1 取組の意義等

地方公共団体の自治事務について国が法令で事務の実施やその方法を縛っている義務付け・枠付けが多数存在する現状にある。地域主権改革を進めるためには、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大を進めることにより、地域の住民を代表する議会の審議を通じ、地方公共団体自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていく必要がある。こうした取組を通じて、地域の実情に合った最適な行政サービスの提供を実現することを目指すものである。

2 これまでの取組と当面の具体的措置

(1) 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大に関する勧告

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大については、平成19年4月に設置された地方分権改革推進委員会において調査審議が行われ、その第2次勧告（平成20年12月）において、自治事務のうち義務付け・枠付けの見直しを行う必要があるものが条項単位で整理された。また、第2次勧告で見直す必要があるとされた義務付け・枠付けのうち、特に問題があるとされた「施設・公物設置管理の基準」、「協議、同意、許可・認可・承認」及び「計画等の策定及びその手続」について、その具体的な見直し措置等が第3次勧告（平成21年10月）において提示された。

(2) これまでの取組

政府としては、地域主権改革を実現する上で、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大は大きな意義を有することにかんがみ、第3次勧告を受け、同勧告が最大限実現されるよう内閣を挙げて速やかに取り組むこととし、平成21年10月以降、政府内での具体的な見直し検討作業を本格的に進めた。スピード感をもって改革に取り組むため、第3次勧告に盛り込まれた義務付け・枠付けのうち、まずは地方公共団体から要望のあった事項を中心に地方分権改革推進計画を策定し、平成21年12月15日に閣議決定した（第1次見直し（63項目、121条項））。

この地方分権改革推進計画に基づき「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」等を第174回国会に提出した。

(3) 当面の具体的措置

地方分権改革推進計画の策定後も、第3次勧告で示された見直し対象のうち、当該計画策定の際に見直しの対象とされたもの以外の義務付け・枠付けについて、地域主権戦略会議の場においても議論を重ねるなど、引き続き見直しを進めてきた結果、具体的な見直し措置について結論を得た（第2次見直し（308項目、528条項））。

この第2次見直しにおいては、別紙1に掲げる事項について必要な法制上その他の措置を講じることとし、これらの事項のうち、法律の改正により措置すべき事項につ

いては、所要の一括法案等を平成 23 年の通常国会に提出する。

3 今後の課題と進め方

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大により、これまで国が決定し地方公共団体に義務付けてきた基準、施策等を、地方公共団体が条例の制定等により自ら決定し実施するように改めることが必要となる。こうした地方公共団体の取組の内容こそが、地域主権改革の真の意味での実現を左右するものである。地方公共団体は、地域主権改革の趣旨を踏まえ、今まで以上に地域住民のニーズの把握に努め、自らの判断と責任により地域の実情に合った基準の設定や、適切な施策等を講じなければならない。これによって改革の成果を国民・住民に示すことが求められている。

政府においては、地域主権改革の更なる進展のため、第 3 次勧告の実現に向けて引き続き検討を行う。また、第 2 次勧告において見直す必要があるものとされた義務付け・枠付けのうち、第 3 次勧告で取り上げた事項以外のものについても見直しを進めていくこととする。とりわけ第 2 次勧告において取り上げられた膨大な事項については、具体的に講ずべき措置の方針等を今後検討・整理した上で、見直しに向けて真摯に取り組んでいくこととする。見直しを進めるに当たっては、地方公共団体の意見も十分聞いた上で、計画的に着実に取り組んでいく。

第3 基礎自治体への権限移譲

1 基本的な考え方

主権者たる国民が、自らの住む地域のことは自らの責任で決定できる、活気に満ちた地域社会をつくっていくことを、地域主権改革は目指している。この改革においては、住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、基礎自治体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにすることが必要不可欠である。

いわゆる「平成の合併」により、全国的に市町村合併が進展し、市町村数は3,232（平成11年3月末）から1,727（平成22年3月末）となった。これによって、市町村では行政規模や能力の拡充が図られ、地域の将来を見据えた様々な特色ある取組が行われるとともに、行政運営の効率化の取組も進められている。また、「条例による事務処理特例制度」の活用も進んでおり、基礎自治体が現行法の想定を上回る行政能力とともに、地域主権型社会の担い手たらしめる意欲をも併せ持っていることを示している。

以上を踏まえ、都道府県と市町村の間の事務配分を「補完性の原則」に基づいて見直しを行い、可能な限り多くの行政事務を住民に最も身近な基礎自治体が広く担うこととする。

2 具体的な措置

平成20年5月に地方分権改革推進委員会が提出した第1次勧告では、基礎自治体優先という基本原則の下で行政分野横断的な見直しを行うとの基本認識に立って、権限移譲を行うべき事務について勧告がなされた。

今般、上記1の考え方の下、第1次勧告に掲げられた事務について、内閣を挙げて検討を行い、権限移譲等を行う事務について結論を得た（68項目、251条項）。今後、別紙2に掲げる事務に関し必要な法制上その他の措置を講じることとし、法律の改正により措置すべき事務については、所要の一括法案等を平成23年の通常国会に提出する。

3 円滑な権限移譲の実現に向けて

(1) 基礎自治体の取組

本大綱で移譲を決定する事務は、多数に上るが、その円滑な移譲を実現するためには、まずは権限の移譲を受ける基礎自治体自身の主体的な取組が必要である。

また、移譲される事務と、従来から処理している事務とを一体的かつ総合的に行うことによって、その相乗効果を発揮できるようにすることなどを通じ、地域住民が地域主権改革の意義や権限移譲の効果について、より強く実感できるようにすることも重要である。

なお、それぞれの基礎自治体が、自らの置かれた現状や今後の動向等を十分に踏まえつつ、行政機関等の共同設置や、近隣自治体との一部事務組合や広域連合の設置、事務委託制度の活用など、必要に応じた自治体間連携を図っていくことも考えられる。

(2) 国及び都道府県の取組

国及び都道府県においても、円滑な権限移譲に向けて所要の取組を行うことが必要である。

国は、権限の移譲に伴い、適切に既存の財源措置を見直し、市町村に対して、地方交付税や国庫補助負担金などに関し確実な財源措置を行うこととする。また、所管府省から都道府県及び市町村に対し、移譲事務の内容や取扱い、留意点等について確実な周知・助言を行うほか、市町村からの照会や相談に適切に対応していく。

また、都道府県においては、庁内及び市町村との間での推進体制の構築を始めとする環境整備や、円滑な引継や研修、職員の派遣、自治体間連携の具体的手法の周知・助言を行うなどの役割を果たすことが期待される。そのため、国は、都道府県に対して、これらの必要な支援に努めるよう要請する。

4 今後の取組

まずは本大綱で決定した事務の移譲に万全を期すとともに、地域主権改革を更に推進する観点から、今後も継続的に基礎自治体への権限移譲を行っていく。今回、多くの権限移譲を実現することとしたところであるが、なお第1次勧告に掲げられた条項の半数近くが残されている。今後とも、これらの移譲について、その実現に向け、引き続き検討を行う。

また、地方からの新たな提言や、条例による事務処理特例制度の活用状況等も踏まえ、基礎自治体への法令による一層の権限移譲について検討を行う。

第4 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）

1 改革に取り組む基本姿勢

（1）改革の理念

国の出先機関について、住民に身近な行政はできる限り地方自治体にゆだねるという「補完性の原則」の下、①国民・住民にとっての国・地方の役割分担の最適化、②国と地方を通じた政策展開や行政運営の最適化・効率化、③ガバナンスの確保の三つの観点を踏まえ、国と地方の役割分担の見直しを行い、国と地方を通じた事務の集約化等によるスリム化・効率化を図りつつ、事務・権限を地方自治体に移譲することなどにより抜本的な改革を進め、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるようにする。

（2）実効性の確保

こうした理念の下での改革の実を挙げるため、改革の工程を明らかにし、実効に向けて必要となる種々の条件整備、新たな枠組みやルールの検討・具体化に早急に着手し、可能なものから、逐次、柔軟かつ段階的に実現していく。

2 改革の枠組み

（1）進め方の基本

国の出先機関の抜本的な改革に当たっては、改革の理念に沿って、「原則廃止」の姿勢の下、ゼロベースで見直すこととし、地方自治体側を始め制度の利用者など広く関係各方面の意見等をも踏まえつつ、国と地方の役割分担の見直しに伴う事務・権限の地方自治体への移譲等を進めた上で、それに伴う組織の廃止・整理・合理化等の結論を得る。

（2）国と地方の役割分担の考え方

「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方自治体が担い、国は、国が本来果たすべき役割（地方自治法第1条の2第2項）を重点的に担うこととなるよう、現行の国と地方の役割分担を見直す。

（3）個々の事務・権限の取扱い

国の出先機関の事務・権限については、国と地方の役割分担の考え方を踏まえ、「補完性の原則」に基づき、その特性や規模、行政運営の効率性・経済性等の観点から国の事務・権限とすることが適当と認められる例外的な場合（注）を除き、地方自治体に移譲することとし、地方の発意による選択的实施や広域的実施体制の整備状況をも考慮の上、地方自治体へ移譲するものや国に残すものなどの類型に区分した整理（「事務・権限仕分け」）を行う。

その際、地域主権改革に資するものであるかどうかの観点から、①国民・住民のニ

ーズや利便性、②地方の自主性・自立性の発揮、③地方自治体による総合行政の確立を総合的に勘案するものとする。

(注)「事務・権限の特性や規模、行政運営の効率性・経済性等の観点から国の事務・権限とすることが適当と認められる例外的な場合」については、以下に掲げるものなど真にやむを得ないものに限定する。

- ① 複数の都道府県に関係する事務・権限の地方移譲に際し、域外権限の付与、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域的实施体制等の整備が行われることとしてもなお、著しい支障を生じるもの
- ② 地方移譲に際し、必要に応じて事務処理等の基準を定め、国の指示等を認めてもなお、各地方自治体の対応の相違等により著しい支障を生じるもの
- ③ 地方移譲に際し、必要に応じて事務処理等の基準を定め、国の指示等を認めてもなお、緊急時の対応等に著しい支障を生じ、国民の生命・財産に重大な被害を生じるもの
- ④ 事務・権限の的確な執行体制（人材、予算、知見の集積等）の整備が不可欠である一方で、見込まれる事務量等が微少であることにより、地方移譲に伴い行政効率が著しく非効率とならざるを得ないもの

(4) 財源・人員の取扱い

(財源の取扱い)

事務・権限の地方自治体への移譲及び国から地方自治体への人員の移管等に際しては、改革の理念に沿って、それに伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる。

(人員の移管等の取扱い)

事務・権限の地方自治体への移譲に伴う人員の地方移管等の取扱いについて、技術や専門性を有する人材活用の観点から、職員の雇用と国と地方を通じた公務能率の維持・向上、国と地方の対等の立場にも配慮しつつ、次のような方向で、人員の移管等の仕組みを検討・構築する。

- ① 人材の地方自治体への移管等について総合的な調整を行うため、国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備
- ② 人材の地方移管等に当たって必要となる枠組み・ルール等の構築（移管等が必要となる要員規模の決め方、移管等の方法、身分の取扱い、給与を含む処遇上の取扱い、退職金の負担等）

(5) 柔軟な取組み

(地方の発意による選択的实施)

事務・権限の地方移譲の実効性を確保する観点から、事務・権限の特性にも留意しつつ、全国一律・一斉に取り扱うのではなく、地方の発意による選択的实施による柔軟な取組を可能とする仕組みを検討・構築する。

(広域的实施体制)

その際、都道府県や市町村の単位を前提とするもののみならず、広域性を有する事務・権限の地方移譲を推進し、その実効性を確保する観点から、関係する自治体間での意思決定や責任の所在の明確化にも留意しつつ、自治体間連携の自発的形成や広域連合など広域的实施体制の整備に応じて、事務・権限の移譲が可能となるような仕組みも併せて検討・構築する。

(6) 今後の改革の進め方

(事務・権限仕分けの進め方)

上記2の(3)の「個々の事務・権限の取扱い」に沿って、以下により、事務・権限仕分けを行う。

- ① 各府省は、地方自治体側の意見・要望等をも踏まえつつ、自らが所管する出先機関の事務・権限仕分け(「自己仕分け」)を行い、その結果を本年8月末までに地域主権戦略会議に報告する。
- ② 地域主権戦略会議は、当該「自己仕分け」の内容について精査を行い、地域主権戦略会議としての事務・権限仕分けを行う。
- ③ 事務・権限仕分けの区分については、次に掲げるパターンを基本とする。
 - A 地方自治体へ移譲するもの
 - a 全国一律・一斉に移譲するもの
 - b 個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲するもの
 - ① 現行の行政区域を前提とするもの
 - ② 都道府県の区域を超える広域的实施体制の整備を前提とするもの
 - B 個々の地方自治体の発意による選択的实施を認め、その試行状況を踏まえて移譲の可否について判断するもの
 - ① 現行の行政区域を前提とするもの
 - ② 都道府県の区域を超える広域的实施体制の整備を前提とするもの
 - C 国に残すもの
 - a 独法化や民間委託化など実施主体の見直しを検討するもの
 - b 本府省への引上げを検討するもの
 - c 引き続き出先機関の事務・権限とするもの
 - D 廃止・民営化するもの

(「アクション・プラン(仮称)」の策定)

上記の事務・権限仕分けの結果を踏まえ、個々の出先機関の事務・権限の地方移譲等の取扱方針及びその実現に向けた工程やスケジュール並びに組織の在り方について明らかにする「アクション・プラン(仮称)」を年内目途に策定する。その際、地方自治体への移譲等については、地方自治体側の要望をも踏まえ、重点的に取り組むべき事項の速やかな実施を検討し、平成23年通常国会への法案提出も含め、可能なものから速やかに実施することを基本とする。

第5 ひも付き補助金の一括交付金化

1 趣旨

(1) 目的

地域のことは地域が決める「地域主権」を確立するため、国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、現行の補助金、交付金等を改革する。

(2) 原則

こうした目的からして一括交付金は、各府省の枠にとらわれず、ブロックの政策目的の範囲で、いかなる政策にどれだけの予算を投入し、どのような地域を目指すのかを、住民自身が考え、決めることができるよう、デザインされなければならない。これにより、地域の知恵や創意が生かされるとともに、効率的・効果的に財源を活用することが可能となる。

(3) 手順

改革に当たっては、地方が円滑に行政サービスを提供できるよう、十分に配慮した手順を進めていく必要がある。

2 一括交付金の対象範囲

(1) 基本的考え方

- ・ 一括交付金化する「ひも付き補助金」の対象範囲は、最大限広くとる。
- ・ 補助金、交付金等を保険・現金給付、サービス給付、投資に整理し、地方の自由裁量拡大に寄与するものを対象とする。

(2) 対象範囲の整理方針

- ・ 社会保障・義務教育関係 — 「社会保障・義務教育関係」については、国として確実な実施を保障する観点から、必要な施策の実施が確保される仕組みを検討するとともに、基本的に、全国画一的な保険・現金給付に対するものや地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等は、一括交付金化の対象外とする。
- ・ その他 — 保険・現金給付に対するもののほか、一括交付金化の対象としないものは、最小限のものに限定する。具体的には、災害復旧、国家補償的性格のもの、地方税の代替的性格のもの、国庫委託金、特定財源が国費の原資であるもの等に限定する。
- ・ 一括交付金化の対象外となる補助金、交付金等についても、できる限り用途の拡大や手続の簡素化等に努める。

(3) 実施手順

- ・ 投資に係る補助金・交付金等の一括交付金化は平成 23 年度以降段階的に実施する。経常に係る補助金・交付金等の一括交付金化は平成 24 年度以降段階的に実施する。これにあわせて、経常（サービス）に係る国庫負担金の扱いについて検討する。
- ・ 一括交付金化の対象となるものであっても、ゼロベースから真に国の政策目的の緊要性を判断し、限定的に特定補助金として許容する場合は、3～5年の期限を設定した上で、期限到来時に「廃止」又は「一括交付金化」等を判断する。

3 一括交付金の制度設計

(1) 括り方

(基本的考え方)

- ・ 地方の自由度を拡大する観点から、各府省の枠にとらわれず使えるようにし、できる限り大きいブロックに括る。

(実施手順)

- ・ ブロックごとに用途を自由にする。その上で、ブロックの在り方は、地方の自由度を拡大する方向で、不断に見直しを行う。

(2) 地方の自由度拡大と国の関わり

(基本的考え方)

- ・ 地方の自由度を拡大するため、国の箇所付けの廃止など個別自治体への国の事前関与を縮小し事後チェックを重視する観点に立って、手続を抜本的に見直す。これにより、国・地方双方の事務の簡素化を図る。
- ・ 地方公共団体における事後評価を充実する。
- ・ 国は、一括交付金化の実施状況を点検し、PDCAサイクルを通じて制度の評価・改善を図る。その際、会計検査院の検査も活用する。

(3) 配分・総額

(基本的考え方)

- ・ 地方の安定的な財政運営に十分配慮するとともに、効率的・効果的な財源の活用を図る。
- ・ 配分については、地方の事業ニーズを踏まえるとともに、国の関与をできる限り縮小する。また、現行の条件不利地域等に配慮した仕組みを踏まえた配分とする。
- ・ 総額は、一括交付金化の対象となる補助金・交付金等の必要額により設定する。

(実施手順)

- ・ 配分に当たっては、地方公共団体の事業計画に基づく配分と客観的指標による

配分を用いる。その際、継続事業や団体間・年度間の変動に配慮する。

4 導入のための手順

- 平成 23 年度から一括交付金を導入する。国と地方の役割分担や地方の事業実施体制の在り方等を踏まえ、一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する。
- また、国と地方の協議の場等において、地方と協議する。

第6 地方税財源の充実確保

1 これまでの取組の実績と成果

平成22年度において、地方交付税を11年ぶりに1.1兆円と大幅に増額し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を充実確保した。

2 今後の課題と進め方

地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財政の所要の財源を確保することで、住民生活の安心と安全を守るとともに地方経済を支え、地域の活力を回復させていくとの基本理念に立ち、次のとおり、地域主権改革の工程及び平成22年度税制改正大綱の方向性に沿って、地方税財源の充実確保を推進する。

今後、地域主権を確立するためには、国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せて、それぞれの担う役割に見合った形へと国・地方間の税財源の配分の在り方を見直す。

具体的には、地域主権改革を推進し、国の役割を限定して、地方に大幅に事務事業の権限を移譲する。国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分の在り方を見直す。社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築する。

また、地方公共団体が事務事業のみならず税の面でも創意工夫を活かすことができるよう、課税自主権の拡大を図る。

ひも付き補助金の一括交付金化を進めるとともに、地方公共団体の厳しい財政状況や地方の疲弊が深刻化していることにかんがみ、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方税等と併せ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額の適切な確保を図る。

第7 直轄事業負担金の廃止

直轄事業負担金については、関係大臣の発意に基づき設置された総務省、財務省、農林水産省及び国土交通省の4省の大臣政務官による「直轄事業負担金制度等に関するワーキングチーム」において、「直轄事業負担金制度の廃止に向けた工程表（素案）」を決定するとともに、平成22年度は、維持管理に係る負担金制度を廃止（特定の事業に係るものは平成23年度に廃止）したところである。

今後、平成25年度までの間、次のとおり進める。

- ・ 直轄事業負担金の問題は、国と地方の役割分担の在り方や今後の社会資本整備の在り方等、地域主権の実現に関する様々な課題と密接に関連するため、これとの整合性を確保しながら、関連する諸制度の取扱いを含めて検討を行い、現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方について結論を得る。このため、同ワーキングチームにおいて、必要に応じ地方の意見を聞きながら、検討を進める。

第8 地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）

地域主権改革が目に見える形で具体的に進められるためには、住民に身近な市町村の行財政基盤を整備することが必要である。平成11年以来推進されてきた全国的な市町村合併については、相当程度進展したことから、これまでの経緯や市町村を取り巻く現下の状況を踏まえ、市町村の合併の特例等に関する法律の改正によって本年3月末までで一区切りとされた。

今後は、市町村合併のほか、広域連携の手法等を充実させ、多様な選択肢から最も適した仕組みを市町村自ら選択することによって行財政基盤を強化することが求められる。このような見地に立って、行政機関等の共同設置を可能にすることを含め、地方公共団体の組織及び運営の自由度を拡大するため、地方自治法の一部を改正する法律案が第174回国会に提出された。

こうした取組の上に立って、地域主権改革を更に進めるため、地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）について総務省の地方行財政検討会議において検討を進め、成案が得られた事項から順次国会に提出する。

なお、現時点における地方自治法の抜本見直しに関する基本的な考え方は、次のとおりである。

1 地方公共団体の基本構造

日本国憲法第93条は、議事機関として議会を設置すること、長と議会の議員を住民が直接選挙することを求めている。この規定は、地方公共団体の基本構造として、執行機関として独任制の長、議事機関として合議制の議会を設置し、長と議会の議員をそれぞれ住民が直接選挙する、いわゆる二元代表制を採用していると考えられており、これを受けて、地方自治法では、地方公共団体の種類や規模にかかわらず、長と議会の関係を含め、地方公共団体の基本構造を一律に定めている。

現行制度は長と議会の間には均衡と抑制の取れた関係を保つ仕組みとして機能し、定着してきたが、地域主権改革の理念に照らし、法律で定める基本的な枠組みの中で選択肢を用意し、地域住民が自らの判断と責任によって地方公共団体の基本構造を選択する仕組みについて検討を進める。

地方公共団体の基本構造について、憲法がどのような組織形態を許容しているかについては様々な解釈があり得るが、伝統的な解釈に沿った二元代表制を前提としつつ、地方自治法が一律に定める現行制度とは異なるどのような組織形態があり得るかを検討していく。

2 議会制度

議会は、団体意思の決定機関、執行機関を監視する機関としての役割を有しており、これらの役割を十分に発揮していくことが期待されている。住民ニーズが多様化する中で、議会はこれを地方公共団体の行政運営に的確かつ鋭敏に反映させていかなければ

ばならない。しかしながら、議会の現状を見ると、政策議論や監視が十分でない、「住民の縮図」として多様な層の幅広い住民の意見を反映できていない、また、議会と長が対立した場合の解決手段が適切に行使されていない、という指摘がある。こうしたことから、以下の事項を始め、議会の在り方について今後広く検討する。

- ・ 幅広い住民が議員活動を行えるようにするための環境整備
- ・ 議員同士、議員と住民の議論等により議会審議を充実させる方策
- ・ 議会・議員の果たすべき役割
- ・ 議会が長と対立した場合の解決方策を含めた、長と議会の関係

また、都道府県議会議員の選挙区の在り方、地方選挙を政策本位の選挙制度に変更すべきかどうかとの論点等について検討する。

3 監査制度

地方公共団体が住民の信頼を得ながらその役割を果たしていくためには、財務を始めとする事務の処理の適正を確保することが必要不可欠である。昨今、地方公共団体において不適正な経理の状況が明らかになっており、その要因の一つとして、監査制度が有効に機能しているのかが問われている。こうした点を踏まえ、現行の監査委員制度・外部監査制度について、廃止を含め、抜本的に再構築することとし、例えば、以下の事項について検討を進める。

- ・ 監査制度を内部の監査と外部の監査に再構築し、対象及び観点を制度上明確に区分する。
- ・ 内部の監査については、議会の監視機能との役割分担を踏まえた組織形態の在り方、執行機関における内部統制システムの構築等について具体的な制度設計を検討する。
- ・ 外部の監査については、監査対象からの独立性を確保した、組織的な外部監査体制の構築について具体的な制度設計を検討する。
- ・ 監査の客観性・実効性確保のため、専門的な知識を有する人材の確保の方策、監査基準の設定について検討する。

4 財務会計制度

現行の予算・決算制度を始めとする財務会計制度は、財政の民主的統制を保障する役割、財政状況に関する情報を正確かつ簡明に地域住民に公開する役割を担っている。

しかしながら、現行の予算単年度主義や国庫補助制度が地方公共団体の予算執行の現状にそぐわず、不適正な経理を誘発する一因となっているのではないかという指摘がある。また、地方の財政事情の的確な公開のためには、地方公共団体全体の決算情報のより充実した提供も重要な課題である。さらに、ストック情報を含めた財務状況の透明性の確保のため、発生主義の考え方を取り入れた予算・決算制度の在り方を検討すべきとの指摘がある。これらの点を踏まえ、地方自治法の財務規定の在り方について、国の財務会計制度との整合性を踏まえつつ検討を進める。

第9 自治体間連携・道州制

1 基本的考え方

国のかたちについては、先に述べたとおり、国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、国と地方が協働してつくっていく。

まずは、国と地方の役割分担に係る「補完性の原則」の考え方に基づいて、基礎自治体を中心として、地域のことは地域に住む住民自らが責任を持って決めるという姿を実現していく。その際、広域自治体の在り方については、地域の自主的判断を尊重しつつ、自治体間連携等が自発的に形成されていくことが重要である。

産業振興や環境規制、交通基盤整備等の都道府県の区域を越える広域行政課題については、都道府県の区域を越える広域の圏域での連携も重要である。これにより、圏域の諸課題に主体的かつ自立的に対応できるようになり、内外との競争と連携を一層強めることも期待される。

2 今後の取組

国としては、市町村や都道府県相互の自発的な連携や広域連合等の具体的な取組を前提として、地域主権改革を推進する中で、こうした連携等の形成に対する支援の在り方を検討していく。さらには、地方や関係各界との幅広い意見交換も行いつつ、地域の自主的判断を尊重しながら、いわゆる「道州制」についての検討も射程に入れていく。

また、現在施行されている道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成18年法律第116号)は、特定広域団体からの提案を受けて、事務・事業の移譲等を進めていくことにより、地方の自立的発展等を図ろうとするものである。現在は北海道のみが特定広域団体に指定されているところであるが、広域連合などにより広域自治体が自主的に連携した場合には積極的に国の事務・事業の移譲等を進めるという観点から所要の検討を行う。

第10 緑の分権改革の推進

1 基本的考え方

地域資源を最大限活用し、地域の活性化、絆の再生を図り、中央集権型の社会構造を分散自立・地産地消・低炭素型としていくことにより、「地域の自給力と創富力（富を生み出す力）を高める地域主権型社会」の構築を目指し、「緑の分権改革」を推進していく。

2 具体的取組

クリーンエネルギー、食料、歴史文化資産の活用、地域ブランドの育成、資金の循環による地域経済の活性化など地域において大地から泉のように富が湧き上がっていくような改革のモデルとなる取組を構築するとともに、改革の推進のための課題の抽出及び解決策の検討やそれらの成果の周知を行うことで、改革に取り組む団体数の増加を図る。また、責任をもって自らの地域の活性化を図っていけるように、抽出された課題に対する制度的対応など、経済社会システムの改革を進めるとともに、地域の人材をエンパワーするための人材育成、連携交流を進める。

さらに、圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受皿を形成する定住自立圏構想を推進するとともに、過疎地域について、これまでのハード事業に加え、地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト事業に対する支援措置を行い、国土を保全し、生産機能を守り、安心して暮らせる地域に再生することにより、地域の自給力と創富力を高めていく取組を支援する。

また、地域主権型社会の構築を支える効率的な電子自治体を実現するため、自治体クラウドの推進に係る所要の制度整備、取組の普及拡大等を進める。

別紙1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置（第2次見直し）

1 施設・公物設置管理の基準の見直し

施設・公物設置管理の基準を条例に委任する場合における条例制定に関する国の基準の類型は、地方分権改革推進計画の整理同様、次のとおりとする。

① 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

② 標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

③ 参酌すべき基準

地方公共団体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

〔警察庁〕

(1) 道路交通法（昭35法105）

- ・ パーキング・メーターの機能に関する基準（49条1項）のうち、作動の方法についての表示及び高さに係る規定は、廃止する。
- ・ パーキング・チケット発給設備の機能に関する基準（49条1項）のうち、パーキング・チケットの発給方法の表示及び高さに係る規定は、廃止する。

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平18法91）

- ・ 交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準（36条2項）を、条例（制定主体は都道府県）に委任する。
条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

〔文部科学省〕

(3) 学校教育法（昭22法26）

- ・ 専修学校の設置基準等については、地方公共団体からの具体的な要望等を確認し、支障がない場合には、当該部分について、基準自体の見直し又は基準の条例委任を行う。

(4) 社会教育法（昭24法207）

- ・ 公民館運営審議会の委員の委嘱にあたり満たすべき基準（30条1項）を、条例（制定主体は市町村）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

(5) 図書館法 (昭 25 法 118)

- ・ 図書館協議会の委員の任命にあたり満たすべき基準 (15 条) を、条例 (制定主体は都道府県及び市町村) に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

(6) 博物館法 (昭 26 法 285)

- ・ 博物館協議会の委員の任命にあたり満たすべき基準 (21 条) を、条例 (制定主体は都道府県及び市町村) に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

(7) 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律 (昭 36 法 188)

- ・ 公立高等学校の生徒の収容定員の基準 (5 条) は、廃止する。

〔厚生労働省〕

(8) 児童福祉法 (昭 22 法 164)

- ・ 保育に欠ける具体的要件の基準 (24 条及び児童福祉法施行令 27 条) については、子ども・子育て新システム検討会議において「保育に欠ける要件の撤廃等」とされたことを踏まえつつ、利用者本位の制度の実現及び地域主権改革の推進の観点から、子ども・子育て新システム全体について検討する中で法改正までに結論を得る。
- ・ 指定知的障害児施設等の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準 (24 条の 9 第 2 項 1 号) を、条例 (制定主体は都道府県、指定都市及び児童相談所設置市) に委任する。
条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

(9) 食品衛生法 (昭 22 法 233)

- ・ 製品検査及び収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に係る事務を行う検査施設の設備 (機械及び器具を含む。以下、この項目において同じ。) 及び職員の配置に関する基準 (29 条 1 項及び 3 項) を、条例 (制定主体は都道府県、指定都市及び中核市) に委任する。
条例制定の基準については、施設の設備に関する基準に係る規定は、「従うべき基準」とし、検査又は試験のために必要な職員の配置に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。
- ・ 収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に係る事務を行う検査施設の設備 (機械及び器具を含む。以下、この項目において同じ。) 及び職員の配置に関する基準 (29 条 2 項及び 3 項) を、条例 (制定主体は保健所を設置する市及び特別区) に委任する。
条例制定の基準については、施設の設備に関する基準に係る規定は、「従うべき基準」とし、検査又は試験のために必要な職員の配置に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

(10) 医療法 (昭 23 法 205)

- ・ 病院等の病床数算定に当たっての補正の基準 (7 条の 2 第 4 項) 並びに病院及び診療所の既存

の病床数を算定する場合の介護老人保健施設に係る入所定員数に関する基準（7条の2第5項）を、条例（制定主体は都道府県）に委任する。

条例制定に関する国の基準の類型については、基準病床数制度の在り方の検討に合わせて、法改正までに結論を得る。

- ・ 病院及び診療所の薬剤師の配置に関する基準（18条）を、条例（制定主体は都道府県、保健所を設置する市及び特別区）に委任する。

条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

- ・ 病院の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準（21条1項1号）並びに病院の施設に関する基準（21条1項12号）を、条例（制定主体は都道府県）に委任する。

条例制定の基準については、薬剤師、看護師、准看護師、助産師、歯科衛生士及び栄養士の資格並びにその配置する員数に関する基準に係る規定並びに看護補助者の員数に関する基準に係る規定は、「従うべき基準」とし、診療放射線技師、理学療法士及び作業療法士の資格並びにその配置する員数に関する基準に係る規定、事務員その他の従業者の員数に関する基準に係る規定並びに病院の施設に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

- ・ 療養病床を有する診療所の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準（21条2項1号）並びに療養病床を有する診療所の施設に関する基準（21条2項3号）を、条例（制定主体は都道府県）に委任する。

条例制定の基準については、看護師及び准看護師の資格並びにその配置する員数に関する基準に係る規定並びに看護補助者の員数に関する基準に係る規定は、「従うべき基準」とし、事務員その他の従業者の員数に関する基準に係る規定及び療養病床を有する診療所の施設に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

（11）生活保護法（昭25法144）

- ・ 保護施設の設備及び運営に関する基準（39条）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び中核市）に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

（12）社会福祉法（昭26法45）

- ・ 社会福祉施設の設備及び運営に関する基準（65条2項）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び中核市）に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

(13) 水道法 (昭32法177)

- ・ 水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者の配置に関する基準 (12条1項) 及び監督業務を行う技術者の資格に関する基準 (同条2項) を、条例 (制定主体は水道事業等を営む地方公共団体) に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

- ・ 水道技術管理者の資格に関する基準 (19条3項) を、条例 (制定主体は水道事業等を営む地方公共団体) に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

(14) 職業能力開発促進法 (昭44法64)

- ・ 公共職業能力開発施設における職業訓練の実施に関する基準 (19条1項) を、条例 (制定主体は都道府県及び市町村) に委任する。

条例制定の基準については、訓練生の数に関する規定は、「標準」とし、教科、訓練時間、設備その他の事項に関する規定は、「参酌すべき基準」とする。

- ・ 公共職業能力開発施設の長が行う技能照査の対象者に関する基準 (21条1項) を、条例 (制定主体は都道府県及び市町村) に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

- ・ 無料の公共職業訓練の対象者に関する基準 (23条1項) を、条例 (制定主体は都道府県及び市町村) に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

- ・ 公共職業訓練のうち普通職業訓練における職業訓練指導員の資格に関する基準 (28条1項) を、条例 (制定主体は都道府県及び市町村) に委任する。

条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

- ・ 公共職業訓練のうち高度職業訓練における職業訓練指導員の資格に関する基準 (30条の2第1項) を、条例 (制定主体は都道府県) に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

(15) 介護保険法 (平9法123)

- ・ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準 (70条2項1号、115条の2第2項1号) を、条例 (制定主体は都道府県、指定都市及び中核市) に委任する。

条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

- ・ 指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準 (78条の2第1項) を、条例 (制定主体は市町村) に委任する。

条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

- ・ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準 (78条の2第4項1号、115条の12第2項1号) を、条例 (制定主体は市町村) に委任する。

条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

- 指定介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準（86条1項）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び中核市）に委任する。
条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。
- 本大綱別紙2により、都道府県知事が処理している指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護療養型医療施設の指定並びに介護老人保健施設の開設の許可については、指定都市及び中核市へ移譲することにもない、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する基準（74条1項、115条の4第1項）、当該サービスの事業の設備及び運営に関する基準（74条2項、115条の4第2項）並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設が有する従業者の員数に関する基準（88条1項、97条2項（ただし、医師及び看護師を除く。）、110条1項）並びに当該施設の設備及び運営に関する基準（88条2項、97条1項（ただし、療養室、診療室及び機能訓練室を除く。）及び3項、110条2項）を、条例（制定主体は指定都市及び中核市）に委任する。
条例制定の基準については、「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」により改正することとなる改正後の介護保険法に基づき都道府県が制定する条例に対する基準と同様とする。

（16）障害者自立支援法（平17法123）

- 指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準（36条3項1号）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び中核市）に委任する。
条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。
- 本大綱別紙2により、都道府県知事が処理している指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定については、指定都市及び中核市へ移譲することにもない、指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準（43条1項）、当該サービスの事業の設備及び運営に関する基準（同条2項）、指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準（44条1項）並びに当該施設の設備及び運営に関する基準（同条2項）を、条例（制定主体は指定都市及び中核市）に委任する。
条例制定の基準については、「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」により改正することとなる改正後の障害者自立支援法に基づき都道府県が制定する条例に対する基準と同様とする。

なお、本大綱別紙2において、児童福祉施設の設置認可等、第一種社会福祉事業の許可等、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置認可等並びに指定居宅サービス事業者等の指定等について、基礎自治体の実態把握を行った上で、移譲に向けた具体的対応策を年内に得られた場合には、権限移譲を行うこととしていることから、その場合には、新たに認可、許可及び指定等を行うこととなる地方公共団体が当該施設の基準及びサービス事業者等の指定要件等の基準を条例で制定するための所要の法改正を行うものとする。

また、食品衛生法、医療法、生活保護法、社会福祉法、介護保険法及び障害者自立支援法における施設等に関する基準の条例への委任については、法施行の状況等を踏まえ、国の基準の在り方を再検討する。

〔国土交通省〕

(17) 公営住宅法 (昭26法193)

- ・ 公営住宅の計画的な整備に関する基準 (6条) は、廃止する。

(18) 道路法 (昭27法180)

- ・ 都道府県又は市町村が道路管理者である場合の自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金、駐車することができる時間以外の自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関し必要な事項に係る標識の表示基準 (24条の3) を、条例 (制定主体は都道府県及び市町村) に委任する。

条例制定の基準を定める場合には、「参酌すべき基準」とする。

- ・ 都道府県又は市町村が道路管理者である場合の橋等主要な工作物の新設又は改築に当たっての構造の安全性の確認に関する規定 (30条3項) は、廃止する。

- ・ 都道府県又は市町村が道路管理者である道路に設ける車両の制限に係る道路標識の設置場所について個別具体的に定めるために条例を制定することが許容されていることを、地方公共団体へ周知を図る (47条の4第2項)。

- ・ 都道府県又は市町村が道路管理者である自動車専用道路と道路等の交差の方式を立体交差の方式としなくてもよい場合について、当該道路等の交通量が少ない場合、地形上やむを得ない場合以外の基準 (48条の3) を、条例 (制定主体は都道府県及び市町村) に委任する。

条例制定の基準を定める場合には、「参酌すべき基準」とする。

- ・ 都道府県又は市町村が道路管理者である自動車専用道路と連結することができる施設について、道路等 (48条の4第1号)、利便施設等 (48条の4第2号) 及び連結通路等 (48条の4第3号) 以外の基準を、条例 (制定主体は都道府県及び市町村) に委任する。

条例制定の基準を定める場合には、「参酌すべき基準」とする。

- ・ 都道府県又は市町村が道路管理者である道路に設ける通行の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識の設置場所で、自動車専用道路の入口以外の場所について個別具体的に定めるために条例を制定することが許容されていることを、地方公共団体へ周知を図る (48条の11第2項)。
- ・ 都道府県又は市町村が道路管理者である道路に設ける通行の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識の設置場所で、自転車専用道路等の入口以外の場所について個別具体的に定めるために条例を制定することが許容されていることを、地方公共団体へ周知を図る (48条の15第4項)。

(19) 都市公園法 (昭31法79)

- ・ 都市公園の設置基準 (3条1項及び2項) を、条例 (制定主体は都道府県及び市町村) に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

- ・ 地方公共団体の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積割合に関する基準 (4条1項) を、条例 (制定主体は都道府県及び市町村) に委任する。

条例制定に関する国の基準の類型については、地方公共団体からの要望等を確認し、法改正までに結論を得る。

(20) 駐車場法 (昭32法106)

- 路上駐車場管理者の路上駐車場の駐車料金その他路上駐車場の利用について必要な事項に係る標識の表示に関する基準(8条2項)を、条例(制定主体は都道府県及び市町村)に委任する。
条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

(21) 下水道法 (昭33法79)

- 公共下水道の構造の技術上の基準(7条)について、雨水吐及び水処理施設の構造に関する基準(下水道法施行令5条の5第6号、5条の6第1項2号及び3号)を除き、条例(制定主体は都道府県及び市町村)に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

- 終末処理場の維持管理に関する基準(21条2項)を、条例(制定主体は都道府県及び市町村)に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

- 都市下水路の維持管理に関する基準(28条2項)を、条例(制定主体は都道府県及び市町村)に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

(22) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (平9法49)

- 延焼等危険賃貸住宅の代替住宅である公営住宅及び特定公共賃貸住宅の入居に関する基準(20条1項、21条1項)を、条例(制定主体は都道府県及び市町村)に委任する。

条例制定の基準は、公営住宅法及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の入居者資格の特例について定めることとし、これを「参酌すべき基準」とする。

なお、市町村借上住宅の入居に関する基準(22条1項)については、現行でも市町村の裁量により決定することができるものである。

(23) マンションの建替えの円滑化等に関する法律 (平14法78)

- 賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅の入居に関する基準(118条1項、119条1項、120条1項)を、条例(制定主体は都道府県及び市町村)に委任する。

条例制定の基準は、公営住宅法、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び高齢者の居住の安定確保に関する法律の入居者資格の特例について定めることとし、これを「参酌すべき基準」とする。

なお、市町村借上住宅の入居に関する基準(121条1項)については、現行でも市町村の裁量により決定することができるものである。

(24) 特定都市河川浸水被害対策法 (平15法77)

- 技術的基準に適合する雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識の表示に関する基準(17条3項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市及び特例市)に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

- 保全調整池が存する旨を表示した標識の表示に関する基準(24条1項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市及び特例市)に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

(25) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平 18 法 91）

- ・ 都道府県又は市町村が道路管理者である場合の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（10 条 1 項及び 2 項）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。
条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。
- ・ 地方公共団体が公園管理者である場合の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（13 条 1 項から 3 項）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。
条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

〔環境省〕

(26) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭 45 法 137）

- ・ 一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準（21 条 3 項）を、条例（制定主体は市町村）に委任する。
条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

(27) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平 14 法 88）

- ・ 指定猟法禁止区域及び休猟区に設置する標識の表示に関する基準（15 条 13 項及び 34 条 5 項）のうち、寸法に係る基準を、条例（制定主体は都道府県）に委任する。
条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

2 協議、同意、許可・認可・承認の見直し

〔内閣府〕

(1) 災害対策基本法（昭36法223）（総務省と共管）

- ・ 市町村防災会議を設置しないことに係る都道府県知事への協議（16条4項）は、事後報告・届出・通知とする。
- ・ 市町村防災会議の市町村地域防災計画の作成又は修正に係る都道府県知事への協議（42条3項）は、事後報告・届出・通知とする。

(2) 活動火山対策特別措置法（昭48法61）（農林水産省と共管）

- ・ 都道府県知事の防災営農施設整備計画等の作成に係る農林水産大臣への協議（8条5項）は、事後報告・届出・通知とする。

〔警察庁〕

(3) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平13法57）（国土交通省と共管）

- ・ 地方運輸局の事務・権限を見直すこと等により、地方分権改革推進委員会の第3次勧告に沿って義務付け・枠付けを見直す。

〔厚生労働省〕

(4) 社会福祉法（昭26法45）

- ・ 町村の福祉に関する事務所の設置又は廃止に係る都道府県知事への同意を要する協議（14条8項）は、同意を要しない協議とする。
- ・ 市町村の社会福祉事業の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集に係る都道府県知事の許可（73条1項）は、廃止する。

(5) 職業能力開発促進法（昭44法64）

- ・ 都道府県の職業能力開発短期大学校等の設置及び市町村の職業能力開発校の設置に係る厚生労働大臣への同意を要する協議（16条3項）は、廃止する。
- ・ 事業主等の行う高度職業訓練が基準に適合する旨の都道府県知事の認定及びその取消しに係る厚生労働大臣への同意を要する協議（24条4項）は、廃止する。

(6) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平3法57）

- ・ 労働者の募集に係る労働条件その他の募集の内容が記載されている改善計画の認定について、都道府県知事が行う厚生労働大臣への同意を要する協議（4条4項）に関し、当該計画の内容のうち、改善事業の目標、内容、実施時期並びに改善事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法（同条2項1号から4号）に係る厚生労働大臣への同意を要する協議は、廃止する。

〔農林水産省〕

(7) 土地改良法 (昭 24 法 195)

- ・ 市町村の土地改良事業の実施に係る都道府県知事への同意を要する協議(96条の2第1項)は、事後報告とする。
- ・ 市町村の土地改良事業の計画の変更又は当該事業の廃止に係る都道府県知事への同意を要する協議(96条の3第1項)は、事後報告とする。

(8) 森林病虫害等防除法 (昭 25 法 53)

- ・ 市町村の地区実施計画の策定又は変更に係る都道府県知事への協議(7条の10第3項)は、事後報告とする。

(9) 肥料取締法 (昭 25 法 127)

- ・ 都道府県知事が法律の適用除外となる肥料の指定をする場合における農林水産大臣への協議(35条2項)は、事後報告とする。

(10) 植物防疫法 (昭 25 法 151)

- ・ 都道府県知事の防除計画の策定又は変更に係る農林水産大臣への同意を要する協議(24条4項)は、事後報告とする。

(11) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 (昭 29 法 182)

- ・ 都道府県計画の策定に係る農林水産大臣への協議(2条の3第3項)に関し、当該計画の内容のうち、酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針、その区域又はその区域を分けて定める区域ごとの自然的経済的条件に応ずる近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標、酪農経営及び肉用牛経営における乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項、飼料の自給度の向上に関する事項、集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項、その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項(同条2項1号、3号から7号)に係る農林水産大臣への協議は、事後報告とする。
- ・ 都道府県知事の集約酪農振興計画の変更に係る農林水産大臣への協議(5条)は、事後報告とする。

(12) 山村振興法 (昭 40 法 64) (総務省、国土交通省と共管)

- ・ 都道府県の山村振興基本方針の策定に係る主務大臣への同意を要する協議(7条の2第4項)は、事後報告とする。

(13) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法 (昭 54 法 51)

- ・ 都道府県知事の基本構想の策定又は変更に係る農林水産大臣への協議(2条の2第3項)は、事後報告とする。

(14) 集落地域整備法 (昭 62 法 63) (国土交通省と共管)

- ・ 都道府県知事の集落地域整備基本方針の策定に係る集落地域の位置及び区域に関する基本的事項その他の政令で定める事項についての農林水産大臣及び国土交通大臣への協議 (4 条 5 項) は、事後報告とする。

(15) 獣医療法 (平 4 法 46) (財務省と共管)

- ・ 都道府県計画の策定又は変更に係る農林水産大臣への協議 (11 条 3 項) は、事後報告とする。

(16) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 (平 6 法 46)

- ・ 都道府県の基本方針の策定に係る農林水産大臣への協議 (4 条 4 項) は、事後報告とする。
- ・ 市町村計画の策定に係る都道府県知事への協議 (5 条 4 項) は、事後報告とする。

(17) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (平 11 法 112)

- ・ 都道府県計画の策定及び変更に係る農林水産大臣への協議 (8 条 3 項) は、事後報告とする。

(18) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 (平 19 法 48)

- ・ 市町村の活性化計画における農林地所有権移転等促進事業に関する事項に係る都道府県知事への同意を要する協議 (5 条 8 項) に関し、当該事項のうち、農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針及びその他農林水産省令で定める事項 (同条 7 項 1 号及び 4 号) に係る都道府県知事への同意を要する協議は、廃止する。

[経済産業省]

(19) 計量法 (平 4 法 51)

- ・ 都道府県知事及び特定市町村の長の当該特定市町村区域における事務の執行に係る協議 (155 条) は、廃止する。

(20) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 (平 11 法 18)

- ・ 指定都市の事業環境整備構想の作成に係る関係道府県への協議 (25 条 4 項) は、廃止する。

[国土交通省]

(21) 水害予防組合法 (明 41 法 50)

- ・ 水害予防組合の書記、技術員及びその他の常勤職員の中から組合の会計事務を掌る者を定める場合における都道府県知事の認可 (34 条 3 項) は、事後報告・届出・通知とする。
- ・ 水害予防組合の組合規約の設定改正等に係る都道府県知事の許可 (78 条) は、事後報告・届出・通知とする。

(22) 水防法 (昭 24 法 193)

- ・ 指定水防管理団体の水防計画の策定又は変更に係る都道府県知事への協議 (32 条 2 項) は、事

後報告・届出・通知とする。

(23) 道路法 (昭27法180)

- ・ 都道府県又は市町村が道路管理者である都道府県道又は市町村道について、橋の通行者又は渡船施設の利用者からの料金の徴収に係る国土交通大臣の許可(25条1項)は、事後報告・届出・通知とする。
- ・ 25条3項5号又は6号に掲げる事項を変更しようとする場合における国土交通大臣の許可(同条5項)及び同条3項1号又は7号に掲げる事項を変更しようとする場合(同項5号又は6号に掲げる事項を併せて変更しようとする場合を除く。)における国土交通大臣への協議(同条5項)は、事後報告・届出・通知とする。

(24) 道路整備特別措置法 (昭31法7)

- ・ 都道府県道又は市町村道の道路管理者が、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収する場合における国土交通大臣の許可(18条1項)は、事後報告・届出・通知とする。
- ・ 路線名及び工事の区間、料金又は料金の徴収期間(18条2項1号、5号又は6号)を変更しようとする場合における国土交通大臣の許可(同条4項)並びに工事方法及び工事予算(同条2項2号)を変更しようとする場合(同項1号、5号又は6号に掲げる事項を併せて変更しようとする場合を除く。)における国土交通大臣への協議(同条4項)は、事後報告・届出・通知とする。
- ・ 都道府県道又は市町村道の道路管理者が、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収する二以上の道路を一の道路として料金を徴収する場合における国土交通大臣の許可(19条1項)は、事後報告・届出・通知とする。
- ・ 料金又は料金の徴収期間(19条2項2号又は3号)を変更しようとする場合における国土交通大臣の許可(同条4項)は、事後報告・届出・通知とする。
- ・ 料金を徴収する道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとする場合における国土交通大臣への同意を要する協議(21条4項)は、事後報告・届出・通知とする。

(25) 空港法 (昭31法80)

- ・ 空港管理者の空港供用規程の策定又は変更に係る国土交通大臣の認可(12条2項)は、事後報告・届出・通知とする。また、空港供用規程の認可の基準の規程を、空港供用規程が本来満たすべき内容に係る規程に置き換えるとともに、地方管理空港以外の空港の空港管理者に対して是正措置を規定する。

(26) 地すべり等防止法 (昭33法30) (農林水産省と共管)

- ・ 市町村の関連事業計画の作成又は変更に係る都道府県知事への協議(24条3項)は、廃止する。

(27) 地方住宅供給公社法 (昭40法124)

- ・ 地方公共団体が地方住宅供給公社に出資しようとする場合における総務大臣への協議(4条3項)は、廃止する。
- ・ 地方住宅供給公社の設立団体の長が地方住宅供給公社の事業計画及び資金計画を承認しようとする場合における国土交通大臣への協議(27条2項)は、廃止する。

(28) 首都圏近郊緑地保全法(昭41法101)

- ・ 管理協定に管理協定区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項を定める場合における地方公共団体の都県知事(当該土地が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の長)への協議(8条4項)は、事前報告・届出・通知とする。
- ・ 都県の緑地保全計画の策定又は変更に係る国土交通大臣への同意を要する協議(15条2項)は、地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえて見直す。具体的な見直し措置の内容については、法改正までに結論を得る。

(29) 流通業務市街地の整備に関する法律(昭41法110)

- ・ 都道府県知事の基本方針の策定に係る主務大臣への協議(3条の2第6項)は、廃止する。

(30) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭42法103)

- ・ 関係府県知事の保全区域整備計画の策定に係る国土交通大臣への同意を要する協議(3条1項)に関し、当該計画の内容のうち、文化財の保存、緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に関連して必要とされる道路、公園その他の政令で定める施設の整備に関する事項(4条3号)に係る国土交通大臣への同意を要する協議は、事後報告・届出・通知とし、保全区域の整備の基本構想(同条1号)及び土地の利用に関する事項(同条2号)に係る国土交通大臣への同意を要する協議は、廃止する。
- ・ 管理協定に管理協定区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項を定める場合における地方公共団体の府県知事(当該土地が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の長)への協議(9条4項)は、事前報告・届出・通知とする。
- ・ 府県の緑地保全計画の策定又は変更に係る国土交通大臣への同意を要する協議(16条2項)は、地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえて見直す。具体的な見直し措置の内容については、法改正までに結論を得る。

(31) 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭42法110)

- ・ 地方公共団体が独立行政法人空港周辺整備機構に出資しようとする場合における総務大臣への協議(22条4項)は、廃止する。
- ・ 都道府県知事の空港周辺整備計画の策定に係る関係行政機関の長への協議(40条2項)は、廃止する。

(32) 都市再開発法(昭44法38)

- ・ 地方公共団体の特定建築者の決定に係る国土交通大臣又は都道府県知事の承認(99条の3第3項)は、廃止する。
- ・ 施設建築物及び施設建築敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項を定める管理規約の策定に係る地方公共団体の国土交通大臣又は都道府県知事への同意を要する協議(133条1項)は、廃止する。

(33) 筑波研究学園都市建設法 (昭45法73)

- ・ 茨城県知事の周辺開発地区整備計画の作成に係る国土交通大臣への協議(8条1項)に関し、当該計画の内容のうち、公共施設及び公益的施設の整備に関する事項(7条1項2号)及び農業の近代化のための施設の整備に関する事項(7条1項3号)に係る国土交通大臣への協議は、事後報告・届出・通知とし、人口の規模及び土地の利用に関する事項(7条1項1号)に係る国土交通大臣への協議は、廃止する。

(34) 地方道路公社法 (昭45法82)

- ・ 地方公共団体が地方道路公社に出資しようとする場合における総務大臣への協議(4条3項)は、廃止する。

(35) 日本下水道事業団法 (昭47法41)

- ・ 地方公共団体が日本下水道事業団に出資しようとする場合における総務大臣への協議(4条5項)は、廃止する。

(36) 新都市基盤整備法 (昭47法86)

- ・ 市町村の実施計画の策定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(49条1項)は、事後報告・届出・通知とする。

(37) 都市緑地法 (昭48法72)

- ・ 基本計画に特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項を定める場合における市町村の都道府県知事への同意を要する協議(4条6項)に関し、当該事項の内容のうち、土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項、管理協定に基づく緑地の管理に関する事項及びその他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項(同条2項3号ロ(2)から(4))に係る都道府県知事への同意を要する協議は、地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえて見直す。具体的な見直し措置の内容については、法改正までに結論を得る。
- ・ 首都圏近郊緑地保全区域及び近畿圏近郊緑地保全区域(緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く)により制限を受ける区域内の土地について締結する市民緑地契約に市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項を定める場合における地方公共団体の都道府県知事(当該土地が指定都市の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市の長)への協議(55条5項)は、事前報告・届出・通知とする。

(38) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 (昭50法67)

- ・ 施設住宅及びその敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項を定める管理規約の策定に係る市町村の都道府県知事への同意を要する協議(100条1項)は、廃止する。

(39) 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法 (昭53法26)

- ・ 都道府県知事の航空機騒音対策基本方針の策定に係る国土交通大臣への同意を要する協議(3条6項)に関し、当該方針の内容のうち、航空機の騒音により生ずる障害の防止のために必要な施設、生活環境施設、産業基盤施設その他の施設であつて政令で定めるものの整備に関する基本

的事項（同条2項3号）に係る国土交通大臣への同意を要する協議は、事後報告・届出・通知とする。

（40）幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭55法34）

- ・ 指定都市、中核市又は特例市が沿道整備権利移転等促進計画を定めようとする場合において、幹線道路の沿道の整備に関する法律2条2号に規定する土地の全部又は一部が市街化調整区域内にあり、かつ、権利の移転等が行われた後において、都市計画法29条1項又は同法43条1項の規定による許可を要する行為が行われることとなるときの当該沿道整備権利移転等促進計画についての都道府県知事への同意を要する協議（10条の2第4項）は廃止する。

（41）広域臨海環境整備センター法（昭56法76）（環境省と共管）

- ・ その区域の全部又は一部が広域処理対象区域内にある地方公共団体又は広域処理場整備対象港湾の港湾管理者が広域臨海環境整備センターに出資しようとする場合における総務大臣への協議（5条2項）は、廃止する。

（42）地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平4法88）（総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省と共管）

- ・ 都道府県の基本計画の策定又は変更に係る主務大臣への協議（4条4項）は、地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえて見直す。具体的な見直し措置の内容については、法改正までに結論を得る。

（43）建築物の耐震改修の促進に関する法律（平7法123）

- ・ 都道府県が都道府県耐震改修促進計画に地方住宅供給公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとする場合における当該地方住宅供給公社の設立団体の長の同意（5条4項）は、廃止する。

（44）密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平9法49）

- ・ 延焼等危険建築物を除却すべきことの勧告をしようとする場合における市町村長の関係都道府県知事への協議及び都道府県知事の関係市町村長への協議（13条2項）は、廃止する。
- ・ 地方公共団体の特定建築者の決定に係る国土交通大臣又は都道府県知事の承認（236条3項）は、廃止する。
- ・ 地方公共団体の防災施設建築物及び防災施設建築敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項を定める管理規約の策定に係る国土交通大臣又は都道府県知事への同意を要する協議（277条1項）は、廃止する。
- ・ 建築主事を置かない市町村の市町村長がその他避難経路の整備又は管理に関する事項に建築物に係る事項を定めた避難経路協定を認可する場合における都道府県知事への同意を要する協議（291条2項）は、廃止する。

(45) 中心市街地の活性化に関する法律(平10法92)(内閣官房、内閣府、総務省、農林水産省、経済産業省と共管)

- ・ 市町村が基本計画に地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項を定めようとする場合における当該地方住宅供給公社の設立団体の長の同意(9条5項)は、廃止する。

(46) マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平14法78)

- ・ 市町村長のマンションの建替えに関する勧告に係る都道府県知事への協議(102条3項)は、廃止する。

(47) 景観法(平16法110)

- ・ 市の準景観地区の指定に係る都道府県知事への同意を要する協議(74条4項)は、同意を要しない協議とする。
- ・ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準を定めた景観協定を建築主事を置かない市町村である景観行政団体の長が認可しようとする場合における都道府県知事への同意を要する協議(83条2項)は、同意を要しない協議とする。

(48) 都市鉄道等利便増進法(平17法41)

- ・ 都道府県の交通結節機能高度化構想の作成又は変更(12条1項、4項)に係る国土交通大臣の関与のあり方及び関与の範囲について、地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえて見直す。具体的な見直し措置の内容については、法改正までに結論を得る。

(49) 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平17法79)

- ・ 市の地域住宅計画に特定優良賃貸住宅の整備に関する事業に関する事項を記載する場合における都道府県知事への同意を要する協議(6条5項)は、廃止する。

(50) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平18法91)

- ・ 市町村が国道に係る道路特定事業を実施しようとする場合における主務大臣の認可(32条3項)は、同意を要する協議とする。
- ・ 建築主事を置かない市町村の市町村長の移動等円滑化経路協定の認可に係る都道府県知事への同意を要する協議(43条2項)は、廃止する。

なお、平成26年3月31日限り失効することとされている奄美群島振興開発特別措置法(昭29法189)については、この法律の失効後仮に法的措置がなされる場合には、地方分権改革推進委員会の第3次勧告に沿って義務付け・枠付けを見直す。

〔環境省〕

(51) 温泉法 (昭23法125)

- ・ 都道府県知事が、温泉を工業用に利用する目的で土地を掘削する者に対して許可を行う場合及び工業用に利用する目的で温泉を採取する者に対して温泉の採取の制限を命ずる場合における経済産業局長への協議 (3条3項及び12条2項) は、廃止する。

(52) 自然公園法 (昭32法161)

- ・ 地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体の国立公園に関する公園事業の一部を執行する場合における環境大臣への同意を要する協議 (10条2項) は、同意を要しない協議とする。
- ・ 都道府県以外の地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体の国立公園に関する公園事業の一部を執行する場合における都道府県知事への同意を要する協議 (16条2項) は、同意を要しない協議とする。
- ・ 国立公園内の特別地域、特別保護地区及び海域公園地区において国立公園の風致、景観に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為について都道府県知事が許可を行う場合における環境大臣への同意を要する協議 (20条5項、21条5項、22条5項) は、同意を要しない協議とする。
- ・ 国立公園内において国立公園の風致又は景観に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に係る協議を都道府県知事が受けた場合における環境大臣への同意を要する協議 (68条2項) は同意を要しない協議とする。

(53) 自然環境保全法 (昭47法85)

- ・ 地方公共団体が原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行する場合における環境大臣への同意を要する協議 (16条2項及び24条2項) は、同意を要しない協議とする。
- ・ 地方公共団体が原生自然環境保全地域 (立入制限地区を含む。) 内において許可を要する行為をしようとする場合における環境大臣への同意を要する協議 (21条1項) は、同意を要しない協議とする。

(54) 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭48法110)

- ・ 関係府県知事の瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画の策定に係る環境大臣への同意を要する協議 (4条2項) は、同意を要しない協議とする。

(55) 湖沼水質保全特別措置法 (昭59法61)

- ・ 都道府県知事の湖沼水質保全計画の策定に係る環境大臣への同意を要する協議 (4条5項) は、同意を要しない協議とする。

(56) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平4法75)

- ・ 地方公共団体が学術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める目的で環境大臣の許可の対象となる国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等を行う場合における環境大臣への同

意を要する協議（54条2項）は、同意を要しない協議とする。

（57）環境基本法（平5法91）

- ・ 関係都道府県知事の公害防止計画の作成に係る環境大臣への同意を要する協議（17条3項）に関し、当該計画の内容のうち、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による財政上の特例措置に係る部分（公害防止対策事業に係る国の負担又は補助の割合の特例等（同法3条）、公害の防止のための事業に係る地方債（同法4条）又は元利償還金の基準財政需要額への算入（同法5条））以外の部分に係る環境大臣への同意を要する協議は、廃止する。

（58）鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平14法88）

- ・ 地方公共団体が国指定鳥獣保護区において保全事業の一部を行う場合における環境大臣への同意を要する協議（28条の2第3項）は、同意を要しない協議とする。
- ・ 都道府県以外の地方公共団体の都道府県指定鳥獣保護区における保全事業の一部を行う場合における都道府県知事への同意を要する協議（28条の2第4項）は、同意を要しない協議とする。

3 計画等の策定及びその手続の見直し

〔内閣官房〕

(1) 構造改革特別区域法（平14法189）

- 地方公共団体の構造改革特別区域計画の作成に係る内閣総理大臣の認定（4条1項）又は認定構造改革特別区域計画の変更に係る内閣総理大臣の認定（6条1項）に関し、当該計画の内容のうち、構造改革特別区域の名称及び特性、構造改革特別区域計画の意義及び目標、構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果並びに構造改革特別区域計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項（4条2項1号（ただし、構造改革特別区域の範囲を除く。）、2号、3号及び6号）に係る内閣総理大臣の認定は、廃止する。
- 構造改革特別区域計画の内容のうち、構造改革特別区域の名称及び特性、構造改革特別区域計画の意義及び目標、構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果並びに構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項に係る規定（4条2項1号（ただし、構造改革特別区域の範囲を除く。）、2号、3号及び6号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- 協力地方公共団体の公私協力基本計画の内容のうち、教育目標に関する事項並びにその他公私協力学校の設置及び運営に関する重要事項として文部科学省令で定めるものに係る規定（20条4項1号及び6号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(2) 地域再生法（平17法24）（内閣府、財務省、農林水産省、国土交通省、環境省と共管）

- 地方公共団体の地域再生計画の策定に係る内閣総理大臣の認定（5条1項）又は認定地域再生計画の変更に係る内閣総理大臣の認定（7条1項）に関し、当該計画の内容のうち、地域再生計画の目標、内閣府令で定める事項及び地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項（5条2項2号、5号及び6号）に係る内閣総理大臣の認定は、廃止する。
- 地域再生計画の内容のうち、地域再生計画の目標、内閣府令で定める事項及び地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項に係る規定（5条2項2号、5号及び6号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

〔内閣府〕

(3) 災害対策基本法（昭36法223）（総務省と共管）

- 都道府県地域防災計画の内容のうち、都道府県の地域に係る防災に関し都道府県防災会議が必要と認める事項に係る規定（40条2項4号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。また、都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防並びに災害復旧に関する事項別の計画に係る規定（同項2号（ただし、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策を除く。））についても、地方分権改革推進委員会の第3次勧告に沿って見直すよう努め、法改正までに結論を得る。
- 市町村地域防災計画の内容のうち、市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認

める事項に係る規定(42条2項4号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。また、市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防並びに災害復旧に関する事項別の計画に係る規定(同項2号(ただし、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策を除く。))についても、地方分権改革推進委員会の第3次勧告に沿って見直すよう努め、法改正までに結論を得る。

(4) 交通安全対策基本法(昭45法110)

- ・ 市町村交通安全計画の作成義務に係る規定(26条1項)は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 市町村交通安全計画の内容に係る規定(26条3項)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村交通安全計画の要旨の公表に係る規定(26条5項)は、努力・配慮義務化する。
- ・ 市町村交通安全実施計画の作成義務に係る規定(26条4項)は、「できる」規定化又は努力義務化する。

(5) 活動火山対策特別措置法(昭48法61)(農林水産省と共管)

- ・ 関係都道府県の避難施設緊急整備計画の内容のうち、政令で定める事項に係る規定(4条5号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県の防災営農施設整備計画の作成義務に係る規定(8条1項)は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 都道府県の防災林業経営施設整備計画の作成義務に係る規定(8条2項)は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 都道府県の防災漁業経営施設整備計画の作成義務に係る規定(8条3項)は、「できる」規定化又は努力義務化する。

(6) 大規模地震対策特別措置法(昭53法73)(総務省と共管)

- ・ 地震防災強化計画の策定義務に係る規定(6条1項(ただし、地震防災応急対策に係る措置に関する事項に係る部分を除く。))は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 地震防災強化計画の内容のうち、大規模な地震に係る防災訓練に関する事項その他当該大規模な地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるものに係る規定(6条1項3号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(7) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭55法63)

- ・ 地震対策緊急整備事業計画の作成義務に係る規定(2条1項)は、「できる」規定化する。
[措置済み(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(平22法12))]

(8) 地震防災対策特別措置法(平7法111)(文部科学省と共管)

- ・ 都道府県の地震防災緊急事業五箇年計画の内容のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等であつて政令で定めるものに係る規定(3条1項20号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(9) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平11法117)

- ・ 地方公共団体の長である公共施設等の管理者等の特定事業の実施に関する方針の策定義務に係る規定(5条1項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 地方公共団体の長である公共施設等の管理者等の特定事業の実施に関する方針の内容のうち、その他特定事業の実施に関し必要な事項に係る規定(5条2項8号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 地方公共団体の長である公共施設等の管理者等の特定事業の実施に関する方針の公表に係る規定(5条3項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(10) 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平14法92)(総務省と共管)

- ・ 東南海・南海地震防災対策推進計画の策定義務に係る規定(6条1項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 東南海・南海地震防災対策推進計画の内容のうち、東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、東南海・南海地震に係る防災訓練に関する事項その他東南海・南海地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるものに係る規定(6条1項2号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(11) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(総務省と共管)(平16法27)

- ・ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の策定義務に係る規定(6条1項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の内容のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるものに係る規定(6条1項2号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(12) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平18法51)

- ・ 地方公共団体の官民競争入札又は民間競争入札の実施に関する方針の作成義務に係る規定(8条1項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 官民競争入札又は民間競争入札の実施に関する方針の内容のうち、競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項並びに競争の導入による公共サービスの改革の実施に関し必要な事項に係る規定(8条2項1号及び4号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

- ・ 官民競争入札又は民間競争入札の実施に関する方針を作成する場合における民間事業者の意見の聴取に係る規定（8条3項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 地方公共団体が実施している特定公共サービスの内容その他の参考となる情報の公表に係る規定（8条4項）は、廃止又は努力・配慮義務化し、当該公表の方法に係る規定（同項）は、廃止又は例示化する。
- ・ 官民競争入札又は民間競争入札の実施に関する方針の公表に係る規定（8条5項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 地方公共団体の官民競争入札実施要項の策定義務に係る規定（16条1項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 官民競争入札実施要項の内容に係る規定（16条2項から4項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 地方公共団体の民間競争入札実施要項の策定義務に係る規定（18条1項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 民間競争入札実施要項の内容に係る規定（18条2項から4項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

なお、平成24年3月31日限り失効することとされている沖縄振興特別措置法（平14法14）及び沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平7法102）については、これらの法律の失効後仮に法的措置がなされる場合には、地方分権改革推進委員会の第3次勧告に沿って義務付け・枠付けを見直す。

〔警察庁〕

（13）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平18法91）

- ・ 都道府県公安委員会の交通安全特定事業計画の公表に係る規定（36条5項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

〔厚生労働省〕

（14）地域保健法（昭22法101）

- ・ 都道府県の人材確保支援計画の内容のうち、特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上の基本的方針に関する事項及び特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上に関し都道府県が必要と認める事項に係る規定（21条2項2号及び4号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（15）児童福祉法（昭22法164）

- ・ 都道府県の児童委員の研修に関する計画の作成義務に係る規定（18条の2）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 特定市町村の市町村保育計画及び特定都道府県の都道府県保育計画の公表に係る規定（56条の8第3項及び56条の9第3項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

- ・ 特定市町村の市町村保育計画及び特定都道府県の都道府県保育計画の実施の状況の公表に係る規定（56条の8第4項及び56条の9第5項）は、廃止又は努力・配慮義務化し、当該公表の方法に係る規定（同項）は、廃止又は例示化する。

（16）民生委員法（昭23法198）

- ・ 都道府県の民生委員の指導訓練に関する計画の樹立義務に係る規定（18条）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

（17）社会福祉法（昭26法45）

- ・ 都道府県並びに指定都市及び中核市の長が指導監督を行うために必要な計画の樹立義務に係る規定（20条）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 市町村地域福祉計画を策定又は変更する場合における住民の意見を反映させるために必要な措置に係る規定（107条）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 都道府県地域福祉支援計画を策定又は変更する場合における公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置に係る規定（108条）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の公表に係る規定（107条、108条）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（18）安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭31法160）

- ・ 都道府県献血推進計画の公表に係る規定（10条5項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（19）国民健康保険法（昭33法192）

- ・ 指定市町村の国民健康保険事業の運営の安定化に関する計画の策定義務に係る規定（68条の2第3項）は、廃止する。

[措置済み(医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成22法35))]

（20）老人福祉法（昭38法133）

- ・ 市町村老人福祉計画の内容のうち、老人福祉事業の量の確保のための方策及びその他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項に係る規定（20条の8第2項2号及び3号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村老人福祉計画を策定する場合における勘案すべき事情に係る規定（20条の8第5項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村老人福祉計画を策定又は変更する場合における都道府県の意見の聴取に係る規定（20条の8第8項）に関し、当該計画の内容のうち、老人福祉事業の量の確保のための方策及び供給体制の確保に関し必要な事項（同条2項2号及び3号）に係る都道府県の意見の聴取は、廃止する。
- ・ 都道府県老人福祉計画の内容のうち、老人福祉施設の整備及び老人福祉施設相互間の連携のために講ずる措置に関する事項、老人福祉事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項並びにその他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項に係る規定（20

条の9第2項2号から4号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(21) 母子及び寡婦福祉法(昭39法129)

- ・ 都道府県等の母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定又は変更する場合における母子福祉団体以外の関係者の意見を反映させるために必要な措置に係る規定(12条1項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 母子家庭及び寡婦自立促進計画の公表に係る規定(12条1項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(22) 職業能力開発促進法(昭44法64)

- ・ 都道府県職業能力開発計画の策定義務に係る規定(7条1項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 都道府県職業能力開発計画の案を作成する場合における事業主及び労働者以外の関係者の意見を反映させるために必要な措置に係る規定(7条2項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 都道府県職業能力開発計画の内容に係る規定(7条3項により準用する5条2項)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県職業能力開発計画の公表に係る規定(7条3項により準用する5条6項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(23) 勤労青少年福祉法(昭45法98)

- ・ 都道府県勤労青少年福祉事業計画の内容に係る規定(7条3項により準用する6条2項)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県勤労青少年福祉事業計画の概要の公表に係る規定(7条3項により準用する6条5項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(24) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80)

- ・ 都道府県医療費適正化計画の内容のうち、住民の健康の保持の推進に係る目標に関する事項、医療の効率的な提供に係る目標に関する事項、目標達成のために都道府県が取り組むべき施策に関する事項、目標達成のための保険者、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項並びに当該都道府県における医療に要する費用の調査及び分析に関する事項並びに計画の達成状況の評価に関する事項並びに医療費適正化の推進のために都道府県が必要と認める事項に係る規定(9条2項1号から5号、7号及び8号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県医療費適正化計画の公表に係る規定(9条5項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(25) 地域雇用開発促進法(昭62法23)

- ・ 都道府県の地域雇用開発計画の内容のうち、雇用開発促進地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項及び雇用開発促進地域の地域雇用開発の目標に関する事項に係る規定(5条2項2号及び3号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村又は都道府県の地域雇用創造計画の内容のうち、自発雇用創造地域における労働力の需

給状況その他雇用の動向に関する事項、自発雇用創造地域の地域雇用開発の目標に関する事項及び地域雇用創造協議会に関する事項に係る規定（6条2項2号、3号及び5号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

- ・ 市区町村の長（特別区の区長を含む。）又は都道府県知事が地域雇用創造計画の案を作成する場合における地域雇用創造協議会の議を経る義務に係る規定（6条3項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 市区町村の長が地域雇用創造計画の案を作成する場合における関係都道府県知事の意見の聴取（6条4項）は、廃止する。

（26）地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平元法64）

- ・ 市町村整備計画の内容のうち、日常生活圏域ごとの当該区域又は当該市町村の区域における公的介護施設等の整備に関する目標、目標を達成するために日常生活圏域又は当該市町村の区域において実施する必要があるものとして厚生労働省令で定める事業及びその他厚生労働省令で定める事項に係る規定（4条2項1号（計画期間に係る部分を除く。）、2号ハ及び3号）は、廃止、例示化又は、目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村整備計画の公表に係る規定（4条4項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（27）水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平6法8）

- ・ 都道府県計画の内容のうち、地域水道原水水質保全事業の実施に際し配慮すべき重要事項に係る規定（5条4項5号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県計画の公表に係る規定（5条8項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（28）林業労働力の確保の促進に関する法律（平8法45）（農林水産省と共管）

- ・ 都道府県の林業労働力の確保の促進に関する基本計画の内容のうち、林業における経営及び雇用の動向に関する事項、林業労働力の確保の促進に関する方針並びにその他林業労働力の確保の促進に関する事項に係る規定（4条2項1号、2号及び5号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（29）介護保険法（平9法123）

- ・ 市町村介護保険事業計画の内容のうち、各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策、各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策、指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項、指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項並びにその他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項に係る規定（117条2項1号、2号（量の見込みに係る部分を除く。）、3号から5号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

- ・ 市町村介護保険事業計画を策定又は変更する場合における都道府県の意見の聴取に係る規定（117条7項）に関し、当該計画の内容のうち、各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策、各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策、指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項、指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項並びにその他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項（同条2項1号、2号（量の見込みに係る部分を除く。）、3号から5号）に係る都道府県の意見の聴取は、廃止する。
- ・ 都道府県介護保険事業支援計画の内容のうち、介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項、介護サービス情報の公表に関する事項、介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項、介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項並びにその他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するために都道府県が必要と認める事項に係る規定（118条第2項2号から6号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（30）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平10法114）

- ・ 都道府県の予防計画の内容のうち、感染症に関する研究の推進、人材の養成、知識の普及その他地域の実情に即した感染症の予防のための施策に関する重要事項に係る規定（10条2項4号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 予防計画の公表に係る規定（10条5項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（31）健康増進法（平14法103）

- ・ 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の公表に係る規定（8条3項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（32）次世代育成支援対策推進法（平15法120）

- ・ 市町村行動計画及び都道府県行動計画の公表に係る規定（8条5項及び9条5項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 市町村行動計画及び都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況の公表に係る規定（8条6項及び9条6項）は、廃止又は努力・配慮義務化し、当該公表の方法に係る規定（同項）は、廃止又は例示化する。

（33）障害者自立支援法（平17法123）

- ・ 市町村障害福祉計画の内容のうち、各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の

種類ごとの必要な見込量の確保のための方策、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項及びその他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項に係る規定（88条2項2号から4号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

- ・ 市町村障害福祉計画を策定又は変更する場合における住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる義務に係る規定（88条5項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 市町村障害福祉計画を策定又は変更する場合における都道府県の意見の聴取に係る規定（88条7項）に関し、当該計画の内容のうち、各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項並びにその他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項（同条2項2号から4号）に係る都道府県の意見の聴取は、廃止する。
- ・ 都道府県障害福祉計画の内容のうち、都道府県が定める区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策及び指定障害福祉サービス又は指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項、指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項並びにその他障害福祉サービス、相談支援及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項に係る規定（89条2項2号、3号及び5号から7号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（34）がん対策基本法（平18法98）

- ・ 都道府県がん対策推進計画の公表に係る規定（11条3項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 都道府県がん対策推進計画に関し、少なくとも5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときにこれを変更する義務に係る規定（11条4項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

（35）救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平19法103）

- ・ 都道府県が医療計画に救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定める場合の当該医療計画の内容のうち、都道府県において達成すべき救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に係る目標に関する事項及び関係者の連携に関する事項に係る規定（5条1項1号及び3号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

〔農林水産省〕

（36）競馬法（昭23法158）

- ・ 都道府県又は指定市町村の競馬活性化計画の内容のうち、競馬活性化計画の目標及びその他農林水産省令で定める事項に係る規定（23条の7第2項1号及び7号）は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（37）農業改良助長法（昭23法165）

- ・ 都道府県の実施方針の内容のうち、その他協同農業普及事業の実施に関する事項（7条6項5

号)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(38) 森林病害虫等防除法 (昭25法53)

- ・ 都道府県の樹種転換促進指針の公表に係る規定(7条の6第4項)は、努力・配慮義務化する。
- ・ 市町村の地区実施計画の内容に係る規定(7条の10第2項)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(39) 漁港漁場整備法 (昭25法137)

- ・ 地方公共団体が特定漁港漁場整備事業計画を策定する場合における案の縦覧の期間に係る規定(17条4項)は、例示化する。

(40) 家畜改良増殖法 (昭25法209)

- ・ 都道府県の家畜改良増殖計画の内容のうち、その他家畜の改良増殖を図るために必要な事項(3条の3第2項9号)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 家畜改良増殖計画の公表に係る規定(3条の3第4項)は、努力・配慮義務化する。

(41) 森林法 (昭26法249)

- ・ 都道府県の地域森林計画の内容のうち、その他必要な事項に係る規定(5条2項8号、39条の4第1項3号)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 地域森林計画を策定又は変更する場合における案の縦覧の期間に係る規定(6条1項)は、例示化する。
- ・ 市町村森林整備計画の内容のうち、林業に従事する者の養成及び確保に関する事項、森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項、林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項及びその他森林の整備のために必要な事項(10条の5第2項8号、9号、11号及び12号)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村森林整備計画を策定する場合における当該計画に係る案の関係森林管理局長からの意見の聴取(10条の5第6項)は、努力義務化する。

(42) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 (昭29法182)

- ・ 都道府県計画の内容のうち、酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針並びにその他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項(2条の3第2項1号及び7号)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県計画の公表に係る規定(2条の3第5項)は、努力・配慮義務化する。
- ・ 市町村計画の内容のうち、酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針並びにその他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項に係る規定(2条の4第2項1号及び7号)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(43) 果樹農業振興特別措置法 (昭36法15)

- ・ 都道府県の果樹農業振興計画の内容のうち、果樹農業の振興に関する方針、土地改良その他生産基盤の整備に関する事項、果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関

する事項、果実の加工の合理化に関する事項及びその他必要な事項（2条の3第2項1号、4号から7号）は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

- ・ 果樹農業振興計画の内容に係る規定（2条の3第3項）は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（44）山村振興法（昭40法64）（総務省、国土交通省と共管）

- ・ 都道府県の山村振興基本方針の策定義務に係る規定（7条の2第1項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 山村振興基本方針の内容に係る規定（7条の2第2項）は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の山村振興計画の策定義務に係る規定（8条1項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。

（45）野菜生産出荷安定法（昭41法103）

- ・ 野菜指定産地の区域を管轄する都道府県の生産出荷近代化計画の概要の公表に係る規定（8条1項）は、努力義務化する。
- ・ 生産出荷近代化計画の内容のうち、土地改良、作付地の集団化、農作業の機械化その他生産の近代化に関する事項及び集荷、選別、保管又は輸送の共同化、規格の統一その他出荷の近代化に関する事項（8条2項2号及び3号）は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 生産出荷近代化計画の変更の概要の公表に係る規定（9条1項）は、努力・配慮義務化する。

（46）農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58）

- ・ 都道府県の農業振興地域整備基本方針の公表に係る規定（4条7項）は、努力・配慮義務化する。
- ・ 市町村が農業振興地域整備計画を策定する場合における案の縦覧の期間に係る規定（11条1項）は、例示化する。

（47）海洋水産資源開発促進法（昭46法60）

- ・ 都道府県の沿岸水産資源開発計画の策定義務に係る規定（7条1項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。

（48）農村地域工業等導入促進法（昭46法112）（厚生労働省、経済産業省、国土交通省と共管）

- ・ 都道府県の農村地域工業等導入基本計画の内容のうち、農村地域に導入される工業等への農業従事者の就業の目標、農村地域への工業等の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標及びその他必要な事項（4条2項2号、3号及び9号）は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県又は市町村の農村地域工業等導入実施計画の内容のうち、導入される工業等への農業従事者の就業の目標、工業等の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標及びその他必要な事項（5条3項3号、4号及び10号）は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 農村地域工業等導入実施計画の概要の公表に係る規定（5条9項）は、努力・配慮義務化する。

(49) 沿岸漁場整備開発法 (昭49法49)

- ・ 都道府県の基本計画の内容のうち、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項、その種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類に属する水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項、その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項(7条の2第2項5号から7号)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 基本計画の公表に係る規定(7条の2第6項)は、努力・配慮義務化する。

(50) 地力増進法 (昭59法34)

- ・ 都道府県の地力増進対策指針の策定義務に係る規定(6条1項)は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 地力増進対策指針の内容に係る規定(6条2項)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 地力増進対策指針を策定する場合における関係市町村及び関係農業者の組織する団体の意見の聴取に係る規定(6条3項)は、努力義務化する。
- ・ 地力増進対策指針の公表に係る規定(6条4項)は、努力・配慮義務化する。

(51) 集落地域整備法 (昭62法63) (国土交通省と共管)

- ・ 都道府県の集落地域整備基本方針の策定義務に係る規定(4条1項)は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 集落地域整備基本方針の内容のうち、集落地域の整備又は保全の目標、集落地域における土地利用に関する基本的事項、集落地域における農用地及び農業用施設等の整備その他良好な営農条件の確保に関する基本的事項、集落地域における公共施設の整備及び良好な居住環境の整備に関する基本的事項並びにその他必要な事項(4条2項2号から6号)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 集落地域整備基本方針の公表に係る規定(4条7項)は、努力・配慮義務化する。
- ・ 市町村の集落農業振興地域整備計画の内容のうち、当該計画の区域内における土地の農業上の効率的な利用に関する事項及び同区域内における農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第2号、第4号及び第6号に掲げる事項に係る規定(7条2項2号及び3号)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(52) 市民農園整備促進法 (平2法44) (国土交通省と共管)

- ・ 都道府県の基本方針の策定義務に係る規定(3条1項)は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 基本方針の内容のうち、市民農園の整備の基本的な方向及びその他必要な事項に係る規定(3条2項1号及び5号)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 基本方針の変更に係る規定(3条5項)は、「できる」規定化又は努力義務化する。

(53) 獣医療法 (平4法46) (財務省と共管)

- ・ 都道府県計画の内容のうち、獣医師の確保に関する目標、相互の機能及び業務の連携を行う施

設の内容及びその方針、診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項並びにその他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項に係る規定(11条2項2号、4号から6号)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(54) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平5法72)(総務省、経済産業省、国土交通省と共管)

- ・ 特定農山村地域である市町村の農林業等活性化基盤整備計画の内容のうち、農林業その他の事業の活性化の目標及びその他主務省令で定める事項に係る規定(4条2項1号及び4号)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 農林業等活性化基盤整備計画における農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項(4条2項2号)のうち農林地所有権移転等促進事業に係る事項について、農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針及びその他農林水産省令で定める事項に係る規定(同条3項1号及び4号)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(55) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平6法46)

- ・ 都道府県の基本方針の策定義務に係る規定(4条1項)は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 基本方針の内容のうち、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項、整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項、整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項及びその他必要な事項(4条2項1号、3号から5号)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 基本方針の公表に係る規定(4条5項)は、努力・配慮義務化する。
- ・ 基本方針の変更に係る規定(4条6項)は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 市町村計画の内容のうち、整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針、整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項、整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項及びその他必要な事項(5条2項2号から5号)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(56) 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平7法2)

- ・ 都道府県の就農促進方針の策定義務に係る規定(3条1項)は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 就農促進方針の内容のうち、青年等の就農促進に関する基本的な方向に係る規定(3条2項1号)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 就農促進方針の変更に係る規定(3条3項)は、「できる」規定化又は努力義務化する。

(57) 優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平10法41)(国土交通省と共管)

- ・ 市町村の基本方針の内容のうち、優良田園住宅の建設の促進に関する基本的な方向、自然環境の保全との調和、農林漁業の健全な発展との調和その他優良田園住宅の建設の促進に際し配慮すべき事項及びその他必要な事項に係る規定(3条2項1号、4号及び5号)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(58) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 (平11法110)

- ・ 都道府県の導入指針の策定義務に係る規定(3条1項)は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 導入指針の内容のうち、その他必要な事項に係る規定(3条2項3号)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 導入指針の変更に係る規定(3条3項)は、「できる」規定化又は努力義務化する。

(59) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (平11法112)

- ・ 都道府県計画の内容のうち、家畜排せつ物の利用の目標、家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の研修の実施その他の技術の向上に関する事項及びその他家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項に係る規定(8条2項1号、3号及び4号)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(60) 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律 (平14法120) (環境省と共管)

- ・ 関係県の県計画の公表に係る規定(5条7項)は、努力・配慮義務化する。

(61) 有機農業の推進に関する法律 (平18法112)

- ・ 都道府県の推進計画の公表に係る規定(7条2項)は、努力・配慮義務化する。

(62) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 (平19法48)

- ・ 都道府県又は市町村の活性化計画の内容のうち、活性化計画の目標、当該目標を達成するために必要な事業及び当該事業と一体となって効果を増大させるために必要な事業又は事務に関する事項に係る他の地方公共団体との連携に関する事項並びにその他農林水産省令で定める事項に係る規定(5条2項2号、5号及び7号)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 活性化計画の公表に係る規定(5条10項)は、努力・配慮義務化する。

[経済産業省]

(63) 発電用施設周辺地域整備法 (昭49法78) (文部科学省と共管)

- ・ 都道府県の利便性向上等事業計画の内容のうち、主務省令で定める事項に係る規定(10条2項)は廃止する。

(64) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 (平11法18)

- ・ 都道府県等の事業環境整備構想の内容のうち、地域産業資源を活用して行う事業環境の整備の意義に関する事項に係る規定(25条2項1号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県の事業環境整備構想の作成に係る関係市町村への協議(25条3項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

〔国土交通省〕

(65) 水防法 (昭24法193)

- ・ 都道府県の水防計画の要旨の公表に係る規定(7条4項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 指定水防管理団体の水防計画の要旨の公表に係る規定(32条3項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(66) 公営住宅法 (昭26法193)

- ・ 地方公共団体の公営住宅建替事業に関する計画の内容のうち、事業を施行する土地の面積、事業により新たに整備すべき公営住宅の構造及び国土交通省令で定める事項に係る規定(37条2項1号、3号及び5号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(67) 離島振興法 (昭28法72) (総務省、農林水産省と共管)

- ・ 関係都道府県の離島振興計画の策定義務に係る規定(4条1項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 離島振興計画の内容のうち、離島の振興の基本的方針に関する事項及び離島の振興に関し必要な事項に係る規定(4条2項1号及び11号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(68) 土地区画整理法 (昭29法119)

- ・ 都道府県又は市町村が施行する土地区画整理事業の換地計画の内容のうち、国土交通省令で定める事項に係る規定(87条1項5号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(69) 駐車場法 (昭32法106)

- ・ 市町村の駐車場整備計画の策定義務に係る規定(4条1項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 駐車場整備計画の内容のうち、路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する基本方針、路上駐車場及び路外駐車場の整備の目標年次及び目標量、目標量を達成するために必要な路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する施策、地方公共団体の設置する路上駐車場で駐車場整備地区内にある路外駐車場によつては満たされない自動車の駐車需要に応ずるため必要なものの配置及び規模並びに設置主体並びに主要な路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要に係る規定(4条2項1号から5号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 駐車場整備計画の公表に係る規定(4条4項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(70) 地すべり等防止法 (昭33法30) (農林水産省と共管)

- ・ 市町村の関連事業計画の公表に係る規定(24条4項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(71) 踏切道改良促進法 (昭36法195)

- ・ 鉄道事業者及び都道府県又は市町村である道路管理者の立体交差化計画、構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画の作成義務に係る規定(4条1項)は、廃止、「できる」規定化又

は努力義務化する。

(72) 豪雪地帯対策特別措置法 (昭37法73)

- ・ 道府県豪雪地帯対策基本計画の内容のうち、豪雪地帯の振興に関する基本的な事項及び豪雪地帯対策に関し必要な事項に係る規定(6条2項1号及び8号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(73) 共同溝の整備等に関する特別措置法 (昭38法81)

- ・ 都道府県又は市町村である道路管理者の共同溝整備計画の内容のうち、位置及び名称並びに構造に係る規定(6条2項1号及び2号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 共同溝の占用予定者の意見書に係る意見を採用すべきであると認める場合における都道府県又は市町村である道路管理者の共同溝整備計画の修正義務に係る規定(7条2項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 共同溝の占用予定者による占用の申請の取下げにより共同溝整備計画の変更を必要とする場合における都道府県又は市町村である道路管理者の共同溝整備計画の変更に係る計画修正義務に係る規定(7条3項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する(同条2項に規定する計画修正義務を対象とする)。

(74) 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律 (昭39法145)

- ・ 関係府県の近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画の策定義務に係る規定(3条1項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画の大綱の内容のうち、人口の規模及び労働力の需給に関する事項、産業の業種、規模等に関する事項及び土地の利用に関する事項に係る規定(4条1項1号から3号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(75) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 (昭41法1)

- ・ 府県の特別保存地区である旨を表示する標識の設置に係る規定(6条2項)は、廃止又は例示化する。

(76) 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律 (昭41法45) (警察庁と共管)

- ・ 都道府県公安委員会及び都道府県又は市町村である道路管理者の特定交通安全施設等整備事業の実施計画の作成義務に係る規定(4条1項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

(77) 流通業務市街地の整備に関する法律 (昭41法110)

- ・ 都道府県の基本方針の策定義務に係る規定(3条の2第1項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 基本方針の内容に係る規定(3条の2第2項及び3項)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 基本方針の公表に係る規定(3条の2第9項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(78) 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭42法102）

- ・ 関係県の都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画又は保全区域整備計画の策定義務に係る規定（3条1項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画又は保全区域整備計画の公表に係る規定（3条3項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 都市整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画の大綱の内容のうち、都市整備区域又は都市開発区域の整備及び開発の基本構想、人口の規模及び労働力の需給に関する事項、産業の業種、規模等に関する事項並びに土地の利用に関する事項に係る規定（4条1号から4号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 保全区域整備計画の大綱の内容のうち、保全区域の整備の基本構想及び土地の利用に関する事項に係る規定（5条1号及び2号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(79) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭42法103）

- ・ 関係府県の保全区域整備計画の策定義務に係る規定（3条1項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 保全区域整備計画の公表に係る規定（3条3項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 保全区域整備計画の大綱の内容のうち、保全区域の整備の基本構想及び土地の利用に関する事項に係る規定（4条1項1号及び2号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(80) 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭42法110）

- ・ 都道府県の空港周辺整備計画の内容に係る規定（9条の3第2項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(81) 都市計画法（昭43法100）

- ・ 都道府県の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の内容のうち、都市計画の目標、土地利用並びに都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針に係る規定（6条の2第2項1号から3号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県の都市再開発方針等に関する都市計画の策定義務に係る規定（7条の2第1項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 都道府県又は市町村の都市計画区域及び準都市計画区域についての地域地区に関する都市計画の策定義務に係る規定（8条1項及び2項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 地域地区に関する都市計画の内容のうち、その他政令で定める事項に係る規定（8条3項3号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の促進区域に関する都市計画の策定義務に係る規定（10条の2第1項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 促進区域に関する都市計画の内容のうち、その他政令で定める事項に係る規定（10条の2第2項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画の内容のうち、その他政令で定める事項に係る規定（10条の3第2項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

- ・ 市町村の被災市街地復興推進地域に関する都市計画の策定義務に係る規定（10条の4第1項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 被災市街地復興推進地域に関する都市計画の内容のうち、その他政令で定める事項に係る規定（10条の4第2項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県又は市町村の都市施設に関する都市計画の策定義務に係る規定（11条1項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 都市施設に関する都市計画の内容のうち、その他政令で定める事項に係る規定（11条2項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県又は市町村の市街地開発事業に関する都市計画の策定義務に係る規定（12条1項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 市街地開発事業に関する都市計画の内容のうち、その他政令で定める事項に係る規定（12条2項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県の市街地開発事業等予定区域に関する都市計画の策定義務に係る規定（12条の2第1項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画の内容のうち、その他政令で定める事項に係る規定（12条の2第2項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の地区計画等に関する都市計画の策定義務に係る規定（12条の4第1項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 地区計画等に関する都市計画の内容のうち、その他政令で定める事項に係る規定（12条の4第2項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の地区計画に関する都市計画の内容のうち、当該地区計画の目標並びに当該区域の整備、開発及び保全に関する方針に係る規定（12条の5第2項1号及び2号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 再開発等促進区又は開発整備促進区を定める市町村の地区計画に関する都市計画の内容のうち、土地利用に関する基本方針に係る規定（12条の5第5項1号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の地区整備計画に関する都市計画の内容のうち、現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項及び土地の利用に関する事項で政令で定めるものに係る規定（12条の5第7項3号及び4号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県及び市町村が都市計画を決定した場合における都市計画の縦覧の方法に係る規定（20条2項）は、廃止又は例示化する。

（82）都市再開発法（昭44法38）

- ・ 都道府県の都市再開発の方針に関する都市計画の策定義務に係る規定（2条の3第1項及び2項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 第一種市街地再開発事業又は第二種市街地再開発事業に関する都市計画における当該市街地再開発事業により確保されるべき住宅の戸数その他住宅建設の目標の策定義務に係る規定（5条）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 権利変換計画の決定の基準に係る規定（74条1項）は、地方分権改革推進委員会の第3次勧告

を踏まえて見直す。具体的な見直し措置の内容については、法改正までに結論を得る。

(83) 筑波研究学園都市建設法 (昭45法73)

- ・ 周辺開発地区整備計画の内容のうち、人口の規模及び土地の利用に関する事項に係る規定(7条1項1号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 周辺開発地区整備計画の公表に係る規定(8条3項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(84) 新都市基盤整備法 (昭47法86)

- ・ 地方公共団体の実施計画の策定義務に係る規定(49条1項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

(85) 都市モノレールの整備の促進に関する法律 (昭47法129)

- ・ 都市モノレールのうちその路線が都市計画区域内に存する部分についての地方公共団体の都市計画の策定義務に係る規定(3条)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

(86) 都市緑地法 (昭48法72)

- ・ 市町村の基本計画の内容のうち、緑地の保全及び緑化の目標並びに緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項に係る規定(4条2項1号及び2号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 基本計画を定める場合における公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置に係る規定(4条4項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 基本計画の公表に係る規定(4条7項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 都道府県の緑地保全計画の内容のうち、管理協定に基づく緑地の管理に関する事項及びその他緑地保全地域内の緑地の保全に関し必要な事項に係る規定(6条2項2号ロ及びハ)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県の緑地保全地域である旨を表示した標識の設置に係る規定(7条1項)は、廃止又は例示化する。

(87) 生産緑地法 (昭49法68)

- ・ 市町村の生産緑地地区である旨を表示した標識の設置に係る規定(6条1項)は、廃止又は例示化する。

(88) 国土利用計画法 (昭49法92)

- ・ 都道府県計画の要旨の公表に係る規定(7条5項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 市町村計画を定める場合における公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置に係る規定(8条4項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 市町村計画の要旨の公表に係る規定(8条5項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 都道府県の土地利用基本計画の要旨の公表に係る規定(9条13項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(89) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭50法67)

- ・ 都道府県の住宅市街地の開発整備の方針に関する都市計画の内容に係る規定(4条1項)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の土地区画整理促進区域に関する都市計画の内容のうち、住宅市街地としての開発の方針に係る規定(5条2項)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の特定土地区画整理事業の事業計画の内容のうち、事業を施行する土地の区域に係る規定(12条)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の住宅街区整備促進区域に関する都市計画の内容のうち、住宅街区としての整備の方針に係る規定(24条2項)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村が施行する住宅街区整備事業の換地計画の内容のうち、国土交通省令で定める事項に係る規定(73条6号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(90) 国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律(昭52法71)

- ・ 国際観光文化都市の事業計画の策定義務に係る規定(3条1項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 事業計画の内容のうち、流動人口の状況に係る規定(3条2項)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(91) 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭53法26)

- ・ 都道府県の航空機騒音対策基本方針の内容のうち、航空機の騒音により生ずる障害の防止のために必要な施設、生活環境施設、産業基盤施設その他の施設であって政令で定めるものの整備に関する基本的事項に係る規定(3条2項3号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(92) 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭55法34)(7条に係る部分は警察庁と共管)

- ・ 都道府県又は市町村である沿道整備道路の道路管理者及び都道府県公安委員会の道路交通騒音減少計画の策定義務に係る規定(7条1項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 道路交通騒音減少計画の内容に係る規定(同条2項)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 道路交通騒音減少計画の公表に係る規定(同条3項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 市町村の沿道地区計画に関する都市計画の内容のうち、沿道の整備に関する方針に係る規定(9条2項1号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 沿道再開発等促進区を定める市町村の沿道地区計画に関する都市計画の内容のうち、土地利用に関する基本方針に係る規定(9条4項1号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の沿道地区整備計画に関する都市計画の内容のうち、現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項及び土地の利用に関する事項その他の沿道の整備に関する事項で政令で定める事項に係る規定(9条6項3号及び4号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の沿道整備権利移転等促進計画の内容のうち、その他国土交通省令で定める事項に係る

規定（10条の2第2項7号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（93）明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭55法60）

- ・ 明日香村整備計画の内容のうち、明日香村における生活環境及び産業基盤の整備その他歴史的風土の保存と調和が保たれる地域振興に関する事項で特に必要と認められるものに係る規定（4条3項11号）に関し、その他歴史的風土の保存と調和が保たれる地域振興に関する事項で特に必要と認められるものに係る内容については、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（94）半島振興法（昭60法63）（総務省、農林水産省と共管）

- ・ 関係都道府県の半島振興計画の内容のうち、振興の基本的方針に関する事項及び半島振興に関し必要な事項に係る規定（4条1項1号及び10号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（95）集落地域整備法（昭62法63）（農林水産省と共管）

- ・ 市町村の集落地区計画に関する都市計画の内容のうち、当該集落地区計画の目標その他当該区域の整備及び保全に関する方針に係る規定（5条3項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の集落地区整備計画に関する都市計画の内容のうち、現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項及び土地の利用に関する事項で政令で定めるものに係る規定（5条4項3号及び4号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（96）総合保養地域整備法（昭62法71）（総務省、農林水産省、経済産業省と共管）

- ・ 都道府県の基本構想の内容のうち、整備の方針に関する事項、重点整備地区の区域ごとの整備の方針に関する事項、整備の一環として推進すべき産業の振興に関する事項及び自然環境の保全との調和、農林漁業の健全な発展との調和、居住機能との調和、観光業の健全な発展、地価の安定その他整備に際し配慮すべき事項に係る規定（5条2項2号、3号（ただし、重点整備地区の区域を除く。）、6号及び8号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 整備に関する基本構想の公表に係る規定（5条6項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（97）関西文化学術研究都市建設促進法（昭62法72）

- ・ 関係府県の建設計画の策定義務に係る規定（5条1項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 建設計画の公表に係る規定（5条3項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 建設計画の内容のうち、その他関西文化学術研究都市の建設に関する事項に係る規定（6条1項7号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（98）多極分散型国土形成促進法（昭63法83）

- ・ 都道府県の振興拠点地域基本構想の内容のうち、開発整備の方針に関する事項及び環境の保全、

地価の安定その他開発整備に際し配慮すべき事項に係る規定（7条2項2号及び7号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

- ・ 都県の業務核都市基本構想の内容のうち、整備の方針に関する事項及び環境の保全、地価の安定その他整備に際し配慮すべき事項に係る規定（23条2項2号及び7号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 業務核都市基本構想の公表に係る規定（24条3項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（99）大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平元法61）

- ・ 都府県の基本計画の内容のうち、宅地開発と鉄道整備との一体的推進のために必要な事項に係る規定（4条3項7号）は、地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえて見直す。具体的な見直し措置の内容については、法改正までに結論を得る。
- ・ 基本計画を総務大臣及び国土交通大臣に協議する場合における総務省令・国土交通省令で定める図書の添付義務（4条8項）は、廃止又は例示化する。
- ・ 地方公共団体が施行する一体型土地区画整理事業の事業計画の変更及び鉄道施設区の廃止義務に係る規定（13条5項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

（100）地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平4法76）

- ・ 関係市町村又は関係市町村により組織される一部事務組合若しくは広域連合の基本計画の内容のうち、指定地域に係る整備の方針に関する事項及びその他当該指定地域に係る整備に関し必要な事項に係る規定（6条2項1号及び6号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 基本計画の公表に係る規定（6条8項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 都道府県又は市町村の拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域に関する都市計画の内容のうち、拠点業務市街地としての開発整備の方針に係る規定（19条2項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県又は市町村の拠点整備土地区画整理事業の事業計画の内容のうち、事業を施行する土地の区域に係る規定（26条）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（101）地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平4法88）（総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省と共管）

- ・ 都道府県の基本計画の内容のうち、当該都道府県における活用行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する基本的な方針、活用行事において活用される地域伝統芸能等に関する事項、活用行事の実施主体、実施場所、実施期間及び実施内容に関する基本的な事項、活用行事において活用される地域伝統芸能等のうち文化財であるものの保存に関する事項、農山漁村の活性化に関する施策との連携に関する事項並びにその他活用行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する事項に係る規定（4条2項1号から3号及び5号から7号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 基本計画の公表に係る規定（4条6項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（102）大阪湾臨海地域開発整備法（平4法110）（総務省、経済産業省、環境省と共管）

- ・ 関係府県の大阪湾臨海地域又は関連整備地域の整備計画の公表に係る規定（7条3項）は、廃

止又は努力・配慮義務化する。

- ・ 大阪湾臨海地域に係る整備計画の内容のうち、整備等の目標、人口の規模及び土地の利用に関する事項、産業構造の高度化に関する事項、環境の保全に関する事項、国際交流、教養文化活動等の活動に関する事項並びに地価の安定、災害の防止その他大阪湾臨海地域の整備に際し配慮すべき事項に係る規定（8条1項2号、3号及び7号から10号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 関連整備地域に係る整備計画の内容のうち、整備等の目標及び地価の安定、災害の防止その他関連整備地域の整備に際し配慮すべき事項に係る規定（8条2項2号及び5号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（103）水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平6法8）

- ・ 都道府県又は市町村である河川管理者の河川管理者事業計画の内容のうち、その他河川水道原水水質保全事業の実施に際し配慮すべき重要事項に係る規定（7条5項5号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 河川管理者事業計画の公表に係る規定（7条9項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（104）被災市街地復興特別措置法（平7法14）

- ・ 市町村の被災市街地復興推進地域に関する都市計画の内容のうち、緊急復興方針に係る規定（5条2項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（105）電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平7法39）

- ・ 都道府県又は市町村である道路管理者の電線共同溝整備計画の策定義務に係る規定（5条2項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

（106）密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平9法49）

- ・ 都道府県の防災街区整備方針に関する都市計画の内容に係る規定（3条1項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の防災街区整備地区計画に関する都市計画の内容のうち、当該防災街区整備地区計画の目標その他当該区域の整備に関する方針に係る規定（32条2項1号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の特定建築物地区整備計画に関する都市計画の内容のうち、防災街区整備地区計画の目的を達成するため必要な事項に係る規定（32条3項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の防災街区整備地区整備計画に関する都市計画の内容のうち、現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項及び土地の利用に関する事項で政令で定める事項に係る規定（32条4項3号及び4号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 権利変換計画の決定の基準に係る規定（206条1項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(107) 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平9法91)

- ・ 都道府県の外客来訪促進計画の公表に係る規定(4条5項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(108) 中心市街地の活性化に関する法律(平10法92)(内閣官房、内閣府、総務省、農林水産省、経済産業省と共管)

- ・ 主要な路外駐車場の整備に関する事項が定められた基本計画について内閣総理大臣の認定を受けた市町村が、当該事項の内容に即して位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を明らかにした路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めた駐車場整備計画を策定する義務に係る規定(17条1項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。また、市町村の駐車場整備計画の内容に係る規定(同項)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(109) 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平12法87)

- ・ 事業者(当該事業者が地方公共団体である場合に限る。)の事業概要書の縦覧の期間及び場所に係る規定(12条2項)は、廃止又は例示化する。

(110) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平12法104)(環境省と共管)

- ・ 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針の都道府県知事による策定義務に係る規定(4条1項)及び特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針の公表に係る規定(4条2項)は、地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえ見直す。具体的な見直し措置の内容については、法改正までに結論を得る。

(111) 都市再生特別措置法(平14法22)

- ・ 計画提案を踏まえた都市計画決定権者の都市計画の決定若しくは変更又は計画提案した者への通知に関する処理期間に係る規定(41条1項)は、廃止又は例示化する。
- ・ 市町村の都市再生整備計画の内容のうち、都市再生整備計画の目標及びその他国土交通省令で定める事項に係る規定(46条2項2号及び7号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の都市再生整備計画を定める場合における市町村都市再生整備協議会の意見聴取に係る規定(46条11項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(112) 景観法(平16法110)

- ・ 景観行政団体の景観計画の内容のうち、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針及びその他国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定める事項に係る規定(8条2項2号及び6号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(113) 都市鉄道等利便増進法(平17法41)

- ・ 交通結節機能高度化構想の内容(12条2項)の一部について、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する内容については、法改正までに

結論を得る。

- ・ 協議会の交通結節機能高度化計画の作成又は変更（14条1項、12項）に係る国土交通大臣の関与のあり方及び関与の範囲について、地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえて見直す。具体的な見直し措置の内容については、法改正までに結論を得る。
- ・ 交通結節機能高度化計画の内容のうち、国土交通省令で定める事項に係る規定（14条2項11号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（114）地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平17法79）

- ・ 地方公共団体の地域住宅計画の内容のうち、地域住宅計画の目標及び国土交通省令で定める事項に係る規定（6条2項1号及び5号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 地域住宅計画の公表に係る規定（6条8項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（115）住生活基本法（平18法61）

- ・ 都道府県計画を策定する場合における住民の意見を反映させるために必要な措置に係る規定（17条3項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 都道府県計画の公表に係る規定（17条7項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（116）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平18法91）

- ・ 市町村の移動等円滑化基本構想の内容のうち、重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針に係る規定（25条2項1号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 移動等円滑化基本構想の作成における特定事業に関する事項に係る協議会における協議（25条7項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 移動等円滑化基本構想の作成又は変更の提案を受けた場合における市町村の採否の公表に係る規定（27条2項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 都道府県又は市町村である道路管理者の道路特定事業計画の公表に係る規定（31条6項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 地方公共団体である公園管理者等の都市公園特定事業計画の公表に係る規定（34条5項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（117）広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平19法52）

- ・ 都道府県の広域的地域活性化基盤整備計画の内容のうち、広域的地域活性化基盤整備計画の目標及び広域的地域活性化のための基盤整備を推進するために必要な事項であって国土交通省令で定めるものに係る規定（5条2項1号及び6号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（118）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平19法59）（総務省と共管）

- ・ 地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項が定められた軌道運送高度化実施計画について国土交通大臣の認定の通知を受けた市町村が、当該事項の内容に即して位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を明らかにした路外駐車場の整備に関する事業計画の概要に関する駐

車場整備計画を策定する義務に係る規定（11条1項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。また、市町村の駐車場整備計画の内容に係る規定（同項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

- ・ 地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項が定められた道路運送高度化実施計画について国土交通大臣の認定の通知を受けた市町村が、当該事項の内容に即して位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を明らかにした路外駐車場の整備に関する事業計画の概要に関する駐車場整備計画を策定する義務に係る規定（16条1項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。また、市町村の駐車場整備計画の内容に係る規定（同項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

なお、平成26年3月31日限り失効することとされている奄美群島振興開発特別措置法（昭29法189）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭44法79）については、これらの法律の失効後仮に法的措置がなされる場合には、地方分権改革推進委員会の第3次勧告に沿って義務付け・枠付けを見直す。

〔環境省〕

（119）大気汚染防止法（昭43法97）

- ・ 都道府県の指定ばい煙総量削減計画の公告に係る規定（5条の3第4項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（120）公害防止事業費事業者負担法（昭45法133）

- ・ 地方公共団体である施行者の費用負担計画の内容のうち、公害防止事業の実施に必要な事項に係る規定（6条2項5号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 費用負担計画の要旨の公表に関する規定（6条5項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（121）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭45法137）

- ・ 都道府県の廃棄物処理計画の内容のうち、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項に係る規定（5条の5第2項5号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県の廃棄物処理計画の公表に係る規定（5条の5第4項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 市町村の一般廃棄物処理計画の内容のうち、一般廃棄物の処理に関し必要な事項に係る規定（6条2項6号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の一般廃棄物処理計画の公表に係る規定（6条5項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（122）水質汚濁防止法（昭45法138）

- ・ 都道府県の総量削減計画の公告に係る規定（4条の3第5項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

- 生活排水対策推進市町村の生活排水対策推進計画の内容のうち、生活排水対策に係る啓発に関する事項及び生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項に係る規定(14条の8第2項3号及び4号)は廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(123) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭45法139)(農林水産省と共管)

- 都道府県知事の農用地土壌汚染対策計画の内容のうち、必要な事項に係る規定(5条2項4号)は廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(124) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭48法105)

- 都道府県の動物愛護管理推進計画の内容のうち、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項及び動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項に係る規定(6条2項3号及び5号)は廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- 都道府県の動物愛護管理推進計画の公表に係る規定(6条4項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(125) 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭48法110)

- 関係府県の瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画の公表に係る規定(4条4項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- 関係府県の指定物質削減指導方針の内容のうち、指定物質の削減に関する指導の方針以外の事項に係る規定(12条の4第2項)は廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(126) 湖沼水質保全特別措置法(昭59法61)

- 都道府県の湖沼水質保全計画の内容のうち、湖沼の水質の保全のために必要な措置に関する事項に係る規定(4条3項5号)は廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- 都道府県の湖沼水質保全計画の公表に係る規定(4条7項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- 都道府県の湖沼総量削減計画の内容のうち、当該総量削減指定地域における削減の目標、目標年度及び目標達成の方途以外の事項に係る規定(23条2項)は廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- 都道府県の流出水対策推進計画の内容のうち、流出水対策に係る啓発に関する事項及び流出水対策の実施の推進のために必要な措置に関する事項に係る規定(26条2項3号及び4号)は廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(127) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平4法70)

- 都道府県の窒素酸化物重点対策計画の内容のうち、窒素酸化物重点対策の実施のために必要な措置に関する事項に係る規定(16条2項4号)は廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- 都道府県の粒子状物質重点対策計画の内容のうち、粒子状物質重点対策の実施のために必要な措置に関する事項に係る規定(18条2項4号)は廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(128) 環境基本法(平5法91)

- ・ 関係都道府県の公害防止計画の作成に係る規定(17条3項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

(129) 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平6法9)

- ・ 都道府県知事の水質保全計画の内容のうち、指定水域の水質の保全のために必要な措置に関する事項に係る規定(5条2項6号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県の水質保全計画の公表に係る規定(5条10項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(130) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)

- ・ 市町村分別収集計画の内容のうち、容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項に係る規定(8条2項7号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の市町村分別収集計画の公表に係る規定(8条4項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 都道府県分別収集計画の内容のうち、分別収集の促進に関する事項に係る規定(9条2項4号(ただし、容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及、当該都道府県の区域内の市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進を除く。))は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県の都道府県分別収集計画の公表に係る規定(9条5項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(131) ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105)

- ・ 都道府県が総量削減計画を策定する場合における公聴会の開催に係る規定(11条2項)は、廃止又は例示化する。
- ・ 都道府県の総量削減計画の公告に係る規定(11条4項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 都道府県が土壌汚染対策計画を策定する場合における公聴会の開催に係る規定(31条3項)は、廃止又は例示化する。

(132) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65)

- ・ 都道府県等のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の内容のうち、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項に係る規定(7条2項3号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県等のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の公表に係る規定(7条3項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(133) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平14法88)

- ・ 都道府県の鳥獣保護事業計画の内容のうち、鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項及びその他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項に係る規定(4条2項8号及び10号)は廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

- ・ 都道府県の鳥獣保護事業計画の公表に係る規定（4条4項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 都道府県の特定鳥獣保護管理計画の内容のうち、特定鳥獣の保護管理のために必要な事項に係る規定（7条2項7号）は廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県の特定鳥獣保護管理計画を策定又は変更する場合における公聴会の開催に係る規定（7条4項）は、廃止又は例示化する。
- ・ 都道府県の指針案の縦覧の期間に係る規定（28条4項）は、廃止又は例示化する。
- ・ 都道府県の鳥獣保護区の指定又は変更に関する公聴会の開催に係る規定（28条6項）は、廃止又は例示化する。

（134）特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平15法98）

- ・ 都道府県等の実施計画の公表に係る規定（4条6項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（135）エコツーリズム推進法（平19法105）（文部科学省、農林水産省、国土交通省と共管）

- ・ エコツーリズム推進協議会の全体構想の内容に係る規定（5条3項）は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 全体構想の公表に関する規定（5条4項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

なお、上記1から3の義務付け・枠付けの見直しに伴い、地方公共団体においては、今後、条例の制定・改正作業、国等による関与の見直しによる事務処理方法の変更及び計画策定業務の変更等への対処が必要となることから、政府は、適時の事前情報提供（地方自治法第263条の3第5項に規定する措置）を行った上で関係する政省令等を速やかに改正する等地方公共団体の円滑な事務処理のため適切に対応する。

別紙2 基礎自治体への権限移譲の具体的措置

1 権限移譲を行うもの

(1) すべての市町村へ移譲する事務

〔総務省〕

① 町及び字の区域の新設等の届出、告示

- ア 市町村長の町及び字の区域の新設等に係る都道府県知事への届出（地方自治法（昭22法67）260条1項）については、廃止する。
- イ 都道府県知事が処理している町及び字の区域の新設等の告示（地方自治法260条2項）については、すべての市町村へ移譲する。

〔厚生労働省〕

② 身体・知的障害者相談員への委託による相談対応、援助

- ア 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している身体障害者相談員への委託による身体に障害のある者の相談への対応及び身体に障害のある者の更生のための援助（身体障害者福祉法（昭24法283）12条の3第1項）については、すべての市町村へ移譲する。なお、これらの事務（指定都市及び中核市の長が処理するものを除く。）に関して、広域的に行う必要があるものについては、都道府県知事が自らその事務を行うことを妨げないこととする。
- イ 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している知的障害者相談員への委託による知的障害者等の相談への対応及び知的障害者の更生のための援助（知的障害者福祉法（昭35法37）15条の2第1項）については、すべての市町村へ移譲する。なお、これらの事務（指定都市及び中核市の長が処理するものを除く。）に関して、広域的に行う必要があるものについては、都道府県知事が自らその事務を行うことを妨げないこととする。

③ 未熟児の訪問指導等

都道府県並びに保健所設置市及び特別区が処理している低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導及び未熟児養育医療の給付等（母子保健法（昭40法141）18条、19条1項、20条1項）については、すべての市町村へ移譲する。

④ 育成医療の支給認定等

都道府県並びに指定都市及び中核市が処理している育成医療に係る自立支援医療費の支給の認定及び自立支援医療費の支給（障害者自立支援法（平17法123）54条1項、58条1項）については、すべての市町村へ移譲する。

〔農林水産省〕

⑤ 農地等の権利移動の許可

都道府県知事が処理している農地及び採草牧草地の権利移動の許可(農地法(昭27法229)3条1項)については、すべての市町村農業委員会へ移譲する。

〔国土交通省〕

⑥ 都市計画の決定

都道府県が処理している以下の都市計画の決定(都市計画法(昭43法100)15条1項)については、すべての市町村(アについては、特別区を除く。)へ移譲する。なお、都市計画の決定に際しての都道府県の関与については、地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)に基づく措置後の都市計画法の規定による。

ア 地域地区(都市計画法8条1項)のうち、三大都市圏の既成市街地若しくは近郊整備地帯等又は指定都市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域内の用途地域、特例容積率適用地区及び高層住居誘導地区に関する都市計画

イ 地域地区(都市計画法8条1項)のうち、10ヘクタール以上の風致地区及び特別緑地保全地区(近郊緑地特別保全地区を除く。)並びに緑地保全地域(いずれも2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)に関する都市計画

ウ 都市施設(都市計画法11条1項)のうち、4車線以上のその他の道路、一般自動車ターミナル、10ヘクタール以上の公園、緑地、広場及び墓園(国又は都道府県が設置するものを除く。)、大学及び高等専門学校、2,000戸以上の一団地の住宅施設並びに防潮施設に関する都市計画

エ 市街地開発事業(都市計画法12条1項)のうち、50ヘクタールを超える土地区画整理事業、3ヘクタールを超える市街地再開発事業、20ヘクタールを超える住宅街区整備事業及び3ヘクタールを超える防災街区整備事業に関する都市計画(いずれも国、都道府県等が施行するものを除く。)

オ 市街地開発事業等予定区域(都市計画法12条の2)のうち、20ヘクタール以上の一団地の住宅施設予定区域に関する都市計画

(2) すべての市へ移譲する事務

〔消費者庁、経済産業省〕

① 家庭用品の販売業者に対する表示等の指示、違反業者の公表、報告徴収、立入検査等

ア 都道府県知事が処理している家庭用品の販売業者(卸売業者を除く。以下「販売業者」という。)に対する表示事項を表示し及び遵守事項を遵守すべき旨の指示並びに当該指示に従わない販売業者の公表(家庭用品品質表示法(昭37法104)4条1項及び3項)につ

いては、当該販売業者の主たる事務所及び店舗が一の市内のみにあるものに関するものに限り、すべての市へ移譲する。なお、販売業者の公表については、消費者庁長官又は都道府県知事が自らその事務を行うことを妨げないこととする。

イ 都道府県知事が処理している販売業者に係る不適正表示により一般消費者の利益が害されている旨の申出の受理及び当該申出に係る調査（家庭用品品質表示法 10 条 1 項及び 2 項）については、当該販売業者の主たる事務所及び店舗が一の市内のみにあるものに関するものに限り、すべての市へ移譲する。

ウ 都道府県知事が処理している販売業者からの報告の徴収（当該販売業者の主たる事務所及び店舗が一の市内のみにあるものに関するものに限る。）及び立入検査（家庭用品品質表示法 19 条 2 項）については、すべての市へ移譲する。なお、消費者庁長官又は都道府県知事が自らその事務を行うことを妨げないこととする。

〔厚生労働省〕

② 墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可、立入検査、使用禁止命令等

ア 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可、墓地の区域、納骨堂及び火葬場の施設の変更、墓地、納骨堂及び火葬場の廃止の許可並びにこれらの許可の取消し（墓地、埋葬等に関する法律（昭 23 法 48）10 条 1 項及び 2 項、19 条）については、すべての市へ移譲する。

イ 都道府県知事並びに指定都市、中核市及び保健所設置市の長が処理している火葬場への立入検査並びに墓地、納骨堂及び火葬場への報告の要求並びに施設の整備改善、使用制限及び禁止命令（墓地、埋葬等に関する法律 18 条 1 項、19 条）については、すべての市へ移譲する。

③ 社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等

都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している社会福祉法人に関する定款の認可、報告の徴収及び検査、業務停止命令等並びに解散命令（社会福祉法（昭 26 法 45）31 条 1 項、56 条 1 項、3 項及び 4 項）については、主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であってその行う事業が当該市の区域を越えないものに関するものに限り、すべての市へ移譲する。

④ 簡易専用水道の給水停止命令、報告徴収、立入検査

都道府県知事並びに保健所設置市及び特別区の長が処理している簡易専用水道の給水停止命令並びに簡易専用水道設置者からの報告の徴収及び立入検査（水道法（昭 32 法 177）37 条、39 条 3 項）については、すべての市へ移譲する。

〔経済産業省〕

⑤ ガス用品の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令

都道府県知事が処理しているガス用品の販売事業者からの報告の徴収、立入検査及びガス

用品の提出命令（ガス事業法（昭29法51）46条1項、47条1項、47条の2第1項）については、すべての市へ移譲する。なお、経済産業大臣又は都道府県知事が自らその事務を行うことを妨げないこととする。

⑥ 電気用品の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令

都道府県知事が処理している電気用品の販売事業者（自ら製造し、又は輸入した電気用品の販売事業者を除く。）からの報告の徴収、立入検査及び電気用品の提出命令（電気用品安全法（昭36法234）45条1項、46条1項、46条の2第1項）については、すべての市へ移譲する。なお、都道府県知事の権限の在り方については、地域主権改革の推進の観点を踏まえて検討し、法改正までに結論を得る。

⑦ 液化石油ガス器具等の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令

都道府県知事が処理している液化石油ガス器具等の販売事業者からの報告の徴収、立入検査等及び液化石油ガス器具等の提出命令（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭42法149）82条1項、83条1項、83条の2第1項）については、すべての市へ移譲する。なお、経済産業大臣又は都道府県知事が自らその事務を行うことを妨げないこととする。

〔経済産業省、消費者庁、農林水産省〕

⑧ 特定製品の販売事業者等からの報告徴収、立入検査、提出命令

都道府県知事が処理している特定製品の販売事業者等からの報告の徴収、立入検査及び特定製品の提出命令（消費生活用製品安全法（昭48法31）40条1項、41条1項、42条1項）については、すべての市へ移譲する。なお、経済産業大臣又は都道府県知事が自らその事務を行うことを妨げないこととする。

〔経済産業省、財務省、国税庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省〕

⑨ 緑地面積率等に係る地域準則の策定、特定工場新設の届出受理、変更命令等

ア 都道府県及び指定都市の条例による緑地面積率等に係る地域準則の制定（工場立地法（昭34法24）4条の2第1項）については、すべての市へ移譲する。

イ 都道府県知事及び指定都市の長が処理している特定工場の新設に関する届出の受理、設置の場所等に係る必要な事項の勧告及び変更命令（工場立地法6条1項、9条1項及び2項、10条1項）については、すべての市へ移譲する。

〔経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省〕

⑩ 商店街整備計画、店舗集団化計画、共同店舗等整備計画等の認定等

都道府県知事が処理している商店街整備計画、店舗集団化計画、共同店舗等整備計画及び商店街整備等支援計画の認定並びに報告の徴収（中小小売商業振興法（昭48法101）4条1

項、2項、3項及び6項、13条1項)については、すべての市へ移譲する。

〔国土交通省〕

⑪ 土地区画整理事業施行地区内の建築行為等の許可、原状回復命令等

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理している土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等の許可及び原状回復命令等(土地区画整理法(昭29法119)76条1項及び4項)については、すべての市へ移譲する。

⑫ 路外駐車場設置等の届出受理、立入検査、是正命令等

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理している路外駐車場の設置、管理規程、休止等の届出の受理、報告の徴収及び立入検査並びに是正命令(駐車場法(昭32法106)12条、13条1項及び4項、14条、18条1項、19条)については、すべての市へ移譲する。

⑬ 改良地区内の建築行為等の許可、原状回復命令等

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理している改良地区内における建築行為等の許可及び原状回復命令等(住宅地区改良法(昭35法84)9条1項及び4項)については、すべての市へ移譲する。

⑭ 流通業務地区内の施設建設等の許可、違反施設の移転等の命令

都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している流通業務地区内における施設建設等の許可、違反施設の移転等の命令(流通業務市街地の整備に関する法律(昭41法110)5条1項、6条1項)については、すべての市へ移譲する。

⑮ 都市計画施設区域及び市街地開発事業施行区域内の建築の許可、都市計画事業地内の建築等の許可等

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理している都市計画施設の区域及び市街地開発事業の施行区域内における建築の許可、都市計画事業地内における建築等の許可並びにこれらの許可を受けた者からの報告の徴収等、監督処分等及び立入検査(都市計画法(昭43法100)53条1項、65条1項、80条、81条、82条)については、すべての市へ移譲する。

⑯ 市街地再開発促進区域内の建築の許可、第一種市街地再開発事業施行地区内の建築行為等の許可等

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理している市街地再開発促進区域内における建築の許可及び違反是正措置命令並びに第一種市街地再開発事業の施行地区内における建築行為等の許可及び原状回復命令等(都市再開発法(昭和44法38)7条の4第1項、7条の5第1項、66条1項及び4項)については、すべての市へ移譲する。

⑰ 緑地保全地域等における行為の規制、原状回復命令、立入検査等

ア 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している緑地保全地域における行為の届出の受理、行為の禁止・制限及び必要な措置をとるべき命令、原状回復命令等並びに報告の徴収及び立入検査等（都市緑地法（昭48法72）8条1項及び2項、9条1項、11条1項及び2項）については、すべての市へ移譲する。

イ 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している特別緑地保全地区内における行為の許可、原状回復命令等並びに報告の徴収及び立入検査等（都市緑地法14条1項、15条において準用する9条、19条において準用する11条）については、すべての市へ移譲する。

⑱ 住宅街区整備事業施行地区内等の建築行為等の許可、原状回復命令等

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理している土地区画整理促進区域内、住宅街区整備促進区域内及び住宅街区整備事業の施行地区内における建築行為等の許可並びに原状回復命令等（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭50法67）7条1項、26条1項、67条1項、104条1項）については、すべての市へ移譲する。

⑲ 拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域内の建築行為等の許可、原状回復命令等

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理している拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域内における建築行為等の許可及び原状回復命令等（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平4法76）21条1項及び6項）については、すべての市へ移譲する。

⑳ 特定優良賃貸住宅の供給計画の認定、報告徴収、改善命令等

都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している特定優良賃貸住宅の供給計画の認定、建設及び管理の状況に係る報告の徴収、改善命令並びに供給計画の認定の取消し（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平5法52）2条1項、8条、10条、11条1項）については、すべての市へ移譲する。

㉑ 被災市街地復興推進地域内の建築行為の許可、原状回復命令等

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理している被災市街地復興推進地域内の建築行為等の許可、原状回復命令等（被災市街地復興特別措置法（平7法14）7条1項及び5項）については、すべての市へ移譲する。

㉒ 防災街区整備事業施行地区内の建築行為等の許可、施行予定者が定められている防災都市計画施設区域内の建築の許可等

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理している防災街区整備事業の施行地区内における建築行為等の許可及び原状回復命令等並びに施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内における建築の許可、監督処分及び立入検査等（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平9法49）197条1項及び4項、283条1項、

283条3項において準用する都市計画法（昭43法100）81条及び82条）については、すべての市へ移譲する。

⑳ マンション建替組合設立の認可、個人施行のマンション建替事業の認可、監督等

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理しているマンション建替組合設立の認可、個人が施行するマンション建替事業の認可、マンション建替事業の権利変換計画の認可、マンション建替組合及び個人施行者に対する監督（マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平14法78）9条1項、45条1項、57条1項、98条、99条）については、すべての市へ移譲する。

〔国土交通省、警察庁、総務省〕

㉑ 特定路外駐車場設置の届出受理、基準適合命令、立入検査

都道府県知事並びに指定都市、中核市及び特例市の長が処理している特定路外駐車場設置の届出の受理、基準適合命令、報告の徴収及び立入検査（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平18法91）12条1項及び3項、53条2項）については、すべての市へ移譲する。

〔国土交通省、総務省〕

㉒ 土地を譲渡する場合の届出及び土地買取りの申出受理、協議を行う団体の決定等

都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している都市計画施設の区域内等で土地を譲渡する場合の届出の受理、土地買取り希望の申出の受理及び土地買取りの協議を行う地方公共団体等の決定等（公有地の拡大の推進に関する法律（昭47法66）4条1項、5条1項、6条1項及び3項）については、すべての市へ移譲する。

〔環境省〕

㉓ 騒音に係る規制地域の指定、規制基準の設定、自動車騒音の状況の常時監視

ア 都道府県知事並びに指定都市、中核市、特例市及び特別区の長が処理している騒音に係る規制地域の指定及び規制基準の設定（騒音規制法（昭43法98）3条1項、4条1項）については、すべての市へ移譲する。

イ 都道府県知事並びに指定都市、中核市、特例市及び特別区の長並びに政令で定める市の長が処理している自動車騒音の状況の常時監視（騒音規制法18条1項）については、すべての市へ移譲する。

㉔ 悪臭に係る規制地域の指定、規制基準の設定

都道府県知事並びに指定都市、中核市、特例市及び特別区の長が処理している悪臭に係る規制地域の指定及び規制基準の設定（悪臭防止法（昭46法91）3条1項、4条1項）については、すべての市へ移譲する。

⑳ 振動に係る規制地域の指定、規制基準の設定

都道府県知事並びに指定都市、中核市、特例市及び特別区の長が処理している振動に係る規制地域の指定及び規制基準の設定（振動規制法（昭51法64）3条1項、4条1項）については、すべての市へ移譲する。

㉑ 騒音に係る環境基準の地域類型の指定

都道府県知事が処理している騒音に係る環境基準の地域類型の指定（環境基本法（平5法91）16条2項）については、航空機騒音及び新幹線鉄道騒音に係るものを除き、すべての市へ移譲する。

(3) 特例市へ移譲する事務

〔環境省〕

① 一般粉じん発生施設設置の届出受理、基準適合命令等、報告徴収、立入検査

ア 都道府県知事並びに指定都市、中核市及び政令で定める市の長が処理している一般粉じん発生施設設置の届出の受理、基準適合命令等並びに報告の徴収及び立入検査（工場に係る事務を除く。大気汚染防止法（昭43法97）18条1項、18条の4、26条1項）については、特例市へ移譲する。

イ 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している一般粉じん発生施設設置の届出の受理、基準適合命令等並びに報告の徴収及び立入検査（工場に係る事務に限る。大気汚染防止法18条1項、18条の4、26条1項）については、特例市へ移譲する。

② 一般粉じん発生施設に係る公害防止統括者等の選任等の届出受理、解任命令、報告徴収、立入検査

都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している一般粉じん発生施設に係る公害防止統括者等の選任等の届出の受理、解任命令、報告の徴収及び立入検査（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭46法107）3条3項、4条3項において準用する3条3項、5条3項において準用する3条3項、10条、11条1項）については、特例市へ移譲する。

(4) 指定都市及び中核市へ移譲する事務

〔厚生労働省〕

① 有料老人ホーム設置の届出受理、立入検査、改善命令

都道府県知事が処理している有料老人ホーム設置の届出の受理、報告の徴収及び立入検査

並びに改善命令（老人福祉法（昭38法133）29条1項、29条7項及び9項）については、指定都市及び中核市へ移譲する。

② 指定居宅サービス事業者等の指定等、報告命令、立入検査等

ア 都道府県知事が処理している指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護療養型医療施設の指定並びに介護老人保健施設の開設の許可（介護保険法（平9法123）41条1項、48条1項、94条1項）については、指定都市及び中核市へ移譲する。なお、介護専用型特定施設入居者生活介護及び混合型特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定、指定介護療養型医療施設の指定並びに介護老人保健施設の許可に際して都道府県知事の同意を要することとする。

イ 都道府県知事が処理している指定居宅サービス事業者等、指定介護老人福祉施設の開設者等、介護老人保健施設の開設者等及び指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告の命令及び立入検査等、指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設の開設者、介護老人保健施設の開設者及び指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告に係る措置の命令並びに指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の指定の取消し等（介護保険法76条1項、76条の2第3項、77条1項、90条1項、91条の2第3項、92条1項、100条1項、103条3項、104条1項、112条1項、113条の2第3項、114条1項）については、指定都市及び中核市へ移譲する。

③ 指定障害福祉サービス事業者等の指定、報告命令、立入検査等

ア 都道府県知事が処理している指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定並びに指定相談支援事業者の指定（障害者自立支援法（平17法123）29条1項、32条1項）については、指定都市及び中核市へ移譲する。なお、これらの指定に際して都道府県知事の同意を要することとする（指定障害福祉サービス事業者の指定については、特定障害福祉サービスに係るものに限る。）。

イ 都道府県知事が処理している指定障害福祉サービス事業者等、指定障害者支援施設の設置者等及び指定相談支援事業者等に対する報告の命令及び立入検査等、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定相談支援事業者に対する勧告並びに指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定の取消し等（障害者自立支援法48条1項、3項及び4項、49条1項、2項及び3項、50条1項、3項及び4項）については、指定都市及び中核市へ移譲する。

(5) 指定都市へ移譲する事務

〔内閣府〕

① 特定非営利活動法人の設立認証、定款変更の認証、報告徴収、立入検査等

都道府県知事が処理している特定非営利活動法人の設立の認証、定款変更の認証、事業報告書等の受理、解散の認定、合併の認証、報告の徴収及び立入検査、改善命令並びに設立認

証の取消し（特定非営利活動促進法（平10法7）10条1項、25条3項、29条1項、31条2項、34条3項、41条1項、42条、43条1項）については、指定都市へ移譲する。

〔国土交通省〕

② 都市計画の決定

都道府県が処理している以下の都市計画の決定（都市計画法（昭43法100）15条1項）については、指定都市へ移譲する。なお、都市計画の決定に際しての国又は都道府県の関与については、地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）に基づく措置後の都市計画法の規定による。

ア 区域区分（都市計画法7条）に関する都市計画

イ 都市再開発方針等（都市計画法7条の2）に関する都市計画

ウ 都市施設（都市計画法11条1項）のうち、高速自動車国道及び一般国道に関する都市計画

(6) 保健所設置市及び特別区へ移譲する事務

〔厚生労働省〕

① 理容所の衛生措置基準の設定等

都道府県の条例による理容所以外の場所で理容の業務を行うことができる場合並びに理容の業及び理容所に係る衛生措置基準の制定（理容師法（昭22法234）6条の2、9条、12条）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

② 興行場の衛生措置基準の設定等

都道府県の条例による興行場の構造設備等及び衛生措置の基準の制定（興行場法（昭23法137）2条2項、3条2項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

③ 旅館の構造設備基準及び衛生措置基準の設定等

ア 都道府県並びに指定都市及び中核市の条例による施設の構造設備の基準の制定（旅館業法（昭23法138）3条2項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

イ 都道府県の条例による社会教育施設で学校及び児童福祉施設に類するもの、衛生措置の基準並びに宿泊を拒むことができる事由の制定（旅館業法3条3項、4条2項、5条）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

④ 公衆浴場の衛生等措置基準の設定等

都道府県の条例による公衆浴場の配置基準並びに衛生及び風紀に必要な措置の基準の制定（公衆浴場法（昭23法139）2条3項、3条2項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

⑤ クリーニング業者が講ずべき措置の基準設定

都道府県の条例によるクリーニング業を営む者が講ずべき措置の基準の制定（クリーニング業法（昭25法207）3条3項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

⑥ 毒物・劇物業務上取扱者の届出受理、廃棄物の回収命令、立入検査等

都道府県知事が処理している業務上取扱者の届出の受理、廃棄物の回収等の命令、報告の徴収、店舗等への立入検査及び毒物劇物等の収去、不適當な毒物劇物取扱責任者の変更命令並びに違反していると認める業務上取扱者に対する必要な措置の命令（毒物及び劇物取締法（昭25法303）22条1項、22条4項において準用する15条の3、17条2項及び19条3項、22条5項において準用する17条2項、22条6項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

⑦ 美容所の衛生措置基準の設定等

都道府県の条例による美容所以外の場所で美容の業務を行うことができる場合並びに美容の業及び美容所に係る衛生措置基準の制定（美容師法（昭32法163）7条、8条、13条）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

⑧ 薬局の開設の許可、製造販売業等の許可、薬局開設者等からの報告徴収、立入検査等

都道府県知事が処理している薬局の開設の許可、薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可、薬局製造販売医薬品の製造業の許可、薬局開設者等からの報告徴収及び立入検査、薬局開設者等に対する廃棄等の措置命令、構造設備の改善命令及び使用禁止命令並びに業務停止命令及び許可の取消し（薬事法（昭35法145）4条1項、12条1項、13条1項、69条2項、70条1項、72条4項、75条1項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

⑨ 結核指定医療機関の指定、報告徴収、立入検査等

都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している結核指定医療機関の指定、指定の取消し、報告の徴収及び立入検査（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平10法114）38条2項及び9項、43条1項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

(7) その他

〔内閣府、総務省〕

① 災害派遣要請を求めた旨の市町村長から防衛大臣等への通知

災害時における自衛隊の派遣について、市町村長が、都道府県知事による防衛大臣に対する災害派遣要請をするよう求めた場合（災害対策基本法（昭36法223）68条の2第1項）には、同時にその旨を防衛大臣等に対して通知することができることとする。

【国土交通省】

② 都道府県道の管理

町村が、都道府県に協議し、その同意を得て当該町村の区域内に存する都道府県道の管理（道路法（昭27法180）15条）を行うことができることとする。

③ 市町村が景観行政団体として事務を行う場合の都道府県知事の協議、同意

市町村が景観行政団体として事務を行う場合における都道府県知事への同意を要する協議（景観法（平16法110）7条1項）については、同意を要しない協議とする。

※ 上記1に掲げる事務に付随する事務については、この別紙に掲げられていないものも含め、上記1に掲げる事務とともに都道府県から市町村への権限移譲を行うものとする。

2 基礎自治体の実態把握を行った上で、移譲に向けた具体的対応策を年内に得られた場合には、権限移譲を行うもの

[厚生労働省]

- ① 児童福祉施設の設置認可等（児童福祉法（昭22法164）35条4項等）[特例市又はすべての市へ移譲]
- ② 身体障害者手帳の交付（身体障害者福祉法（昭24法283）15条4項）[すべての市へ移譲]
- ③ 第一種社会福祉事業の許可等（社会福祉法（昭26法45）62条1項等）[すべての市へ移譲]
- ④ 専用水道の給水開始の届出受理等（水道法（昭32法177）34条1項）[すべての市へ移譲]
- ⑤ 養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設置認可等（老人福祉法（昭38法133）15条4項等）[すべての市へ移譲]
- ⑥ 有料老人ホーム設置の届出受理等（老人福祉法（昭38法133）29条1項等）[すべての市へ移譲]
- ⑦ 母子・寡婦福祉資金の貸付（母子及び寡婦福祉法（昭39法129）13条等）[すべての市へ移譲]
- ⑧ 指定居宅サービス事業者等の指定等（介護保険法（平9法123）41条1項等）[すべての市へ移譲]

3 広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、都道府県から中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成23年度以降、結論が得られたものから順次実施するもの

[文部科学省]

- 市町村立学校職員の給与等の負担、教職員定数の決定、県費負担教職員の任命権*、学級編制基準の決定（市町村立学校職員給与負担法（昭23法135）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭31法162）、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭33法116））

* 県費負担教職員の任命権については、条例による事務処理特例制度（地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項）による移譲が可能である旨を明らかにしたところである。

都道府県の行政改革

～その歩みを止めません。さらなる行政改革に取り組みます～

— 中間報告 概要版 —

【基本的考え方】

行政改革の先進的取組を参考に、各都道府県の今後の行政改革の羅針盤となるよう改革の方向性を示す。

行政委員会の報酬見直し

●行政委員会の報酬は適正なものか。

国関係法人への支出の総点検

●国関係法人への分担金等の支出は、必要かつ適正なものか。

天下りの全廃

●都道府県職員の天下りはあるのか。あるとすれば、不適切な実態はないか。

随意契約に係る情報公開のあり方

●出資法人等との随意契約は不透明に運用されていないか。

再任用制度の見直し

●再任用制度は適切に運用されていないのではないか。

事業評価制度

●事業評価制度は有効に機能しているのか。

事務、機関、施設等の共同化の可能性

●各都道府県間等で事務、機関、施設を共同化することで、効率化が図れるのではないか。

経緯と現状

さらなる改革の方向性（先進的取組等）

・一部の行政委員会委員について、月額報酬の支給は違法との判決（H22.4.27大阪高裁：現在上告中）

・支給状況は
 全て月額支給：1団体
 一部月額支給：20団体（うち月額併給：2団体）
 全て月額支給：26団体（H22年4月時点）

・H21年度中に見直しを行った団体：10団体

・月額化を行う上で、職責、会議出席以外の調査等の業務をどのように報酬に反映させるかが課題。

全国知事会（H18・19年度）

・144法人に分担金等の一時徴収停止又は10%目処の縮減を要請。

各都道府県独自の取組

・H18年度以降、独自基準を設けるなどして見直しを実施。

例) 国関係職員（現職・OB）が在職し、かつ人件費に充当されているものについて見直しを実施

・これら取組は、一定の成果を上げたが、質的な取組への進展が必要。

・都道府県職員にも天下り（外郭団体等への再就職）は存在。

・しかし、次の点で国の天下りと相違。

- ①報酬は都道府県在職時の半額程度がほとんど、退職金の不支給が大半。
- ②再就職者のほとんどが定年退職者である。
- ③再就職先の制限、就職実績の公表を行っている県が多い。

・H18年度「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（総務省）に基づき、運用基準の見直しを実施。

・出資法人等との随意契約についての情報公開に積極的に取り組んでいる事例もあり。

・再任用は地方公務員法に規定された制度。

・退職者の知識・経験が活用されていることなどは高く評価。

・年金支給年齢の引上げ等により再任用希望職員は増加傾向。

・制度の運用状況は、都道府県により大きく相違。

・事業評価制度は9割の団体で実施。

・現状に対する課題

- ①行政の内部評価に留まっている場合が多い。
- ②予算査定等の業務と評価業務が重複することによる職員の事務負担の増加。

・都道府県間の地方自治法に基づいた共同化のケースは少ないが、任意の取組としての共同化は、全国的に存在。（観光振興、県外事務所等）

・各都道府県の意識【見込まれる分野】

〔都道府県間〕

- ①情報システム開発
- ②観光振興

〔都道府県と市町村間〕

- ①税務事務
- ②情報システム開発

【課題】

- ①自治体間の調整等に多大な労力
- ②事務やシステムの標準化

◎他団体の見直しを参考に、各団体の実情に合わせて、自主的に見直しを進めます。

【参考事例】

・月額化の委員会

- 1) 収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会
- 2) 監査委員（識見）、公安委員会を除く全ての委員
- 3) 全委員

・支給の考え方

- 1) 特別な事情がある場合は月額支給、それ以外は日額支給
- 2) 日額を基本としつつ、日額で評価し難い職責等に基礎報酬（月額）を支給

◎個別の事業や法人の財務・運営を対象とした次の視点から支出の点検を進めます。

○見直しの視点

- ・事業の必要性の視点（代替性、民間参入等）
- ・費用対効果等の事業手法の妥当性の視点（競争性の確保等）
- ・法人の財務状況・運営面等の妥当性の視点（内部留保等）

○国関係法人の財務内容、運営等の透明性の向上、事業に対する説明責任を求めて行くことも必要。

◎次の視点からさらに改革を進めます。

- 定年退職を原則
- 再就職先での適切な報酬額（再就職先に要請）
- 退職金の不支給（再就職先に要請）
- 再就職情報の公表の徹底（氏名、団体名、役職等できる限りの情報を公表）

◎国の天下りとの違いを明確にし、住民の理解が得られる仕組みを目指します。

◎随意契約の透明性をさらに高めるため、次の視点から見直しを進めます。

○情報公開の徹底

- ・出資法人等の経営状況、都道府県の関与の状況等を、定期的に把握し、公表する。
- ・契約内容の公表に併せて出資法人等の詳細な情報を公開する。〔詳細情報例〕財務状況、組織の状況、都道府県からの派遣職員数、OB職員数

○随意契約の適正化

- ・競争入札や競争的手続きの導入の推進
- ・指針等を策定し、随意契約の点検調査、評価、指導、公表を行う

◎人事管理のあり方に帰着する各都道府県固有の課題であり、実情に応じ、次の視点から見直しを進めます。

- 若年者採用とのバランスへの配慮
- 実情に応じた勤務時間の設定
- 実情に応じた職域の設定、拡大（専門分野以外の職域への拡大等）
- 退職時の職階にとらわれない能力・適性に応じた再任用

◎制度をさらに有効に機能させるため、次の視点から見直しを進めます。

○外部評価の導入と県民意見の反映（広報の仕方も検討）

【参考事例】

- ・外部評価者に一般公募の県民も含める。
- ・評価対象事業を外部評価者が選定する。
- ・ホームページを活用した意見聴取の実施。

○職員負担の軽減

【参考事例】

- ・予算編成システムに調書を組み込み、予算と連動。

◎共同化に向けての取組を推進します。

- 共同化の将来性
 - ・行政改革の有効なツール
 - ・地方分権改革における戦略的な取組となる可能性を秘めている。
- コーディネート機能の整備
 - ・地域ブロック単位でコーディネート機能の整備が必要。
- 標準仕様の検討
 - ・地域ブロック単位、全国単位で検討が必要。

◎上記の「さらなる改革の方向性」を参考として、地域の実情等と比較検証を行いながら、各都道府県において改革に直ちに取り組む。

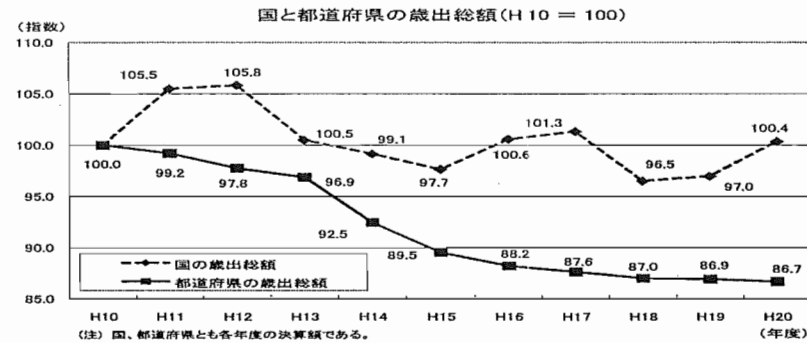
◎さらなる行政改革に必要な制度改正や見直しについては、国へ働きかける。

懸命の行革努力の結果、国を上回る成果を上げています

○ 歳出の削減

歳出の総額は、10年連続で減少し10年間で13.3%の削減
(社会保障関係費等が増大する中、住民サービスを維持しつつ、行革により歳出を削減)

→ 同じ期間で国は逆に0.4%の増加



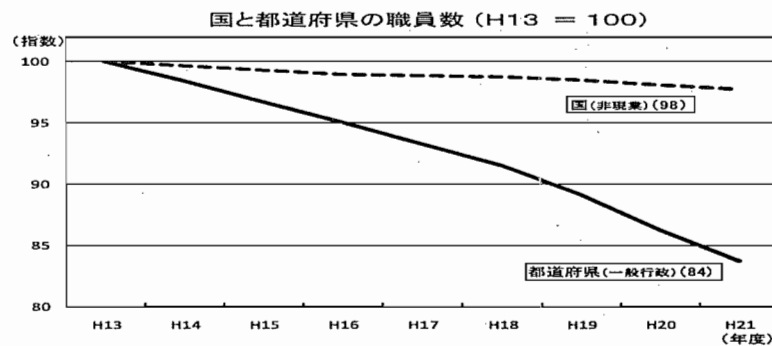
歳出額比較 単位：億円

	国	都道府県
H10	843,918	546,271
H20	846,974	473,490
H20-H10	3,056	▲72,781

○ 職員数の削減

職員数は、平成13年度から21年度までに16%削減

→ 同じ期間で国は2%削減



職員数比較 単位：人

	国(非現業)	都道府県(一般行政)
H13	530,120	296,977
H21	518,122	248,731
H21-H13	▲11,998	▲48,246

○ 独自の給与カット

職員給料や手当は、独自カットしており、削減額は1兆9,424億円

→ 国は未実施 (H21年12月調査)

給与の種類	実施団体数	最大カット率
給料	42	16%
管理職手当	44	25%
期末・勤勉手当	19	30%

その歩みを止めません。さらなる行政改革に取り組みます

○ 14の行政改革テーマ

項目	報告時期		論点整理等
	今回	12月	
1 公務員給与決定システムの研究		○	・公務員制度改革により、給与決定が労使交渉に委ねられる場合の透明性や住民理解の確保方策
2 天下りの全廃	○		
3 再任用制度の見直し	○		
4 職員退職金のカット		○	・公務員の退職金のあるべき水準 ・特に、民間比較、地域差の反映についての考え方
5 定数管理のあり方		○	・国民に理解される行政組織・定数の適正規模、また、その算出方法や評価手法
6 勤務条件の見直し		○	・職員の勤務条件の依るべき基準 ・国との均衡、地域差の反映、政策目的との関係についての考え方
7 国関係法人への支出の総点検	○		※相互に関連が強いテーマであるため1つのテーマとして検討
8 職員採用試験問題(自治体独自の問題作成)	○		
9 監査制度の抜本的改革		○	・現行の監査制度活用方策 ・さらなる監査制度の充実強化のために必要な措置
10 随意契約に係る情報公開のあり方	○		
11 行政委員会の報酬見直し	○		
12 事業評価制度	○		
13 事務共同化の可能性に係る研究	○		※相互に関連が強いテーマであるため1つのテーマとして検討
14 機関や施設等の共同利用に係る研究	○		